

2019 年度SDGs未来都市等提案書(提案様式1)

平成31年3月5日

陸前高田市長 戸羽 太

提案全体のタイトル	ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり
提案者	岩手県陸前高田市
担当者・連絡先	

1. 全体計画（自治体全体でのSDGsの取組）

1.1 将来ビジョン

（1）地域の実態

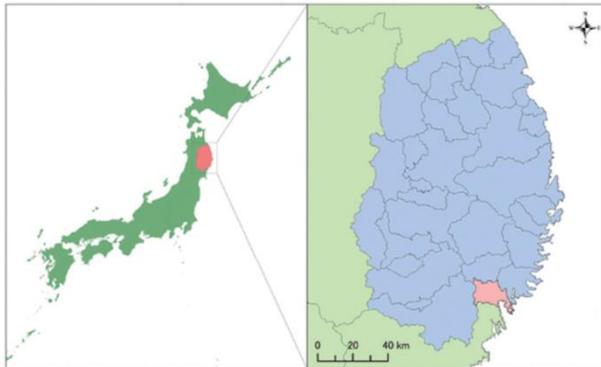
1 自然的条件について

陸前高田市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南の玄関口として、大船渡市、住田町、一関市及び宮城県気仙沼市に接し、宮城県との県際に位置している。

また、北上山地の南端部に位置し、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が注ぐ広田湾、なだらかな斜面や低地が広がっている。

市の総面積は 231.94 km²で、市域は東西約 23 km、南北約 21 kmに及び、その約 7 割を森林が占めており、三陸沿岸に位置しているため、海洋の影響と地理的条件から四季を通じて比較的温暖な気候が特徴である。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本市に甚大な津波被害をもたらし、震災から 8 年が経過した現在においても、被災者の住宅再建を最重点課題としながら、防潮堤工事や新たな中心市街地の再生など、官民連携のもと一日も早い復興を目指し、各種事業に取り組んでいる。



<陸前高田市の位置>



<名勝「高田松原」(震災前)>

2 歴史的条件について

歴史は古く、史跡中沢浜貝塚に代表されるように縄文時代から優れた漁ろう文化を形成し、水産日本のルーツと呼ばれている。都市としての成り立ちは、平安時代初期とみられ、金と塩、海産物が経済の根幹を成しており、特に金は、奥州藤原氏の黄金文化の繁栄に大きな役割を果たし、鎌倉から室町時代末期には、葛西氏が統治し、仙台藩の直轄領となる藩政時代には、気仙郡今泉村に大肝入会所や代官所が設置され、気仙地方の政治経済の中心として栄えた。

明治以降では、1889 年の町村制実施により、1 町 8 カ村となり、その後、1955 年の町村合併促進法の施行に基づき、高田、気仙、広田の 3 町と小友、米崎、矢作、竹駒、横田の 5 村が合併して現在の陸前高田市を形成している。

3 社会的経済的条件について

幹線交通網は、道路としては、本市を南北に縦断する国道 45 号及び県内陸部と本市を結ぶ国道 340 号、343 号を幹線に、県道や市道が連結し道路網を形成しており、国道 343 号については、東日本大震災後、内陸部と沿岸部を結ぶ「復興支援道路」に位置付けられており、今後の起こりうる災害への備えとして、難所である笹ノ田峠を安全に通過するため、トンネルで結ぶことが必要不可欠であることから、一日も早い事業化が望まれている。また、三陸沿岸道路についても、宮城県との県境トンネルが貫通したところであり、一日も早い整備が望まれている。

鉄道は、東日本大震災を起因とした大津波の影響により、一関市及び大船渡市に向かう JR 大船渡線において、路線及び駅舎が流出したが、BRT での本格復旧を進めている。



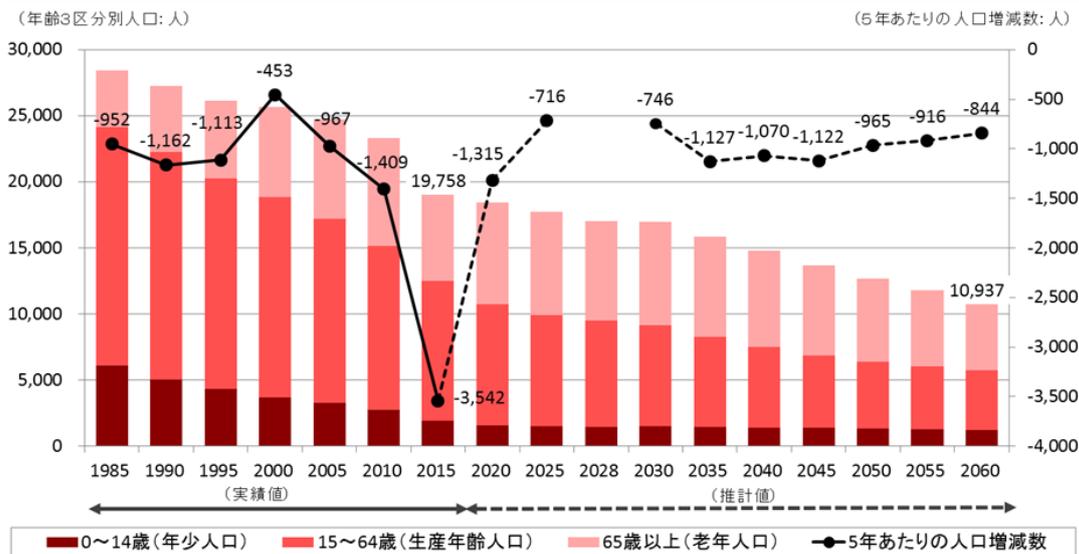
<BRT(バス高速輸送システム)>

4 人口等の動向について

国勢調査による本市の人口は、1955 年の 32,833 人から減少の一途をたどり、2015 年には 19,758 人(39.8%減)となっており、1955 年から 2015 年までの 60 年間で約 13,000 人の減少となっている。また、東日本大震災の発生により、大規模な被害を受けた本市では、震災をきっかけとして、市外へ転出された方が多くいるなど、震災後には人口減少の進行が顕著となっている。

世帯数については、核家族化の進行などにより、2005 年まで増加傾向を示していたが、東日本大震災以降の 2015 年には急激に減少しており、2005 年から約 300 世帯の減少となっている。

このような状況の中、市民・地域・企業・行政が一丸となって、人口減少と少子化への対策を講じ、定住や新たな移住を呼び込むことのできる地域づくりを進めるため、2016 年 3 月に陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、交流人口の拡大やしごとの創出、子育て環境の整備などに取り組んでいるところであり、これらの取組により、市外へ転出された方の帰還・帰郷が促進され、さらには震災を契機に本市へ思いを寄せている方が新たに移住されるなど、人口減少速度の抑制につながっていることも本市の特徴となっている。



＜年齢区別の人口の推移と今後の見込み＞

5 産業について

1960年の産業別人口を見ると、第一次産業の就業人口比率が最も高く、農林業と水産業のまちであったことがわかり、その後、1980年には第一次産業と第三次産業の比率が逆転し、第三次産業の比率が最も高くなっている。また、1990年には第一次産業と第二次産業の比率が逆転している。

こうした傾向はその後も続き、1960年に2割程度であった第三次産業の比率は、2005年には5割を超えるまでに増加しており、本市の産業構造が、第一次産業から第二次・第三次産業へ移行している。

また、東日本大震災の発生により、暮らしの基盤である全ての産業について甚大な被害を受けたが、産業の復興を目指す本市では、従来あった産業の復旧のみならず、地場産品の高付加価値化や、新しい産業の創造に向け取り組んでいる。

区分	1960年	1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	増減 1960年⇒ 2015年
第一次産業	9,658 (61.6)	4,771 (33.4)	3,428 (25.0)	2,763 (21.3)	2,191 (17.3)	1,900 (16.4)	1,602 (15.1)	1,097 (11.3)	△8,561 (△88.6)
第二次産業	2,478 (15.8)	4,386 (30.7)	4,789 (35.0)	4,556 (35.1)	4,550 (36.0)	3,681 (31.7)	3,013 (28.3)	3,306 (34.1)	828 (133.4)
第三次産業	3,534 (22.6)	5,121 (35.9)	5,479 (40.0)	5,670 (43.6)	5,909 (46.7)	6,035 (51.9)	6,018 (56.6)	5,294 (54.6)	1,760 (149.8)
計	15,670	14,278	13,696	12,989	12,650	11,616	10,633	9,697	△5,973 (△38.1)

※ 上段:就業者数 下段:構成比

資料:国勢調査

＜産業別人口の推移 (単位:人、%)＞

6 今後取り組む課題について

少子化や人口減少の進行、経済・社会のグローバル化の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題が懸念される中で、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想されている。

こうした中で、2011年3月11日には東日本大震災が発生し、多くの尊い人命と貴重な財産が失われるなど未曾有の被害を受けたところであり、2011年12月に策定した陸前高田市震災復興計画に基づき、各種復興事業に継続して取り組んでいるものの、復興を成し遂げるには、今後も相当の期間を要する状況となっている。

このような状況の中、持続可能な自治体運営を行うためには、地域の魅力を再認識しながら、先人の残した恵まれた自然と歴史や伝統あるまちを、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければならない。



<高台から望む陸前高田市>



<奇跡の一本松>

(2) 2030年のあるべき姿

子どもから高齢者まで、全ての人々が安心して住みやすいまちで暮らすためには、まち全体がユニバーサルデザインに配慮した「すべての人にやさしいまち」であるとともに、心のバリアフリーを推進し、障がいのある人とない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って、ともに支え合って生きる「共生のまち」を実現すること、市民同士の交流のほか、国内外から多くの人々が訪れ、市民との交流が活発に行われる「交流のまち」を実現すること、さらに、人口減少が進行するなか、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、活力と活気に溢れる「持続可能なまち」を実現することが必要である。

このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政との共通理解に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりが不可欠となっている。

1 創造的な復興(ビルド・バック・ベター)と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災からの復興の取組について、単に震災からの復旧に留まらず、震災前より良い状態となるよう、未来に向けた新たなまちづくりを目指すことが必要である。

また、創造的な復興の取組とともに、これまで教訓としてきた防災・減災というキーワード

を、新たな魅力として世界に発信することにより、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、本市としての魅力を高めるまちづくりに取り組んでいく。



<災害に強い安全なまち ~多重防災~>



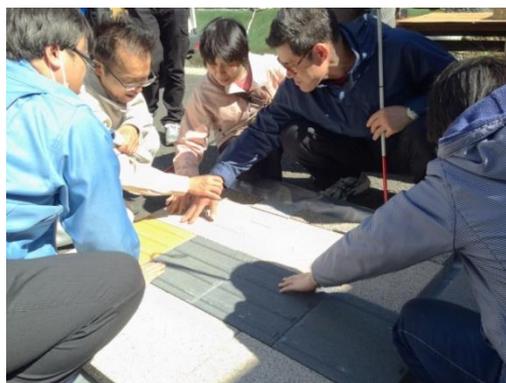
<外国人等との避難訓練>

2 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり(世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり)

国籍や文化、宗教、政治的信条などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいを持つことになったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへと成長できるように取り組んでいく。



<障がい者によるふるさと納税返礼品の梱包>



<ユニバーサルデザインのまちづくり>

3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進むことが予想される中、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業・商工業などの振興や、地域特性・地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出を推し進めるとともに、まちづくりの担い手となる人材を育成し、市民と行政が

互いの特性や長所を活かして協働・連携することにより、子どもから高齢者まですべての人が活力と活気に溢れ、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちづくりに取り組んでいく。



<たかたのゆめ稲刈り式>



<産業まつり>



<様々な海の幸>



<スポーツによる交流>

(3) 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

(経済)

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 8.3	指標:新規雇用者数(累計)	
	現在(2019年3月): 56人	2030年: 350人
 8.3	指標:企業誘致数(累計)	
	現在(2018年12月): 8社	2030年: 20社
 9.5	指標:チャレンジショップ出店者数	
	現在(2019年3月): 5店舗	2030年: 9店舗
 9.5	指標:市内における起業者の創出件数(累計)	
	現在(2019年3月): 0件	2030年: 5件
 10.2	指標:就労困難者就労者数(累計)	
	現在(2019年3月): 6人	2030年: 25人

子どもから高齢者、障がい者やシングルマザー、外国人、LGBTなど誰もが生活を楽しみ、働き、スポーツする新しいまちをつくりだし、インクルーシブな活動の支援者や市外からの交流者が増大していくことで、新しい事業機会の創出につながる。この流れを生かし、民間企業や各種団体などを巻き込みながら、市内で働く場と働く人を増やしていく。

(社会)

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 1.2	指標:就学支援者数	
	現在(2019年3月): 116人	2030年: 100人

 2.3	指標: 子ども食堂利用者数(年間延べ)	
	現在(2019年3月): 0人	2030年: 1,200人
 3.2	指標: 出生数	
	現在(2019年3月): 94人	2030年: 110人
 4.7	指標: 各種学級等参加者数	
	現在(2019年3月): 1,934人	2030年: 1,940人
 5.1	指標: 各種審議会等における女性委員の登用率	
	現在(2019年3月): 18.5%	2030年: 30.0%
 10.6	指標: 友好都市等交流事業開催数	
	現在(2019年3月): 15回	2030年: 20回
 10.7	指標: U・Iターン者数	
	現在(2019年3月): 55人	2030年: 200人
 11.2	指標: ユニバーサルデザイン化施設数	
	現在(2019年3月): 0件	2030年: 100件

「誰一人取り残さない社会の実現」という考え方にに基づき、ハードの整備は続けながらも、ソフト面での充実を図っていく。特に、世代を超えた教育活動、文化交流、ダイバーシティへの対応・充実などにより市民の意識改革も促していく。

(環境)

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 7.1	指標: 再生可能エネルギー比率	
	現在(2019年3月): 8.7%	2030年: 20.0%

 7.1	指標: 地域新電力会社契約件数	
	現在(2019年3月): 0件	2030年: 100件
 14.1	指標: 海的环境基準(COD75%値環境基準)	
	現在(2019年3月): 1.6 mg/l	2030年: 1.5 mg/l 以下
 15.2	指標: 高田松原の再生率	
	現在(2019年3月): 0%	2030年: 50.0%
 15.2	指標: 再造林率	
	現在(2019年3月): 5.0%	2030年: 20.0%
<p>震災により被害を受けた環境を再生するために、まず高田松原の再生による緑の復活を進め、それに伴い海的环境再生を図っていく。また、太陽光や木質バイオマスなどを活用しながら再生可能エネルギーへの転換を進め、環境負荷の少ないまちづくりを進める。</p>		

1.2 自治体SDGsの推進に資する取組

※SDGs未来都市選定後の3年間(2019～2021年度)に実施する取組を記載すること。

(1) 自治体SDGsの推進に資する取組		
経済面の取組		
①誰もが就労できる最先端・高付加価値農林水産業の実現		
ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 8.3	指標: 新規雇用者数(累計)	
	現在(2019年3月): 56人	2021年: 100人
<p>・ピーカンナッツ・プロジェクトの推進</p> <p>2017年7月に東京大学及び株式会社サロンドロワイヤルと協定を締結したピーカンナッツ・プロジェクト(再整備する被災エリアへのピーカンナッツの植樹・育成等により、地域特産品としてブランド化し6次化を進める。)の具現化に向け、ピーカンナッツの市場・文化形成や苗木育成に係る各種事業を推進し最先端・高付加価値農業を実現する。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【ピーカンナッツの特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い栄養価→機能性食品市場 ・加工しやすい→多様な商品展開  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>陸前高田発・ 国内の市場形成、 食文化発信を!</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>東京大学や米国先端農場との提携 による技術革新</p>  <p>ゲノム育種による環境に適した苗木の開発</p> <p>センシング技術を用いた情報収集・精密管理</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><ピーカンナッツプロジェクト イメージ図></p>		

②障がい者や外国人等に対する特産品製造・加工、各種公共施設などでの就労機会の提供

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 10.2	指標: 就労困難者就労者数(累計)	
	現在(2019年3月): 6人	2021年: 10人

・環境保全型農業直接支払交付金事業

自然環境の保全に資する農業生産方式に取り組む団体等を支援し、環境にやさしい農業の推進を図る。

・がんばる海の担い手支援事業

新たな養殖漁業者の育成確保を図るため、新規参入者や若年後継者に対し奨励金を支給する。

③企業に在籍する障がい者の受け入れとリハビリ&パラスポーツへの接触機会提供

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 9.5	指標: チャレンジショップ出店者数	
	現在(2019年3月): 5店舗	2021年: 9店舗
 9.5	指標: 市内における起業者の創出件数(累計)	
	現在(2019年3月): 0件	2021年: 2件

・イノベーション促進

挑戦しやすい環境の整備と、市内外のネットワークを活用した起業にチャレンジを志す市民を支援するプラットフォームを形成し、世界を牽引する新しいビジネスモデル、技術開発、実証実験の実施などを促進する。



＜チャレンジショップ イメージ図＞

④ユニバーサルデザインを前提とした物品やサービス、まちづくりの研究開発・創業支援拠点化

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
 8.3	指標: 企業誘致数(累計)	
	現在(2018年12月): 8社	2021年: 10社

・企業誘致

若者の地元定着化や安定した就労の場を確保するため、新たな企業の誘致活動及び既存企業の支援業務として、(1)情報収集及び情報発信、(2)企業訪問、(3)委員会の開催などを行う。区画整理等により整備される土地に、雇用の創出及び魅力のある街づくりのための企業を誘致する。

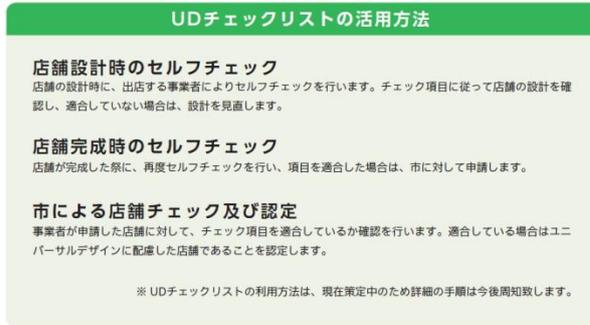
社会面の取組

① ユニバーサルデザイン対応施設の整備推進(環境整備・ユニバーサル対応化)

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
 11.2	指標: ユニバーサルデザイン化施設数	
	現在(2019年3月): 0施設	2021年: 50施設

・市内中小事業者の「ユニバーサルデザイン」の建物、附属設備、機械等の整備推進

市内中小事業者が店舗等の本設・改築を行った際に、ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプランに基づく「ユニバーサルデザイン」の建物、附属設備、機械の設置等に要する経費に対し補助する。



<ユニバーサルデザインチェックリスト>

・交通確保対策事業

高齢者や障がい者、観光客などが利用しやすい公共交通環境を整備するとともに、ささえあい交通などの新たな移動手段を検討し、効率的な公共交通ネットワークを構築する。

② ダイバーシティ&多文化共生社会の実現

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 10.7	指標: U・Iターン者数	
	現在(2019年3月): 55人	2021年: 100人
 5.1	指標: 各種審議会等における女性委員の登用率	
	現在(2019年3月): 18.5%	2021年: 20.0%

・国内の不平等是正

都心部への人口集中が進む中で、特徴あるまちづくりにより新たな産業や雇用の場を市内に創出し、計画的に定住人口の増加を図る。

・高齢者等生きがい対策事業

多様な社会活動を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。

・語学指導外国人青年招致事業

外国青年による語学指導を通じ、教育文化の国際化を図る。中学生を対象とした英語サマーカーニバルを実施する。

③ 子育て支援環境の向上(貧困対策・就学支援)

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 1.2	指標: 就学支援者数	
	現在(2019年3月): 116人	2021年: 110人
 2.3	指標: 子ども食堂利用者数(年間延べ)	
	現在(2019年3月): 0人	2021年: 300人
 3.2	指標: 出生数	
	現在(2019年3月): 94人	2021年: 100人
 4.7	指標: 各種学級等参加者数	
	現在(2019年3月): 1,934人	2021年: 1,935人

・子どもの学び基金支援金給付事業

東日本大震災により、両親が死亡し、又は行方不明となっている児童、生徒等に対し、修学支援を目的とした支援金を給付する。

・児童就学援助事業

経済的理由や東日本大震災により被災し就学が困難と認められる児童の保護者に必要な援助を行う。

・生徒就学援助事業

経済的理由や東日本大震災により被災し、就学が困難と認められる生徒の保護者に必要な援助を行う。

・陸前高田市・名古屋市中学生交流事業

「絆」協定に基づき、毎年度、両市の代表生徒による交流事業を通して交流を深め、将来

のまちづくりを担う人材の育成を図る。

④ 内外のパラ・アスリート等とのスポーツ交流の促進

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 10.6	指標: 友好都市等交流事業開催数	
	現在(2019年3月): 15回	2021年: 17回

・パラリンピックやパラスポーツの合宿・大会開催費の補助などによる交流推進

障がい者スポーツを含め、市民向け勉強会の開催、大会開催等を誘致し、障がい者からアスリート等の交流促進を図る。

環境面の取組

① 名勝高田松原再生・次世代への継承

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 15.2	指標: 高田松原の再生率	
	現在(2019年3月): 0%	2021年: 20.0%

・地元の名勝、高田松原の再生

高田松原再生のために活動する団体に対し、補助金を交付し、活動を支援する。また、高田松原再生に向けた市民との協同組織を立ち上げる。

② 再生可能エネルギーの導入推進

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
 7.1	指標: 再生可能エネルギー比率	
	現在(2019年3月): 8.7%	2021年: 10%

・再生可能エネルギーを活用した設備の普及

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及び再生可能エネルギーを活用した設備(太陽光、木質バイオマス、風力等)の普及を図るため、その設置費用の一部を助成する。

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 7.1	指標: 地域新電力会社契約件数	
	現在(2019年3月): 0件	2021年: 30件

・安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーの提供

再生可能エネルギーの利用を市民に啓蒙し、地球環境への付加軽減を図るとともに、大規模集中型の電力システムや化石燃料由来のエネルギーに依存からの脱却とエネルギーの地産地消による地域経済循環と地域活性化を目指す。



<エネルギー地産地消 イメージ図>

③ 持続可能な林業・漁業の推進

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 14.1	指標: 海的环境基準(COD75%値環境基準)	
	現在(2019年3月): 1.60 mg/l	2021年: 1.58 mg/l 以下
 15.2	指標: 再造林率	
	現在(2019年3月): 5.0%	2021年: 8.0%

・林業担い手サポート事業

陸前高田市の定着人口の増加と自伐型林業の普及をめざし、地域おこし協力隊を育成する。また、新規林業従事者に対し助成を行う。

・漁業後継者育成対策事業

地域の海と漁業などの資源を利用した活動や食育体験などを通じて、明日の漁業の担い手と漁業の理解者となる青少年の育成を図る。また、小・中学生及び高校生を対象とした水産教室を開催する。

(2) 情報発信

(域内向け)

「広報りくぜんたかた」、「市ホームページ」及び「市公式 Facebook」などにより、市内外に情報を発信することに加えて、世界組織などで活躍するオピニオンリーダーや実践者を招いた講演会を開催し、市民、産業界、市職員などにも生きた情報の発信に努める。また、障がい者スポーツ、eスポーツなどの大会、イベントなどを積極的に誘致することにより、地域住民の参加意識を引き上げていく。

(域外向け (国内))

上記の障がい者スポーツやeスポーツなどの大会やイベントを契機に、国内のメディアを通じて情報発信をしていくほか、ふるさと納税の仕組みを活用しながら、こうした活動をPRし、国内で賛同してくれる個人や企業を募っていく。また、連携しているメディア企業などの協力を得ることにより、国内企業や自治体の意思決定層や管理職などにも情報を発信し、市の動きに連携・追随しようとする企業や自治体の増加につなげることを目指す。

(海外向け)

米ハーバード大学の大学生を毎年市役所にインターンとして迎えており、彼ら自身に市の取り組みを体感してもらいながら、在職中・帰国後にSNSなどを通じて世界のトップ層への情報発信を促す。市ホームページの英語対応により基本的な情報は直接、海外に向けても発信するとともに、2018年10月の市長による国連本部でのスピーチをはじめとし、市の幹部・メンバーが海外のイベントや国際機関などで直接語り伝える機会を生かす。

(3) 普及展開性(自治体SDGsモデル事業の普及展開を含む)

(他の地域への普及展開性)

まず、障がい者スポーツの集積地として先行し国内のモデル都市を目指す。障がい者がスポーツをしたり日々働いたりする場所を提供する街づくりを進めていく過程で、最先端技術の

開発協力やベンチャー企業による新事業への挑戦などの実験を重ね、市内で開発した技術や培ったノウハウは積極的に他地域での展開に活用を促進する。同時に、住民の精神的な柔軟性・寛容性を引き上げ、高齢者、LGBT、経済的弱者など誰ひとり取り残されず全員が活躍していく市として、国内のみならず世界の最先端実践例となっていく。

（自治体SDGsモデル事業の普及展開策）

2020年の東京パラリンピックは、国内の障がい者スポーツへの関心を引き上げるうえで絶好の機会となることから、パラリンピック競技のキャンプ地を目指す自治体などを中心に国内ではノーマライゼーションに関する関心がより高まっていくと見込まれる。こうした中で、最先端のモデル都市として、積極的に情報発信し視察を受け入れるとともに、他自治体へのノウハウ提供をベンチャー企業、連携組織などを通じて積極的に行っていく。生まれ変わった陸前高田市が日本の新しい地方都市のモデルとなりうるような街づくりを目指す。

1.3 推進体制

(1) 各種計画への反映

1. 陸前高田市震災復興計画

「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」を掲げ、被害を受けた地域でまずハード面を中心に整備を進めている。

2. ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン

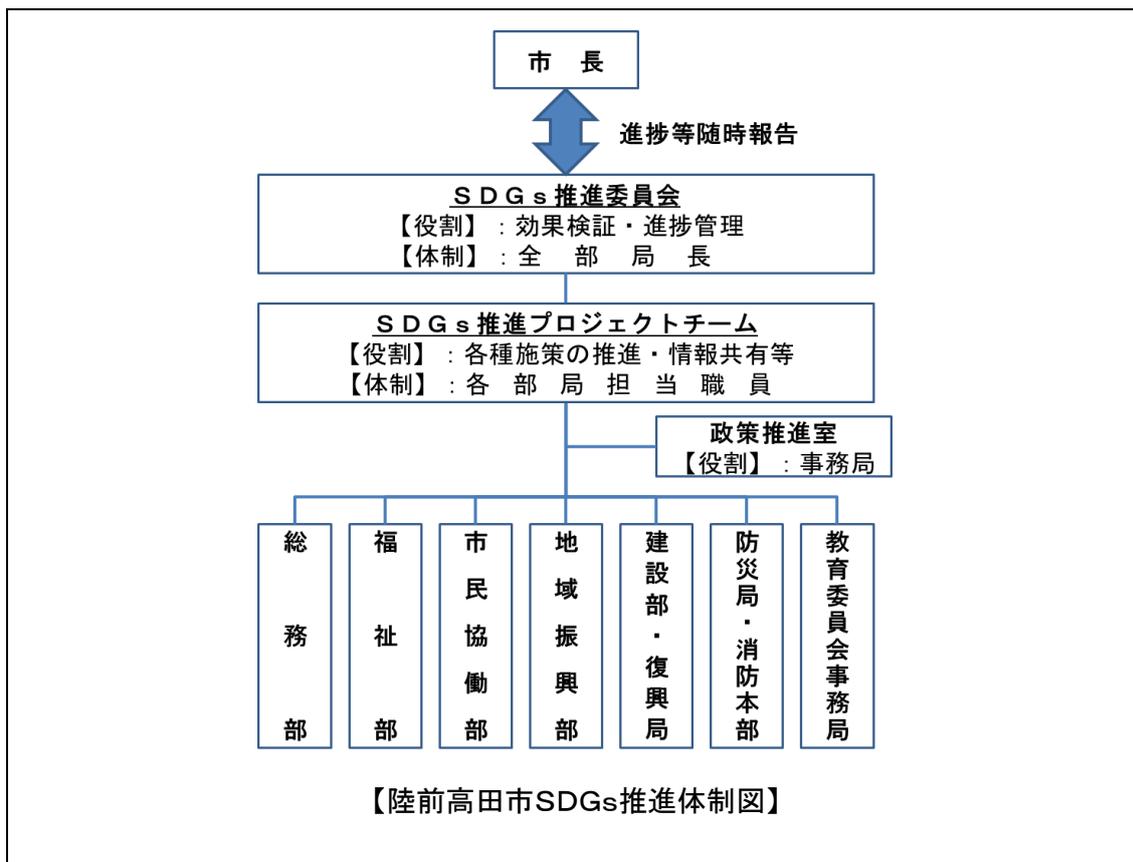
震災復興計画に掲げる3つの復興の基本理念、「世界に誇れる美しいまち」、「ひとを育て、命と絆を守るまち」、「活力あふれるまち」を共に創るために、そしてまた、全ての人は平等であるとの考えのもと、東日本大震災の被災から立ち上がり希望を持ち、一人ひとりが笑顔になれるまち、未来永劫「ノーマライゼーションという言葉のいないまち」で在り続けるために、指針となる行動計画として2015年6月に策定。

3. 陸前高田市まちづくり総合計画

2018年度には、陸前高田市震災復興計画期間が満了することから、市勢発展のため、陸前高田市震災復興計画を継承した新たな総合計画となる「陸前高田市まちづくり総合計画」を2019年度を初年度として、2028年度を目標年次とする10年間で策定を進めている。「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」を将来像に掲げ、SDGsの観点も踏まえて、計画を推進していくこととしている。

(2) 行政体内部の執行体制

2019年度より、市長直下のSDGs推進委員会を設立し、全部局との情報交換を進めながら、市全体でSDGsに取り組んでいく。



(3)ステークホルダーとの連携

1. 域内外の主体

【域内】

団体・組織名等	説明等
陸前高田グローバルキャンパス	地方創生・人材育成等の推進に関する協定 ※岩手大学・立教大学 空校舎を利用した防災・復興・地域創生等をテーマとする交流活動拠点
██████████	ふるさと納税返礼品発送・梱包にて障がい者雇用
██████████	地域の課題解決、市外からの交流受け入れ障がい者雇用とスポーツ事業の運営等
██████████	リンゴ栽培にて障がい者雇用
██████████	訪問リハビリ、デイサービス、フィットネススタジオの実施・運営
██████████	名勝高田松原の再生、森林環境の保全
██████████	JTから復興支援として新種米を寄贈、地域ブランド米の確立
██████████	ゆずの栽培管理及び研究、ブランド化

██████████	広田湾産エゾイシカゲ貝の養殖生産量の拡大、情報発信、ブランド化
██████████	たかた☆ゆめキッチン(子ども食堂)の実施・運営
ノーマライゼーション大使	田崎飛鳥 市内アトリエにて絵等の作品制作活動
防災マイスター	防災に関する知識や技術を習得し、地域における防災リーダーとして市に認定された一般市民等

【域外】

団体・組織名等	説明等
ワタミ株式会社	渡邊美樹氏 市参与、コールセンター事務所設置、夢アワードの開催
ワタミファーム&エナジー株式会社	高付加価値農業による連携、地域新電力会社
川崎フロンターレ	友好協定、復興支援活動及び市民との交流
株式会社楽天野球団	パートナー協定、野球を中心としたスポーツ交流活動等
██████████	地域資源を活用したブランド商品の開発(ふれんちまかろん)
株式会社サロンドロワイヤル	連携協力協定、ピーカンを活用したまちづくりのモデルを構築・提示
株式会社ミライロ	包括的連携協定、障がい者・高齢者などに向き合ったハードづくりのアドバイス
株式会社日経 BP 日経 BP 総研	包括連携協定、障がい者・高齢者向けサービス実施企業などの紹介、アレンジメント、アドバイス、情報発信等
ヤマト運輸、郵便局	地域の見守りに関する協定
██████████	ユニバーサルタウン陸前高田創造事業の推進 ※地方創生推進交付金活用事業
██████████	障がい者の就労支援におけるアドバイス
██████████	青のり陸上養殖の調査研究、新規事業化、障がい者雇用(予定)
██████████	██████████ ██████████
██████████	陸上養殖事業の調査研究、新規事業化(予定)、障がい者雇用(予定)
東京大学	連携協力協定、ピーカンナッツの先端研究拠点及び生産基盤構築

立教大学	連携交流協定、林業体験事業、人材育成
盛岡大学・盛岡大学短期大学部、法政大学、岩手医科大学・東京大学大学院、東北大学、奈良教育大学	共同研究、連携、教員の資質向上等に関する協定 ※個別締結

2. 国内の自治体

団体・組織名等	説明等
岩手県	県内自治体との連絡調整
大船渡市、住田町	気仙広域環境未来都市
洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市	三陸連携会議、産業・観光振興等
名古屋市	兄弟都市協定、職員派遣や自治体間での交流
名古屋市教育委員会	絆協定、子ども達の交流事業
豊中市	防災協定
名古屋市、松江市、茅ヶ崎市、武雄市、豊中市、松坂市	産業まつり等による交流

3. 海外の主体

団体・組織名等	説明等
クレセントシティ市	姉妹都市提携、震災時に実習船が漂流、市民レベルでの国際交流
カリフォルニア州議会	クレセントシティ市との関係を議会が認知
シンガポール共和国	2020年東京オリンピックホストタウン覚書、震災時に多額の寄付、国際交流員及びツアー客等を市で受入
██████████	ピーカンナッツの先端農場経営拠点
██████████	ピーカンナッツの先端研究拠点
██████████	インターン生受入
██████████ ██████████ ██████████	各種会議出席、スピーチ等の招聘、視察受入

2. 自治体SDGsモデル事業（特に注力する先導的取組）

2.1 自治体SDGsモデル事業での取組提案

(1) 課題・目標設定と取組の概要

(自治体SDGsモデル事業名)

「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」の実現

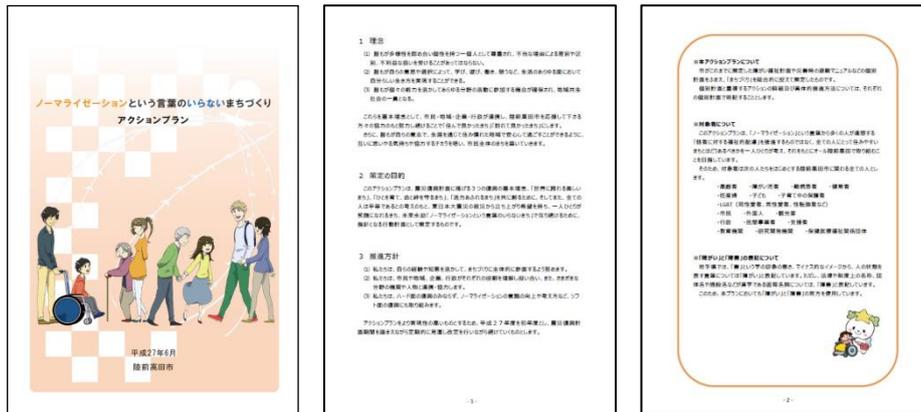


(課題・目標設定)

- ゴール 1、ターゲット 1.2
- ゴール 2、ターゲット 2.3
- ゴール 3、ターゲット 3.2
- ゴール 4、ターゲット 4.1
- ゴール 4、ターゲット 4.7
- ゴール 5、ターゲット 5.1
- ゴール 7 ターゲット 7.1
- ゴール 8 ターゲット 8.3
- ゴール 9、ターゲット 9.1
- ゴール 9、ターゲット 9.5
- ゴール 10、ターゲット 10.2
- ゴール 10、ターゲット 10.6
- ゴール 10、ターゲット 10.7
- ゴール 11、ターゲット 11.2
- ゴール 14、ターゲット 14.1
- ゴール 15、ターゲット 15.2
- ゴール 17、ターゲット 17.16

2011年3月に発生した東日本大震災で大きな被害を受けた陸前高田市は、ハード面のみならず、ソフト面からも日本と世界の最先端を目指すことを復興の目標に掲げている。

それは、子どもから高齢者、障がい者やシングルマザー、外国人、LGBT など誰もが一般の人々と同じように生活し、働き、日常生活を送ることができるようなまちづくりを進めていくことが最も重要な課題であると同時に、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」の実現が最大の目標であり、「誰一人取り残さない社会の実現」というSDGsが掲げる目標とも合致する。



<ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン>

(取組の概要)

まず社会の側面では、2011年3月の東日本大震災発生以来、新設する公共施設などを中心にユニバーサル化を推し進めてきた。こうしたハード面でのユニバーサル対応を進めるとともに、ダイバーシティへの対応による多文化共生社会の実現を目指し、貧困対策や就学支援などによる子育て支援体制の向上、また国内外のパラ・アスリート等とのスポーツ交流の促進による市内外の人々の意識改革を進めていく。

こうした活動により、経済の側面では、誰もが就労できる最先端・高付加価値農林水産業の実現、特産品製造・加工や各種公共施設などの就労機会の提供、テレワーク等の柔軟な働き方の実現による企業に在籍する障がい者の受け入れ、ユニバーサルデザインを前提とした物品やサービス、まちづくりなどの研究開発と創業支援を進めていく。

また、環境の側面では、交流人口、定住人口の増加とともに、誰もが安心して生活できる持続可能なまちとして再生可能エネルギーの導入を推進し、震災によって壊滅的な被害を受けた地元の名勝である高田松原を再生することで、先人から受け継いできた自然遺産の次世代への継承を進めながら、持続可能な林業の推進によって陸上及びその生態系が大きく影響する海洋の保全を進めていく。

(2)三側面の取組

経済面の取組

- ① 誰もが就労できる最先端・高付加価値農林水産業の実現
・ピーカンナッツ・プロジェクトの推進(※p.11)
- ② 障がい者や外国人等に対する特産品製造・加工、各種公共施設などでの就労機会の提供
・環境保全型農業直接支払交付金事業(※p.12)
・がんばる海の担い手支援事業(※p.12)
- ③ 企業に在籍する障がい者の受け入れとリハビリ&パラスポーツへの接触機会提供
・イノベーション促進(※p.12)
- ④ ユニバーサルデザインを前提とした物品やサービス、まちづくりの研究開発・創業支援拠点化
・企業誘致(※p.13)

(事業費)

3年間(2019～2021年)総額:259,367千円

社会面の取組

- ① ユニバーサルデザイン対応施設の整備推進(環境整備・ユニバーサル対応化)
・市内中小事業者の「ユニバーサルデザイン」の建物、附属設備、機械等の整備推進(※p.14)
・交通確保対策事業(※p.14)
- ② ダイバーシティ&多文化共生社会の実現
・国内の不平等是正(※p.14)
・高齢者等生きがい対策事業(※p.14)
・語学指導外国人青年招致事業(※p.15)
- ③ 子育て支援環境の向上(貧困対策・就学支援)
・子どもの学び基金支援金給付事業(※p.15)

- ・児童就学援助事業(※p.15)
- ・生徒就学援助事業(※p.15)
- ・陸前高田市・名古屋市中学生交流事業(※p.15)

④ 国内外のパラ・アスリート等とのスポーツ交流の促進

- ・パラリンピックやパラスポーツの合宿・大会開催費の補助などによる交流推進(※p.16)

(事業費)

3年間(2019～2021年)総額:477,242千円

環境面の取組

① 名勝高田松原再生・次世代への継承

- ・地元の名勝、高田松原の再生(※p.16)

② 再生可能エネルギーの導入推進

- ・再生可能エネルギーを活用した設備の普及(※p.17)
- ・安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーの提供(※p.17)

③ 持続可能な林業・漁業の推進

- ・林業担い手サポート事業(※p.18)
- ・漁業後継者育成対策事業(※p.18)

(事業費)

3年間(2019～2021年)総額:117,717千円

(3) 三側面をつなぐ統合的取組

(3-1) 統合的取組の事業名(自治体SDGs補助金対象事業)

(統合的取組の事業名)

「ノーマライゼーションという言葉のいないまち」の実現
ゴール 17、ターゲット 17.16



(取組概要)

- ・「共生のまち」「交流のまち」「持続可能なまち」の実現をめざした事業構想・計画策定業務委託(計画策定に向けた基礎調査、ヒアリング調査)及び普及啓発イベント実施
 - ・ユニバーサル就労センターによる就労支援・中間的就労導入支援業務
 - ・パラスポーツ(eスポーツを含む)の大会・合宿の実施、及びベンチャー企業などの誘致事業(パートナーシップ・イベント)の開催
- 上記の三つの事業を核にした統合的取組を推進する。

(事業費)

3年間(2019~2021年)総額:80,000千円

(統合的取組による全体最適化の概要及びその過程における工夫)

2019年度からは、ユニバーサル就労センターを設置し、障がい者や高齢者、外国人、シングルマザーなど一般的な就労が難しい人に対して就労支援や中間的就労導入支援などを行いながら、それぞれが自分にあった働き方を実現できる環境づくりをさらに進める。さらに、パラスポーツ(eスポーツを含む)の大会、合宿などの誘致に積極的に乗り出し、市内外の人々の啓もう活動を強化するとともに、ベンチャー企業などを誘致して最先端の技術やサービスを実験する場を積極的に提供。パートナーシップ・イベントなどを通じて、障がい者や高齢者などが生活しやすく働きやすくなるための技術やサービスの開発をベンチャー企業などと共に進めていく。ここで得られた知見やデータは共同開発者とともに積極的に外部にノウハウの提供や販売をすることにより、ユニバーサル就労センターが継続的に活動していくための新しい収益を確保する。その収益を再投資することで、持続的な発展を続けていく。

こうした取り組みによって増加する陸前高田市への来訪者(交流人口)に対して、2019年8月に開園する高田松原津波復興祈念公園と、新設する震災津波伝承館、同園地区に移設する道の駅などの施設を活用して、改めて松原の環境保全の大切さなどを来場者に伝えていく普及啓発イベントを実施する。イベントにおけるワークショップや講演会などを通じて陸前高田市のSDGsとしての取り組みである「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」を市内外の人々、さらに訪日外国人などへも幅広く浸透させていく。

(3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等(新たに創出される価値)

(3-2-1) 経済⇄環境

(経済→環境)

環境保全活動に取り組む人材を増やす

KPI (環境面における相乗効果等)	
指標: ユニバーサル就労センターの利用者数(累計)	
現在(2019年3月): 0人	2021年: 30人

障がい者や高齢者、外国人、シングルマザーなど一般就労が困難な人に対して、ユニバーサル就労センターが就労支援を行うことで、公共の環境関連施設や教育機関、農業・林業・漁業などの従事者を増やすことにつながり、海と陸の環境保全活動と第一次産業を持続可能なものにできる。

(環境→経済)

環境に関心のある来訪者による消費額の増加

KPI (経済面における相乗効果等)	
指標: 道の駅来場者数(年間)	
現在(2019年3月): 0人	2021年: 100万人

高田松原の再生を中心とした環境保全の大切さなどを来場者に伝えていく普及啓発イベント、2019年8月に開園する予定の高田松原津波復興祈念公園や新設する震災津波伝承館、同園地区に移設する道の駅などを訪れる人(交流人口)の増加に伴い、市内での消費額は増加、経済効果が波及する。

(3-2-2) 経済⇄社会

(経済→社会)

パラ・アスリートとの交流による心のバリアフリー化

KPI (社会面における相乗効果等)	
指標: パラ・アスリートとの交流機会(累計)	
現在(2019年3月): 3回	2021年: 20回

パラスポーツ（eスポーツを含む）の大会・合宿の実施で市内を訪れるパラ・アスリートが増加し、ユニバーサル就労センターによる就労支援や中間的就労導入支援などで定住・就労したりするパラ・アスリートが増えれば、市民の意識改革が加速し、精神的なバリアーの低減（心のバリアフリー）が進むとともに、ユニバーサル対応のまちづくりが一層促進される。

（社会→経済）

ユニバーサル対応による企業の研究開発の促進

KPI（経済面における相乗効果等）	
指標：ユニバーサル対応の研究開発案件数（累計）	
現在（2019年3月）： 0件	2021年： 2件

障がい者や高齢者、外国人、シングルマザー、LGBTなど様々な事情がある人が暮らしやすいノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを進めていくことにより、この環境をいかし、企業などによるユニバーサルデザインを前提とした物品やサービス、まちづくりなどの研究開発を促進できる。

（3-2-3）社会⇄環境

（社会→環境）

SDGs 普及啓発による子育て・教育支援の充実

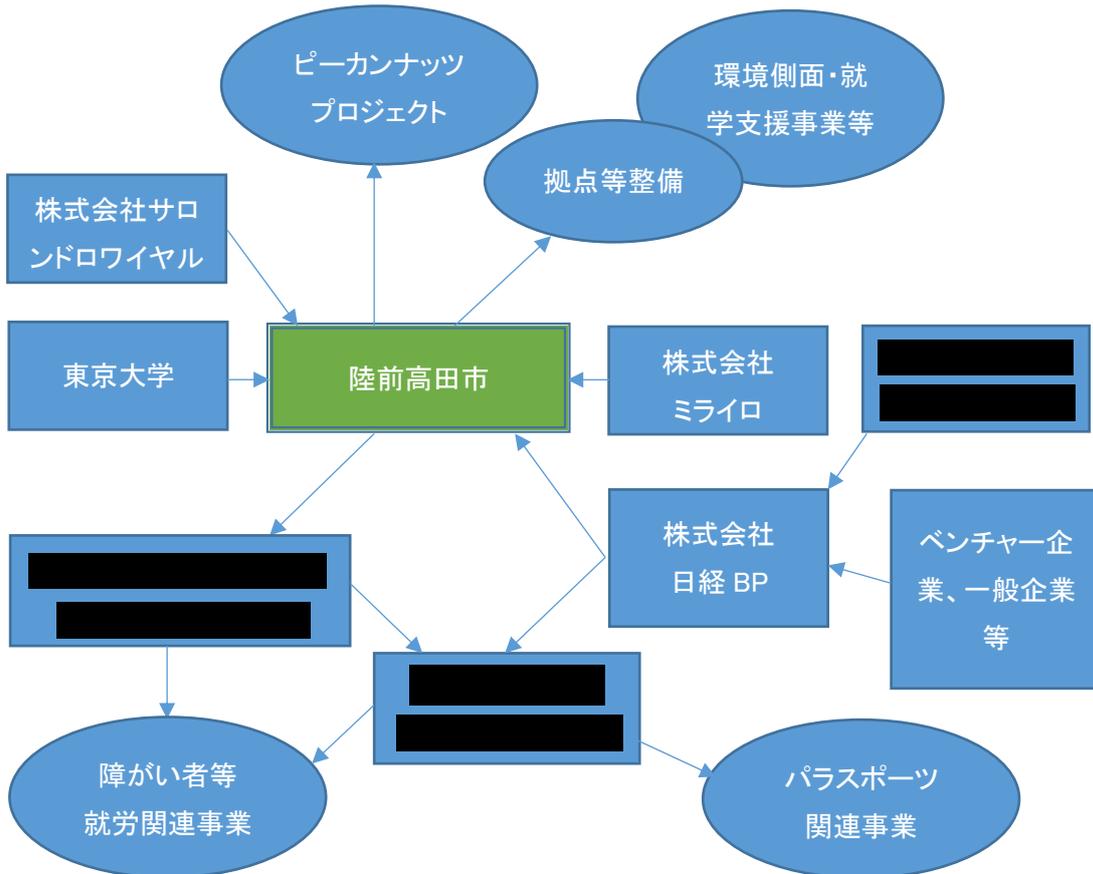
KPI（環境面における相乗効果等）	
指標：再生可能エネルギー比率	
現在（2019年3月）： 8.7%	2021年： 10%

新しい概念であるノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの進展とともに、市内に木質バイオマスなどの再生可能エネルギーのインフラの導入をすすめ、その利用率を向上させることで、誰もが安心して生活できる持続可能なまちとしていくことが可能になる。

(5) 自律的好循環

(事業スキーム)

ハード面のまちづくりについては、市が中心となって継続して整備を進め、ソフト面では多様なステークホルダーを実行主体とするなど連携を図りながら、持続性のあるまちづくりを進めていく。



(将来的な自走に向けた取組)

障がい者や高齢者、外国人、シングルマザー、LGBT など様々な事情がある人が働き、暮らすなかで、生活しやすく働きやすくなるための技術やサービスの開発を民間企業などと共に進めていく。そこで培ったデータや開発されたサービスを外部に積極的に提供・販売することで、ユニバーサル就労センターが継続的に活動していくための新しい収益を得ていく。また、この収益を、まちづくりや環境保全にも活用しながら、「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまち」の実現を目指す。

(6) 資金スキーム

(総事業費)

3年間(2019～2021年)総額:632,595千円

(千円)

	経済面の取組	社会面の取組	環境面の取組	三側面をつなぐ統合的取組	計
2019年度	86,469	165,485	39,239	40,000	331,193
2020年度	86,449	160,845	39,239	20,000	306,533
2021年度	86,449	150,912	39,239	20,000	296,600
計	259,367	477,242	117,717	80,000	934,326

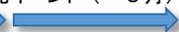
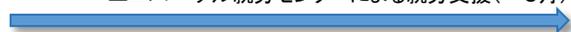
(活用予定の支援施策)

支援施策の名称	活用予定年度	活用予定額(千円)	活用予定の取組の概要
地方創生推進交付金	2019	10,000	三側面をつなぐ統合的取組のうちの事業実施経費(ユニバーサル就労センターによる就労支援、パラスポーツ(eスポーツを含む)の大会・合宿の実施及びベンチャー企業などとのパートナーシップ・イベントの開催)に活用予定。(申請予定)
地方創生推進交付金	2020	10,000	三側面をつなぐ統合的取組のうちの事業実施経費(上記と同じ)に活用予定。(申請予定)
地方創生推進交付金	2021	10,000	三側面をつなぐ統合的取組のうちの事業実施経費(上記と同じ)に活用予定。(申請予定)

(民間投資等)

パートナーシップ・イベントなどを通じて陸前高田市の取り組みに共感・共鳴してくれた民間企業などから支援金や協賛金を募っていく計画を進める。

(7)スケジュール

	取組名	2019 年度	2020 年度	2021 年度
統合	・事業構想・計画策定業務	事業構想・計画策定(～1月)  普及啓発イベント(～3月) 		
	・ユニバーサル就労センターによる就労支援	 ユニバーサル就労センターによる就労支援(～3月)		
	・パラスポーツ(eスポーツを含む)の大会・合宿の実施	 パラスポーツ(eスポーツを含む)の大会・合宿の実施(～3月)		
	・ベンチャー企業などとのパートナーシップ・イベント	パートナーシップ・イベント実施(～3月) 		

<p>経済</p>	<p>①誰もが就労できる最先端・高付加価値農林水産業の実現</p> <p>・ピーカンナッツ・プロジェクトの推進</p>	<p>苗木育成施設建築(～10月)</p> <p>苗木試験栽培(～3月)</p> <p>健康効果に係る広報、食文化普及(～3月)</p>		
	<p>②障がい者や外国人等に対する特産品製造・加工、各種公共施設などでの就労機会の提供</p> <p>・環境保全型農業直接支払交付金事業</p> <p>・がんばる海の担い手支援事業</p>	<p>自然環境の保全に資する農業生産方式団体支援(～3月)</p> <p>新規参入者、若年後継者等への支援(～3月)</p>		
	<p>③企業に在籍する障がい者の受け入れとリハビリ&パラスポーツへの接触機会提供</p> <p>・イノベーション促進</p>	<p>情報収集及び企業訪問、パラスポーツ大会・合宿の実施(～3月)</p>		
	<p>④ユニバーサルデザインを前提とした物品やサービス、まちづくりの研究開発・創業支援拠点化</p> <p>・企業誘致</p>	<p>情報収集及び情報発信、企業訪問、委員会開催(～3月)</p>		

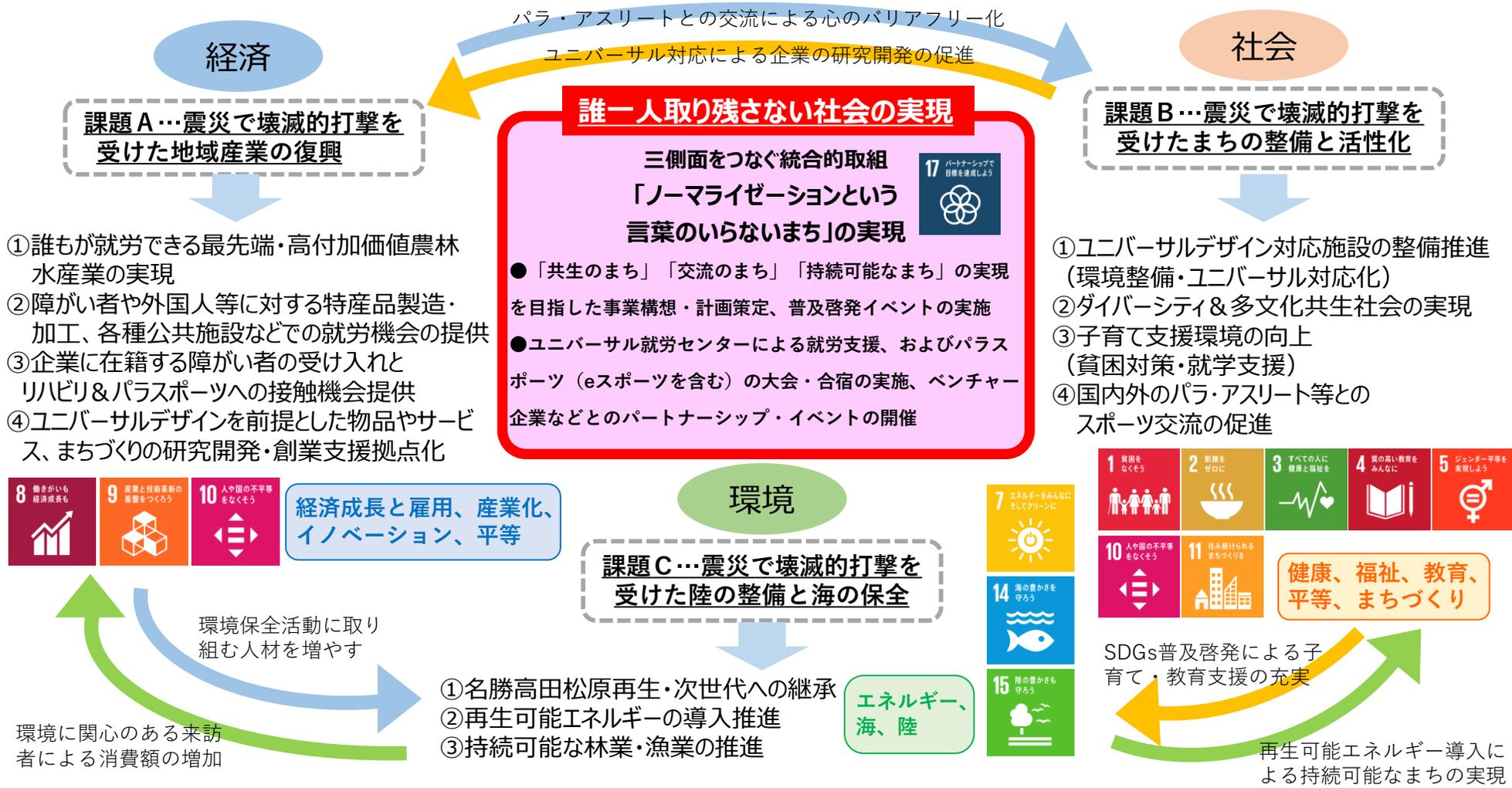
社会	①ユニバーサルデザイン対応施設の整備推進			
	・市内中小業者の「ユニバーサルデザイン」の建物、附属設備、機械等の整備推進	「ユニバーサルデザイン」の建物、附属設備、機械の設置等支援(～3月)	→	→
	・交通確保対策事業費	利用しやすい公共交通環境の整備(～3月)	→	→
	②ダイバーシティ&多文化共生社会の実現	新たな移動手段の検討(～3月)	→	→
	・国内の不平等是正	特徴あるまちづくりによる計画的な定住人口の増加(～3月)	→	→
	・高齢者等生きがい対策事業	高齢者の生きがいと健康づくりの推進、老人クラブ等支援(～3月)	→	→
	・語学指導外国人青年招致事業	外国青年による語学指導(～3月)	→	→
	③子育て支援環境の向上(貧困対策・就学支援)	中学生を対象とした英語サマーキャンプ(～9月)	→	→
	・子どもの学び基金支援金給付事業	震災により両親が死亡又は行方不明の児童等に対する修学支援(～3月)	→	→
	・児童就学援助事業	就学が困難と認められる児童の保護者に対する支援(～3月)	→	→
	・生徒就学援助事業	就学が困難と認められる生徒の保護者に対する支援(～3月)	→	→
	・陸前高田市・名古屋市中学生交流事業	「絆」協定に基づく両市の代表生徒による交流事業支援(～3月)	→	→
	④国内外のパラ・アスリート等とのスポーツ交流の促進			
・パラリンピックやパラスポーツの合宿・大会開催費の補助などによる交流推進	パラスポーツ(eスポーツを含む)の大会・合宿の実施(～3月)	→	→	

環境	①名勝高田松原再生・次世代への継承	高田松原再生活動団体支援(～3月)	→	→
	・地元の名勝、松原の再生	市民協働組織検討(～3月)	→	→
	②再生可能エネルギーの導入推進	再生可能エネルギー設備等導入支援(～3月)	→	→
	・再生可能エネルギーを活用した設備の普及	▲地域新電力会社設立(5月)	→	→
	・安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーの提供	地域新電力会社への公共施設切替(～3月)	→	→
	③持続可能な林業・漁業の推進	自伐型林業普及促進、地域おこし協力隊及び新規林業従事者支援(～3月)	→	→
	・林業担い手サポート事業	新たな担い手育成(～3月)	→	→
	・漁業後継者育成対策事業	小・中学生及び高校生水産教室(～12月)	→	→

事業名:ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり

提案者名:陸前高田市

取組内容の概要:誰もが多様性を認め合い個性を持つ個人として尊重され、障がいがあっても高齢になっても、安心して自分らしい生き方を実現でき、男女がともに協力し合い、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会を実現する。「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を推進することで、市民の心のバリアフリー化を進め、ユニバーサル就労センターを設置することで障がい者や高齢者など就労困難者の雇用の促進を図り、陸前高田市をユニバーサルデザインを前提とした物品やサービス、まちづくりの研究開発・創業支援拠点とし、震災以前よりも優れた環境を再生し、持続可能なまちとする。



参考資料一覧

(SDGs 未来都市等提案書類)

岩手県陸前高田市

- 1 陸前高田市震災復興計画
- 2 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン
- 3 陸前高田市まちづくり総合計画（案）

陸前高田市震災復興計画

平成23年12月

陸 前 高 田 市

第 1 部 基本構想

第 2 部 基本計画

目 次

はじめに ・ ・ ・ 震災復興計画の策定にあたって ・ ・ ・

第 1 計画策定の趣旨	1
第 2 東日本大震災による本市の災害状況	1
第 3 計画策定の基本的考え方	8
第 4 計画の構成と期間	9

第 1 部 基本構想

第 1 章 復興の基本理念	10
第 2 章 復興のめざすまちの姿	11
第 3 章 復興のまちづくりの目標	11

第 2 部 基本計画

第 1 章 復興の重点計画の推進	15
第 1 新市街地と産業地域、防災道路網の形成	15
第 2 高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成	16
第 3 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生	17
第 4 氷上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成	18
第 5 高田沖地区・太陽光発電所誘致等の推進	19
第 6 浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成	20
第 7 小友浦地区・干拓地の干潟再生	21
第 8 広田半島地区・海洋型スポーツレクリエーション拠点の形成	22
第 9 漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成	23
第 10 緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出	24
第 11 地区コミュニティ別居住地域の再生 (下矢作、竹駒、今泉、長部、高田、米崎、小友、広田、生出、 矢作、横田)	25
第 2 章 計画の体系	28
第 3 章 まちづくりの目標別計画の推進	29
第 1 災害に強い安全なまちづくり	29
第 2 快適で魅力のあるまちづくり	34
第 3 市民の暮らしが安定したまちづくり	38
第 4 活力あふれるまちづくり	47
第 5 環境にやさしいまちづくり	54
第 6 協働で築くまちづくり	56
第 4 章 計画の実現に向けて	57

※ 第 2 部基本計画第 3 章まちづくりの目標別計画の推進中、主要事業の項目は、議案説明資料として記したものである。

第1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日発生した東日本大震災は、地震と想定外の大津波により、かけがえのない尊い生命と財産、これまで築き上げてきた歴史的、文化的財産をも奪い去るとともに、本市の中核をなしてきた市街地や商業・観光施設、地場産業施設、住宅、交通網、行政機能など広範多岐にわたる地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしました。

今回のかつてない大震災の猛威や恐ろしい経験と津波防災、減災への教訓を謙虚に受け止め、一刻も早く避難所生活や仮設居住を解消し、被災者の生活再建を図るとともに、全壊した市街地や被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、市民が安心して暮らし、働くことのできるまちづくりに全力をあげて取り組まなければなりません。

これから歩まなければならない復興への道のりは課題が山積していますが、将来に向けて希望と夢と安心のもてる新しい本市の復興ビジョンを示すとともに、本市の創生と活力向上に繋がる陸前高田市震災復興計画を策定し、この計画に基づき国・県はもとより市民、事業者、市、さらには内外の多くの方の協働、連携により本市の復興を実現しようとするものです。

第2 東日本大震災による本市の災害状況（平成23年6月30日現在）

1 地震の状況

発生時間	平成23年3月11日（金）14時46分
震源地	三陸沖
震源の深さ	約24km
地震の規模	マグニチュード9.0
当市の震度	震度6弱

2 津波の情報

津波警報	大津波警報	平成23年3月11日（金）14時49分
	津波警報に切替	平成23年3月12日（土）20時20分
	津波注意報に切替	平成23年3月13日（日）7時30分

3 陸前高田市災害対策本部の設置

本部設置	平成23年3月11日（金）地震発生と同時に
避難指示	平成23年3月11日（金）14時49分

※市対策本部（市役所）は、浸水崩壊のため市学校給食センターに移動

4 津波被害状況

(1) 被災戸数

被災戸数	全壊	3,159戸
	大規模半壊	97戸
	半壊	85戸
	一部損壊	27戸
	計	3,368戸

5 人的被害状況

総人口	24,246人	住基人口 平成23年3月1日現在
生存確認数	22,270人	平成23年11月21日現在
死亡者数(震災分)	1,656人	市民で身元が判明し死亡届の出された人数
〃(その他)	225人	病死、事故死など
行方不明者数	72人	安否確認要請のあった人数
確認調査中	23人	
市内での遺体発見数	1,554人	平成23年11月21日現在(市民以外を含む)

6 公共施設等の被害状況

(1) 庁舎等

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
本庁舎	1,032,430	全壊	公用車	22,880	流失
旧大工左官親交会館	28,540	全壊	船舶	不明	流失
松原倉庫	11,260	全壊			

(2) 社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
中央公民館	252,660	全壊	高田保育所	154,640	全壊
市立図書館	206,360	全壊	今泉保育所	176,740	全壊
市立博物館	269,730	全壊	ふれあい教室	62,550	全壊
市民体育館	943,220	全壊	ふれあいセンター	579,290	全壊
海洋センター	621,770	全壊	ふるさとセンター	1,000	半壊
市民会館	909,980	全壊	竹駒保育園	不明	半壊
気仙公民館	95,090	全壊	広田保育園	不明	床上浸水
広田公民館	111,650	全壊	松原第1球場	不明	土地被害
トレーニングハウス	31,000	全壊	松原第2球場	不明	土地被害
埋蔵文化財収納庫	77,360	全壊	サッカー場	不明	土地被害

(3) 医療衛生施設

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
上水道6棟	510,000	全壊	火葬場	20,000	半壊
広田診療所	40,000	全壊	最終処分場	10,000	半壊
ごみ焼却場	10,000	半壊			

(4) 消防防災施設

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
消防本部・消防署庁舎、消防屯所15棟	510,000	全壊	防災行政無線親局	290,000	全壊
火の見やぐら15棟	22,500	全壊	津波観測装置	30,000	全壊
自動車ポンプ4台	72,000	流出	土砂災害防止システム装置	134,000	全壊
ポンプ付積載車7台	45,800	流出	全国瞬時警報システム装置	7,000	全壊
消火栓193箇所	115,800	全壊	消防屯所1棟	2,000	半壊
防火水そう29箇所	203,000	全壊	防災行政無線子局	140,000	半壊

(5) 水産関係

項目	被害内容	被害額	
水産施設	共同施設(定置、ふ化場、アブリセンター等)	6,200,000千円	
動力船	1,358隻	6,442,800千円	
養殖施設	3,340台	2,092,615千円	
内訳	わかめ	838台	249,655千円
	こんぶ	268台	81,500千円
	かき	1,300台	613,610千円
	ほたて	628台	360,840千円
	ほや	103台	35,960千円
	その他	203台	751,050千円
水産物	—	4,500,000千円	

(6) 漁港施設等

項目	被害内容	被害額
漁港施設	損壊 2,435,500千円	8,893,488千円
	沈下 6,457,988千円	
海岸施設	損壊 3,189,920千円	5,359,320千円
	沈下 2,169,400千円	

(7) 農業施設

項目	被害内容	被害額
畜産関係	2件	3,000千円
園芸関係	99件	77,398千円
研修施設等	2件	269,862千円

(8) 農作物等

項目	被害面積	被害額
野菜・花き・果樹等	1.1ha	不明

(9) 畜産関係

項目	被害内容	被害額
肉用牛	6頭	2,600千円
生乳	5,587kg	564千円
鶏	19,000羽	1,900千円

(10) 農地農業用施設被害

項目	被害内容	被害額	
農地	383.3ha	7,700,000千円	
田	336.2ha	7,143,000千円	
	畑	47.1ha	557,000千円
農業用施設	772箇所	9,350,000千円	
ため池	9箇所	50,000千円	
	水路	509箇所	882,000千円
	揚水機	2箇所	300,000千円
	道路	251箇所	118,000千円
	海岸保全施設	1箇所	8,000,000千円

(11) 林業関係

項目	被害内容	被害額
林道	69箇所	118,850千円
製炭窯	5基	1,880千円

(12) 公共土木施設

項目	被害内容	被害額
河川	9箇所	280,000千円
道路	50km	12,500,000千円
橋梁	23箇所	7,220,000千円

(13) 公営住宅等

区分	被害内容	被害額
全壊	158戸	1,530,000千円
一部破損	5戸	5,000千円

(14) 下水道施設

項目	被害内容	被害額
公共下水道	処理場機能が停止し、移設式浄化槽により一部仮復旧	2,700,000千円
農業集落排水施設	一部仮復旧対応	380,000千円
漁業集落排水施設	〃	740,000千円

(15) 商工施設

項目	被害内容	被害額
勤労青少年ホーム	1箇所	98,950千円
ふるさとハローワーク	1箇所	55,180千円
市立専修職業訓練校	1箇所	96,760千円

(16) 商工関係

項目	被害内容	被害額
商工関係	604事業所	15,633,000千円

(17) 観光施設

項目	被害内容	被害額
公共施設	園地	2箇所 不明
	宿泊施設	1箇所 2,338,180千円
	その他	10箇所 1,538,150千円
民営宿泊施設	10箇所	不明

(18) 学校

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
気仙小[校舎]	596,359	全壊	米崎小[校舎]	3,465	一部損壊
気仙小[体育館]	89,220	全壊	米崎小[体育館]	69,300	一部損壊
気仙中[校舎]	494,613	全壊	竹駒小[校舎]	132,825	一部損壊
気仙中[体育館]	138,758	全壊	竹駒小[体育館]	69,300	一部損壊
広田中[校舎]	459,896	全壊	矢作小[校舎]	2,310	一部損壊
小友中[校舎]	415,613	全壊	矢作小[体育館]	2,310	一部損壊
小友中[体育館]	104,090	全壊	横田小[校舎]	5,775	一部損壊
高田小[体育館]	92,400	半壊	横田小[体育館]	2,310	一部損壊
小友小[校舎]	242,550	半壊	第一中[校舎]	144,375	一部損壊
小友小[体育館]	34,650	半壊	第一中[体育館]	1,155	一部損壊
広田中[体育館]	173,979	半壊	米崎中[校舎]	23,100	一部損壊
高田小[校舎]	179,025	一部損壊	米崎中[体育館]	80,850	一部損壊
長部小[校舎]	11,550	一部損壊	矢作中[校舎]	3,465	一部損壊
長部小[体育館]	4,620	一部損壊	矢作中[体育館]	69,300	一部損壊
広田小[校舎]	17,325	一部損壊	横田中[校舎]	23,100	一部損壊
広田小[体育館]	11,550	一部損壊	横田中[体育館]	69,300	一部損壊

(19) 文化財

- ・ 流失 高田松原、村上道慶塾の赤松、龍泉寺のモミジ、吉田家住宅、酔仙酒造事務所

(20) 通信施設

- ・ 光ケーブル施設 6, 926千円

8 避難所運営

- ・ 箇所数 当初63箇所、最大84箇所
- ・ 避難人員 当初8,915人、最大10,143人

9 仮設住宅

- ・ 建設戸数 2,168戸

10 派遣依頼

(1) 自衛隊派遣（延べ人数） 期間：平成23年3月11日～7月20日

組織名	人数	支援状況
陸自第5普通科連隊	30,632人	・人命救助：救出者37人(内12名はヘリが救出)
陸自第38普通科連隊第3中隊	648人	・行方不明者捜索：発見488人
陸自第9特科連隊第1大隊	888人	・給水支援：総給水量2,075.42㍓
陸自第9施設大隊第1中隊	2,510人	・給食支援：総給食数194,874食
陸自第9施設大隊第3中隊	418人	・物資輸送支援：総車両数2,931両、573回
陸自第4施設団第304施設隊	4,030人	・入浴支援：利用者170,109人
陸自第4施設団第305施設隊	621人	・洗濯支援：利用者1,933人
陸自第4施設団第6施設群	6,304人	・道路啓開：7,455km
陸自第4施設団第307ダンプ中隊	370人	・瓦礫撤去：面積720,671㎡、容積184,171m ³
陸自第9後方支援連隊給食支援班	360人	・瓦礫運搬：容積79,764m ³ 、16,112回
陸自第9後方支援連隊入浴支援班	2,091人	・人員輸送(入浴、コミュニティバス)：1,624名
陸自第9後方支援連隊直接支援中隊	920人	・燃料供与(消防団)：ガソリン2,310㍓、軽油1,960㍓、灯油200㍓
陸自第9後方支援連隊捜索隊	900人	・燃料供与(緊急車両等)：ガソリン27,577㍓
陸自第1戦車群	3,861人	・燃料輸送支援：ガソリン75,500㍓
陸自第4地対艦ミサイル連隊	259人	・行政文書等搬送
陸自第9師団司令部捜索隊	330人	
陸自第9通信大隊捜索隊	90人	
陸自第9偵察隊捜索隊	300人	

(2) 警察広域緊急援助隊

任 務 等 警備部隊（ご遺体検索・搬送、金庫搬送等）、生活安全部隊（集団パトロール、避難所警戒、遺体安置所警戒）、パトカー警戒隊、交通規制・整理部隊

応 援 隊 北海道警、青森県警、秋田県警、山形県警、皇宮警察、警視庁、栃木県警、埼玉県警、千葉県警、神奈川県警、群馬県警、静岡県警、愛知県警、三重県警、大阪府警、滋賀県警、石川県警、福井県警、京都府警、岡山県警、広島県警、福岡県警、長崎県警、熊本県警、大分県警

(3) 緊急消防援助隊活動（延べ人数）

隊名	人数	隊名	人数
東京消防庁指揮支援隊	77人	埼玉県隊	2,139人
山形県隊	108人	千葉県隊	656人
福井県隊	633人	宮崎県隊	112人

(4) 県内消防本部応援（延べ人数） 期間：平成23年3月12日～5月10日

一関市消防本部276人

(5) 消防団活動応援（延べ人数） 期間：平成23年3月12日～4月30日

住田町消防団390人、一関市消防団123人、陸前高田市消防団11,878人

11 他自治体等からの支援

(1) 長期派遣職員受入状況（平成23年11月30日現在）

岩手県10人、岩手県教育委員会11人、名古屋市17人、盛岡市7人、一関市11人、八幡平市1人、住田町2人、計59人

(2) 短期応援職員受入状況（延べ人数）（平成23年11月30日現在）

団体名	人数	団体名	人数
岩手県	3,619人	長崎県域	720人
関西広域連合	414人	千葉県域	310人
東京都	1,810人	総務省	16人
北海道	4人	上尾市	1人
名古屋市	78人		

(3) 保健・医療支援受入状況

- ・保健師チーム 保健師 17チーム 延べ6,120人
心のケア 7チーム 延べ630人
- ・医療チーム 医師、看護師、薬剤師等 94チーム 延べ8,191人

(4) 給水等支援

- ・日本水道協会 中部支部（福井県）、関西支部（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）の自治体より職員と給水車
- ・その他 平泉町より職員と給水車

第3 計画策定の基本的考え方

東日本大震災の津波は、明治29年（1896年）、昭和8年（1933年）の三陸地震津波、昭和35年（1960年）のチリ地震津波など過去に発生した津波の想定をはるかに超え、津波浸水高は気仙川河口部でT. P（東京ペイルの略で、東京湾の平均海面）13.8メートルにも達したほか、気仙川を遡上した津波は内陸約8キロメートル地点の横田町金成地区まで到達するなど、中心市街地のほぼ全域や沿岸の集落地の大半を含む約1,300ヘクタールにも及ぶ浸水や地震による地盤沈下、津波による浸食で大規模な被害をもたらしました。

また、市内全体の建物被害では全壊3,159戸を含む、3,368戸が被災し、人的被害も、発災時の総人口24,246人に対して、亡くなられた方や行方不明者を合わせて、2,000名近い方々が犠牲となるなど、甚大な被害をもたらしたところであります。

高田松原海岸の防潮堤は、チリ地震津波等から市街地を防御するため、防潮堤の高さはT. P 5.5メートルで整備されていたところではありますが、第1線堤、第2線堤の防潮堤は、原型を一部残すのみで、2キロメートルにわたる白砂青松の国指定名勝高田松原とともに壊滅的な被害を受けました。

このような甚大な被害に鑑み、復興に向けたまちづくりにおいては、防潮堤や水門など海岸保全施設の再整備による津波対策はもとより、三陸沖地震発生から本市までの津波到達時間が約30分であることから、防災対策や避難対策とあわせた複合対策により、二度と人命が失われることのない安全性が確保されたまちづくり、「いのちを守るまちづくり」を最優先とします。

国や県では、「地形条件や社会・環境に与える影響や施設整備費用、事業期間の長期化」の観点から、頻度の高い数十年から百数十年で発生している津波に対しては、主に海岸保全施設で防ぐことを基本とするとともに、東日本大震災のような最大クラスの津波に対しては、避難を柱に総合的防災対策で防ぎ、被害をできるだけ最小化する「減災」の考え方を重視するとしています。

本市においては、国や県の方針として、想定宮城県沖地震等の頻度の高い、発生の可能性の高い津波に対して海岸保全施設で安全を確保すべきと示されたT. P最大12.5メートル（広田湾内。広田湾外洋にあってはT. P最大12.8メートル）の海岸保全施設整備を踏まえつつ、加えて「最大クラスの津波」の襲来を想定し、海岸保全施設等による防災対策はもとより、避難路の整備、コンパクトな市街地の形成、市街地のかさ上げ、避難情報の速達性の確保、防災啓発など、ハード、ソフトの施策を駆使し、子どもたちから高齢者まで、誰もが安全と安心を実感できる多重防災型のまちづくりに向けた計画づくりを基本とします。

第4 計画の構成と期間

計画の構成は、本市の復興に向けての基本理念、まちづくりの目標を示した基本構想と、その目標の達成に向けた施策と整備目標を体系的に明らかにした基本計画で構成します。

また、計画の期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間とし、本格復興に向けて第1期（平成23年度から平成25年度までの3年間）を復興基盤整備期、第2期（平成26年度から平成30年度までの5年間）を復興展開期に区分し、計画の推進に取り組めます。



第1部 基本構想

第1章 復興の基本理念

陸前高田市は、市民の理想として「陸前高田市民憲章」を定め、より住みよいまちづくりに努めてきました。このたびの東日本大震災により本市は壊滅的な被害を受けましたが、この市民憲章にこめられた思いを尊重し、恵まれた自然と歴史や伝統のあるまちを再興し、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

このため、陸前高田市民憲章とこれまでの陸前高田市総合計画の基本理念を継承しつつ、少子高齢化による人口減少、地球規模の環境問題、高度情報化の進展、経済の高度成長から低成長への転換など社会経済の大きな変化の中で、この被災から陸前高田市が力強く立ち直り、新しいまちづくりを展開しながら持続的発展を遂げていくため、次の3つの理念を基本理念と定め、陸前高田市の復興を目指します。

「世界に誇れる美しいまちを共に創ります」

これからの新しいまちを再興し、築いていくためには、恵まれた自然環境の中で、歴史や伝統を育んできたまち、高田らしい美しいまちの景観を取り戻すだけでなく、甚大な被害をもたらした大津波の体験に学び、語り継ぐ減災のまちを共に実現することが必要です。

私たちは、復興のシンボルとなった「奇跡の一本松」に名勝「高田松原」復元の希望を託すとともに、気仙型住宅の町並みの形成や安全で環境と共生する新しい減災のまちづくりに取り組み、だれもが住んでみたいと思う「世界に誇れる美しいまち」を創ります。

「ひとを育て、命と絆を守るまちを共に創ります」

すべてのまちづくりのはじまりは、このまちに住む一人ひとりの市民の存在であり、その原動力は、市民や地域の力です。子どもからお年寄りまで、たくましく健やかに生活を送るためには、共に支えあい、寄り添い地域力を再生しながら、より住みよいまちを再興していくことが必要です。

私たちは、地域の絆を取り戻し、継承し、生涯にわたっていきいきと、だれもが心豊かに安心して暮らすことができるよう「ひとを育て、命と絆を守るまち」を創ります。

「活力あふれるまちを共に創ります」

だれもが希望をもって住み続けるためには、被災した地域産業を再建するとともに、このまちの地域特性や地域資源を最大限に活用した新しい産業の育成に取り組みながら、地域の生産活動や経済活動が活性化するまちを再興し、後世に着実に引き継いでいくことが必要です。

私たちは、地域の活力を取り戻すとともに、だれもが意欲をもって働き、安定した生活ができるよう「活力あふれるまち」を創ります。

第2章 復興のめざすまちの姿

私たちは、東日本大震災の教訓に学び、防災性の強化とともに、地域コミュニティを再生し、協働の精神を生かした新たな復興へのまちづくりが必要であります。

さらに、私たちが住む「いわて・三陸海岸」の海と緑の恵み、そして自然災害の脅威を享受しながら、陸前高田市の再生に向けて、自然と共生するあらゆる可能性や創造性をまちづくりに活かし、具現化していく必要があります。

このことから復興の基本理念を踏まえ、被災した海、高田松原、市街地や集落の復興をめざし、陸前高田市のめざすまちの姿を以下のとおり定めます。

「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造

第3章 復興のまちづくりの目標

まちづくりの目標として、人口規模を2万5千人台に設定し、次の基本方向と重点目標により、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造を目指したまちづくりを進めます。

1. 災害に強い安全なまち

（基本方向）

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災計画の再整備、救援・救護体制の整備など、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めます。

（重点目標）

- 「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を組み合わせた複合対策を図ります。
- 防潮堤、三陸縦貫自動車道、国道45号、国道340号、国道343号、主要地方道大船渡・広田・陸前高田線、一般県道陸前高田停車場線、鉄道などの骨格となる社会資本整備とまちづくりとの連動による総合的に災害に強いまちの再構築を図ります。
- 高田松原地域については、防潮堤、海岸防災林の整備促進を図るとともに、背後地は国営等による防災メモリアル公園の設置を促進し、海と緑が織りなす松林を再生します。
- 市街地については、複数の南北方向の避難道路と東西方向の避難道路（アップルロードの延伸）の整備を促進します。
- 海岸地域の低地部は、東日本大震災による津波の浸水区域や防潮堤等の整備を考慮し、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とするとともに、住居地域の高台への移転等を計画します。

2. 快適で魅力のあるまち

(基本方向)

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進し、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進めます。

(重点目標)

- 高田地区を中心とする新しい市街地は、東日本大震災の津波による浸水を免れるよう高さを確保し、低地部のかさ上げ等を行ったうえで、公共・公益施設、商業ゾーン、住宅街を配置、再開発します。
- 今泉地区は、東日本大震災の津波による浸水を免れるよう高さを確保し、低地部のかさ上げ、また西側丘陵部の開発により、歴史的な建物等の復元に配慮しながら歴史を受け継ぐ新しいまちを再生します。
- 下矢作地区、竹駒地区は、地元意向に対応した現位置での住宅再建を促進するとともに、長部地区、米崎地区、小友地区、広田地区は、漁家の生産活動等に配慮しながら、高台移転等を計画します。
- 学校、病院、消防署、文化施設、市役所等の公共施設は、施設の利便性や災害時における避難、機能の保全等を考慮し、高台や新市街地への配置を検討します。
- 公共交通環境については、道の駅、JR 駅、バスターミナル、学校、病院、商業施設等への利便性や快適性に配慮し、市域内の新しい交通環境や広域ネットワークの構築を図ります。
- 高台等の住宅開発地域は、文化財、地形や自然景観に配慮するとともに、エコタウンとして開発します。
- 海岸地域の低地部は、防災性や安全性、景観等に配慮し、産業用地、公園、緑地帯等の利用を基本に、公有地化を促進します。

3. 市民の暮らしが安定したまち

(基本方向)

公営住宅、学校、病院等の医療施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、医療、介護・福祉サービス、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興します。

(重点目標)

- 高台に集積する公共施設（県立高校、県立病院等）は、緑に囲まれた「健康と教育の森ゾーン」として整備促進を図ります。
- 市民生活や地域に密着した民間医療施設、郵便局、金融機関、商業店舗などが配置されるよう再建を支援します。
- 野球場等のスポーツ公園を整備し、合宿等市内外からの通年利用を促進します。
- 県立野外活動センターは、広田半島地区への移転を検討します。

4. 活力あふれるまち

(基本方向)

農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業等の新規企業立地や集積を推進します。

(重点目標)

- 市街地内を通る新たな幹線道路の整備促進を図るとともに、商業ゾーンを形成し、都市内交通や新しい市街地のメインストリートとして魅力や賑わいを創出します。
- 新しい市街地に商・工業ゾーンの形成を図るとともに、醸造業等の地場産業の基盤整備を支援します。
- 市内中小企業の資金繰り支援や投資規模等による事業用施設・設備整備の支援を促進します。
- 長部漁港、脇ノ沢漁港、広田漁港、六ヶ浦漁港は、水産業拠点地域として漁港施設、水産加工団地等の基盤整備や産直施設等の整備を促進します。
- 農地の除塩対策や農業施設、園芸研究室等の早期復旧、農業生産の効率化を目指し農地の集約化等を図るとともに、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の整備に取り組み、大規模化を促進します。
- 小友浦干拓地域を干潟に再生し、オートキャンプ場モビリアと連携した体験型観光拠点に再生するとともに、干拓堤防背後地は、多目的な利活用を検討します。

5. 環境にやさしいまち

(基本方向)

太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進しながら、環境未来都市の創造に取り組みます。

(重点目標)

- エコタウン鳴石団地のような太陽光を利用した環境共生型団地の整備を促進するとともに、再生可能エネルギーの活用による災害時での自立的なエネルギー供給可能体制を構築します。
- 太陽光などの再生可能エネルギーを活用した産業立地の促進や新交通への導入を検討するとともに、公共施設や一般家庭への普及など、環境にやさしいまちづくりの取組みを進めます。

6. 協働で築くまち

(基本方向)

地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進します。

(重点目標)

- 行政区ごとの高台移転等を基本に、地域コミュニティの再生や地域づくりの促進を図ります。
- 地区コミュニティ施設は、避難所としての役割を果たす防災資材倉庫や健康センター、診療施設等を考慮し、再整備を促進します。
- 地域の祭りを復興するため、「けんか七夕」・「動く七夕」ロード、まつり広場の整備を図ります。

復興のめざすまちの姿

海と緑と太陽との共生・海浜新都市の創造

復興のまちづくりの目標

人口規模の設定 2万5千人台

6つの復興のまちづくりの基本方向により、まちづくりを進めます。

災害に強い
安全なまち

快適で
魅力のあるまち

市民の暮らしが
安定したまち

活力
あふれるまち

環境に
やさしいまち

協働で築くまち

3つの基本理念

世界に誇れる
美しい
まちの創造

ひとを育て
命と絆を
守る
まちの創造

活力あふれる
まちの創造

私たちは、復興のシンボルとなった「奇跡の一本松」に名勝「富田松原」復元の希望を託すとともに、気仙型住宅の街並みの形成や安全で環境と共生する新しい減災のまちづくりに取り組み、だれもが住んでみたいと思う「世界に誇れる美しいまち」を創ります。

私たちは、地域の絆を取り戻し、継承し、生涯にわたっていきいきと、だれもが心豊かに安心して暮らすことができるよう「ひとを育て、命と絆を守るまち」を創ります。

私たちは、地域の活力を取り戻すとともに、だれもが意欲をもって働き、安定した生活ができるよう「活力あふれるまち」を創ります。

第2部 基本計画

第1章 復興の重点計画の推進

第1 新市街地と産業地域、防災道路網の形成

整備方針

被災した市街地は、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、山側にシフトした新しいコンパクトな市街地の形成を図ります。

また、被災した海岸地域等の低地部は、本市の基幹的産業と連携した新産業ゾーン、公園、農用地等の活用を図ります。

防災道路網は、広域幹線道路と連動した整備を促進するとともに、特に、新しい市街地内を通る幹線道路は、都市内交通のメインストリートとして整備促進を図ります。

整備目標

- ・ 新しい市街地の基盤整備により、メインストリートの幹線道路沿いに、道の駅を中心とした商業ゾーン、山側に住宅街の形成を図るとともに、公共施設の整備や民間医療施設、金融機関、郵便局等の公益施設、鉄道、バスターミナル等の再建を促進します。
- ・ 新産業ゾーンの基盤整備により、商工業等の既存企業の再建支援や食関連産業、再生可能エネルギー産業等、新規企業の誘致促進を図ります。
- ・ 三陸縦貫自動車道の整備促進を図るとともに、国道45号、国道340号、国道343号、主要地方道大船渡・広田・陸前高田線、一般県道陸前高田停車場線との連動により、避難道路として活用する新たな防災道路網を整備します。



第2 高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成

整備方針

本市のシンボルでもある高田松原公園を再生するとともに、今回の大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂する公園として、大震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、そしてまたより安全で暮らしやすいまちを創り上げ、「防災文化」として醸成し継承していくため、市街地を防御する機能を兼ね備えたメモリアル施設を有する高田松原・防災メモリアル公園ゾーンの整備を進めます。

整備目標

- ・ 復興のシンボルとなる高田松原公園の公園区域を拡大し、鎮魂の丘や被災建物（道の駅高田松原）の保存、メモリアル広場などを含め、次世代をはじめとする市民参画のもと市民の憩いの場となるメモリアル公園を整備します。
- ・ 市街地を防御する防潮堤、背面盛土、防潮林で津波の減衰効果や人工リーフの復旧による海浜の復元を期するとともに、「奇跡の一本松」の植栽活動の取り組み等を展開しながら、文化財としての新高田松原の形成を図ります。



第3 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生

整備方針

今泉地区は、藩政時代に気仙地方の郡政の中心地として栄えたところであり、これまで培われ、築き上げられてきた歴史・文化を受け継ぎ、後世に継承するべく、大肝入屋敷（大庄屋）や街道の復元など、地域特性や景観に配慮したまちづくりを進めます。

整備目標

- ・ 市街地の低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、地盤のかさ上げや西側丘陵部の開発により、今泉の歴史文化が薫る新しい街並みの形成を図ります。
- ・ 「けんか七夕」街道や大肝入屋敷（大庄屋）の復元等を図ります。
- ・ 住宅街、住宅団地、公営住宅や避難路、アクセス道を整備します。



第4 氷上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成

整備方針

市民の生涯教育や健康づくりを促進するため、保健医療福祉総合エリアの創設、県立高等学校、（仮称）市民総合体育館を集積するなど、「健康と教育の森ゾーン」の整備を進めます。

整備目標

- ・ （仮称）保健福祉総合センター、県立高田病院、県立高田高等学校、（仮称）市民総合体育館の整備を促進します。
- ・ 市街地からの避難道路を兼ねたアクセス道路や待避所となる防災公園を整備します。
- ・ 隣接地に住宅団地や公営住宅を整備します。



第5 高田沖地区・太陽光発電所誘致等の推進

整備方針

太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに蓄電技術等の導入を進めることにより、災害発生時においても自立的なエネルギー供給を可能とするまちづくりを目指します。

そのため、海岸地域の低地部等を有効活用し、太陽光発電所等の再生可能エネルギー関連企業の誘致を図ります。

整備目標

- ・ メガソーラー等の太陽光発電所の誘致を促進します。
- ・ 新交通としての電気バスの導入等を検討します。
- ・ 公共施設等への太陽光発電設備の普及促進を図ります。



第6 浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成

整備方針

農業の生産や供給力の再生を図るため、県や民間企業等との連携を図りながら、県農業研究センター南部園芸研究室や市営農指導センターといった園芸振興拠点施設が立地する浜田川地区を食農産業モデル地域として設定し、太陽光型植物工場の誘致や生産開発型の大規模施設園芸団地の形成を図り、雇用と産業の活性化を図ります。

整備目標

- ・ 太陽光型植物工場の企業誘致を促進するとともに、大規模施設園芸団地の整備を促進します。



第7 小友浦地区・干拓地の干潟再生

整備方針

小友浦干拓地域を干潟に再生し、オートキャンプ場モビリアや市民の森と連携した体験型・滞在型観光拠点に活用するとともに、関係機関と連携した新たな交流拠点の整備を推進します。

整備目標

- ・ 小友浦干拓地の干潟の自然再生が図れるよう前浜の形成と干拓堤防の整備を促進します。
- ・ 干拓堤防背後地は、多目的広場や公園、産業用地としての活用を図ります。



第8 広田半島地区・海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成

整備方針

広田半島地域の自然特性などを踏まえ、海洋型の野外活動センターの整備促進を図るとともに、防災拠点機能等を併せ備えた施設の整備など、海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成を図ります。

整備目標

- ・ 広田海水浴場に隣接する地域に、県立高田松原野外活動センターの移設整備を促進するとともに、海洋性野外活動の機能や集団宿泊研修機能、防災拠点機能等を併せ備えた施設の整備を促進します。



第9 漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成

整備方針

長部漁港水産加工団地の復旧を図るとともに、広田、長部、脇之沢漁港背後地を活用した水産関連業務団地の形成を図ります。

整備目標

- ・ 長部漁港水産加工団地の復旧整備や既存企業の再建を促進します。
- ・ 広田、長部、脇之沢漁港背後地等を活用した漁業関連施設の基盤整備や産直施設等の整備を促進するとともに、水産関連企業の立地を図ります。



第10 緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出

整備方針

津波の浸水区域を後世に伝えるため、高田松原・防災メモリアル公園ゾーンを緑の核として、四季を通じて本市の風土や個性を演出する美しいまちが形成されるよう浸水区界や住宅等移転跡地の公有地化を図るとともに、緑の帯でつなぎ、囲むメモリアルグリーンベルトの創出を図ります。

整備目標

- ・ 市民、行政、企業等が連携した市民参加による緑化を重点的に推進しながら、美しい集落景観や新たな緑の名所づくりを促進します。
- ・ 緑が持つ諸機能を発揮させることを基本に、災害時の避難ラインとしての活用や緑に親しむ道づくりなどを促進します。



第11 地区コミュニティ別居住地域の再生

(下矢作、竹駒、今泉、長部、高田、米崎、小友、広田、生出、矢作、横田)

整備方針

東日本大震災の津波による浸水区域内の居住地域は、防潮堤等の整備や想定される浸水区域を考慮し、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とするとともに、住民意向や住民参加のもと、高台移転や地盤かさ上げ、避難道路等の整備による安全な居住地域を確保し、地域のコミュニティの再生や土地利用の再編を図りながら、安心して暮らせるまちづくりを展開します。

整備目標

(1) 下矢作地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転や現位置での住宅再建を促進します。
- ・ 国道343号の廻館橋以西の津波浸水区間については、一部かさ上げ整備を促進します。
- ・ 市道今泉下矢作線や避難路としての林道山谷線の改良整備を検討します。
- ・ 気仙川河川堤防等の改修整備を促進します。

(2) 竹駒地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転や現位置での住宅再建を促進します。
- ・ 国道340号の相川から廻館橋間の拡幅等改良整備の促進を図ります。
- ・ 後方支援、避難道路として市道相川新田線の整備促進を図ります。
- ・ 竹駒保育園や消防屯所の移転を促進します。
- ・ 気仙川河川堤防の水門整備を促進します。

(3) 今泉地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に区画整理による住宅街、商業ゾーン等コンパクトな市街地の形成を図りながら、歴史文化が薫る新しいまちなみの再生を図ります。
- ・ 気仙川下流域の低地部は、農地、公園等の利用を図ります。
- ・ 三陸縦貫自動車道の避難用出入口の整備促進を図るとともに、アクセス路の整備や西側丘陵部への避難道路を整備します。

- ・ 市街地を縦断する幹線道路の整備及び（仮称）今泉大橋の新設など、都市内交通のインフラ整備を促進するとともに、姉齒橋や気仙大橋の復旧を促進します。
- ・ 学校、コミュニティセンター、保育所、消防屯所等の公共施設は、高台に配置します。
- ・ 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討します。
- ・ 内水対策として地区内の排水路や雨水ポンプ場を整備します。
- ・ 小学校・中学校の適正規模化計画を検討します。

（４）長部地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。
- ・ 三陸縦貫自動車道のインターチェンジ整備を促進するとともに、インターチェンジと長部漁港を結ぶ県道整備を促進します。
- ・ 国道４５号の津波浸水区間をかさ上げし、以西への浸水防止を図るとともに、海岸からの避難道路の整備を促進します。
- ・ 小学校の適正規模化計画を検討します。
- ・ 高台移転にあわせた集合住宅の整備を検討します。
- ・ 消防屯所は、高台への移転整備を検討します。

（５）高田地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、区画整理による住宅街の形成や公営住宅の整備を促進します。
- ・ 市街地を通る新たな幹線道路の整備促進を図るとともに、道の駅等を中心とした商業ゾーン等の整備を促進し、コンパクトな新しい市街地の形成を図ります。
- ・ 道の駅、スポーツ施設は、都市公園として一体的整備を図ります。
- ・ 「動く七夕」ロードの整備や市日の復活を検討します。
- ・ 歩行者、自動車等による高台への円滑な避難を誘導するため、南北方向に複数の避難道路の整備や待避所となる防災公園の整備を促進します。
- ・ 海岸地域等の低地部は、産業用地、公園、緑地帯等の利用を図ります。
- ・ 消防署、県立病院、県立高校、（仮称）市民総合体育館、多目的集会施設、保育所等は、高台への整備を促進するとともに、（仮称）市民文化会館や市役所、消防屯所の整備については、高台への配置を含めて検討します。

（６）米崎地区

- ・ 海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するととも

に、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。

- ・ 主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の延伸整備を促進するとともに、米ヶ崎や海岸からの避難道路の整備を促進します。
- ・ 中学校の適正規模化計画を検討します。
- ・ 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討します。
- ・ 消防屯所は、高台への移転整備を検討します。

(7) 小友地区

- ・ 海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。
- ・ 主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の浸水区間の改良整備や避難道路として市道長洞只出線の整備を促進します。
- ・ 中学校の適正規模化計画を検討します。
- ・ 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討します。
- ・ 消防屯所は、高台に移転整備します。

(8) 広田地区

- ・ 海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。
- ・ 主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の付替え整備や海岸からの避難道路の整備を促進します。
- ・ コミュニティセンター、広田診療所、広田保育園、消防屯所等の公共・公益施設は、高台への移転整備を図るとともに、あわせて健康センターや介護施設の整備を検討します。
- ・ 中学校の整備は、適正規模化計画にあわせて検討します。
- ・ 高台移転にあわせた集合住宅の整備を検討します。

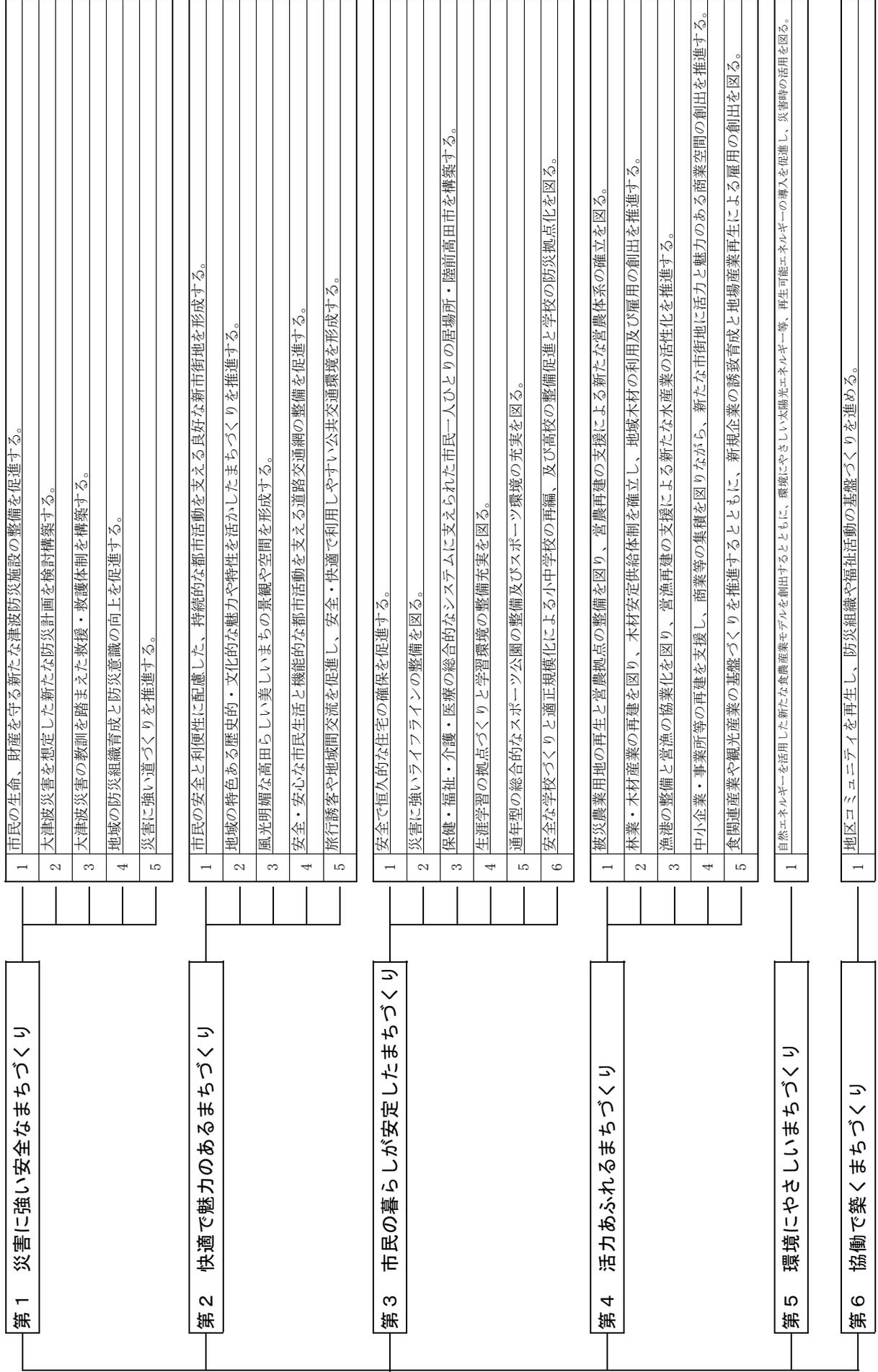
(9) 津波浸水地区以外（生出地区、矢作地区、横田地区）

- ・ 住民意向に応じた移転候補地として検討します。
- ・ コミュニティセンターは、災害に備えた備蓄や通信機能を整備するなど地域の防災拠点として機能を充実するとともに、津波災害時の後方支援基地としての形成を図ります。
- ・ 産業立地の促進を図るとともに、公共施設の配置を検討します。

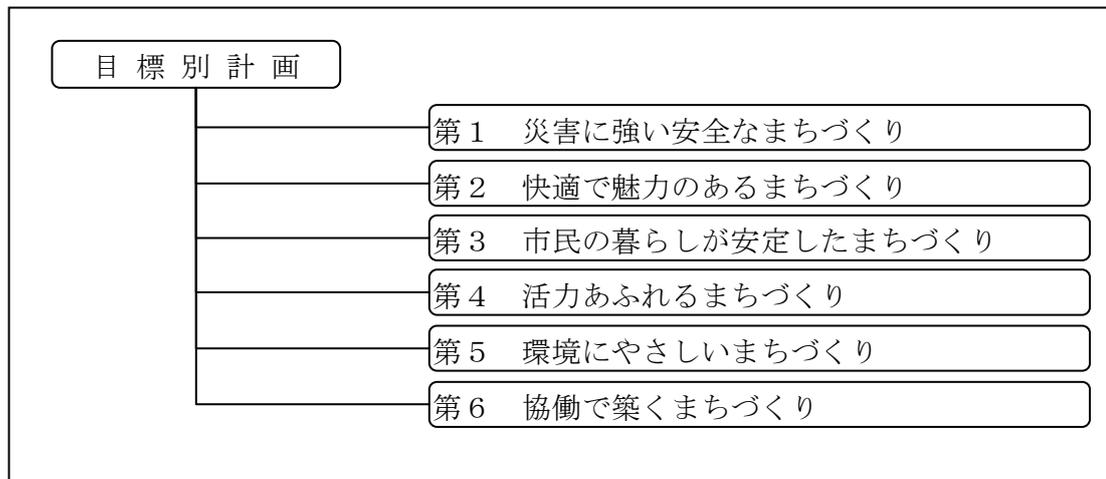
第2章 計画の体系

〔まちづくりの目標〕

〔復興基本政策〕



第3章 まちづくりの目標別計画の推進



第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 1	市民の生命、財産を守る新たな津波防災施設の整備を促進する。
----------	-------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波により、高田松原第1線堤、第2線堤をはじめとする防潮堤、河川水門、河川堤防、離岸堤、海岸防災林（防潮林、飛砂防止林）などの海岸保全施設は壊滅的な被害を受けました。また、多くの避難所も被災し、避難路も避難車両等で渋滞し、十分な機能を発揮できませんでした。
- この恐ろしい経験と津波防災、減災への教訓を謙虚に受け止め、ふたたび人命や財産が失われることのない防災施設の整備が求められます。
- ハード整備のみに頼らない、「海岸保全施設」「まちづくり」「ソフト対策」を適切に組み合わせたまちづくりを展開することで、総合的な視点からの減災を推進する必要があります。
- 堤防の決壊、庁舎の全壊により津波観測装置が全壊したことから、いち早く潮位変動を把握するため、津波観測装置等の再構築が必要となりますが、海岸施設の復旧に併せ、設置場所等について検討する必要があります。

復興のための施策

1 防潮堤等整備の促進

- 市民の生命や財産を守るとともに、市街地土地利用の可能性を広げる防潮堤及び水門、海岸防災林の整備を促進します。

2 河川堤防改修整備の促進

- 気仙川への津波の溯上を防ぐため、気仙川河口部等の水門整備を県等と連携、調整を図りながら進めるとともに、川原川、浜田川、小泉川の改修整備を促進します。

3 緊急避難路等の整備

- ・ 市民が安全かつ適切に避難できるよう、海岸部の避難路、高台の待避所となる防災公園等を整備します。
- 4 津波監視施設の整備
- ・ 防潮堤施設の整備に合わせ、津波遠隔監視装置等の整備を推進します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23～25)

復興展開期 (H26～30)

- ・ 防潮堤整備事業 (H24～)
- ・ 水門整備事業 (H24～)
- ・ 河川堤防等改修事業 (H24～)
- ・ 津波遠隔監視装置復旧事業 (H24～H29)
 - ・ 緊急避難路、防災公園整備事業 (H25～)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 2

大津波災害を想定した新たな防災計画を検討構築する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 防災計画にあった避難所、地区本部が浸水したことにより、非常時のマニュアルが機能しなくなったことから、現計画の見直しに合わせ、地区ごとの避難経路、避難場所を検討し、非常時のマニュアル等を作成する必要があります。

復興のための施策

1 防災計画の整備

- ・ 国、県の指針に沿い、現計画を見直し、大津波災害を想定した防災、減災の計画作りを進めます。

2 防災生活圏の形成

- ・ 新しい地区コミュニティ単位に防災生活圏を形成し、市の地区本部と連携し、地区の特性を勘案した避難計画を策定します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23～25)

復興展開期 (H26～30)

- ・ 地域防災計画改訂事業 (H23～H24)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 3	大津波災害の教訓を踏まえた救援・救護体制を構築する。
----------	----------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波災害では、想定した避難所及び地区本部までも被災した箇所があり、民間施設への長期避難を余儀なくされたほか、災害発生時直後から孤立する地区が生じました。
- ・ 想定をはるかに超える大津波来襲により、避難誘導中の消防団員に多くの犠牲者を出したことの対策を講じなければなりません。
- ・ 災害により全壊した防災行政無線親局等の応急復旧を図るとともに、多面的な通信手段の確保を図る必要があります。
- ・ 消防施設においては被災区域外への建設が必須とされるところですが、平坦な土地が少ないため、消防施設建設用地の確保が困難となっています。
- ・ コミュニティの再編を含めた復興計画に合わせ、町ごとの防災拠点施設を整備する必要があります。
- ・ 災害により、通信事業者が持つ情報網が寸断されたことから、災害に強い情報インフラを整備する必要があります。

復興のための施策

- 1 避難時の防災体制の整備
 - ・ 大津波による災害直後を想定した救援・救護活動体制は、活動する消防団員等の安全を最優先とした地域防災計画・消防計画とし、併せてメンタルヘルスケアの整備を図ります。
- 2 消防防災センターの整備
 - ・ 消防庁舎を高台へ建設し、災害時に迅速な対応がとれる消防救急体制を確立します。(消防庁舎敷地内へのヘリポート及び多機能駐車場、防災センターの併設)
 - ・ 大規模災害等に対する訓練の実施が必要とされることから、独立した訓練棟を建設し、各種災害に対応できる訓練環境を整備します。また、消防庁舎に消防団の訓練場を併設し、消防団員の安全管理対策及び各種災害に対応できる環境を整備します。
- 3 消防救急通信指令設備の整備
 - ・ 消防救急デジタル無線及び消防指令センター設備を整備し、緊急時における市内全域への通信手段を確保します。
- 4 消防屯所の建設
 - ・ 今後の活動範囲を再検討するとともに、被災した消防屯所を被災区域外へ建設し、予防活動、災害発生時の拠点として活用します。
- 5 防災情報施設の整備
 - ・ 防災行政無線を再整備するとともに、臨時災害放送局の整備等、多面的な非常時の通信手段の構築を図ります。
- 6 広域防災拠点の整備
 - ・ 災害時において、物資受入、集配、応急要員の集積、宿泊、被災者用物資、資機材

の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点等を整備します。

7 災害に強い情報通信インフラの整備促進

- ・ 災害時でも通信手段が確保できるよう、多様な情報通信技術を活用した多重的な設備やシステムを構築するよう通信事業者に対して要望していきます。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 消防庁舎等建設事業（H23～H 25）
- ・ 消防救急通信設備整備事業（H23～H 25）
- ・ 消防屯所建設事業（H23～H 25）
- ・ 防災行政無線復旧事業（H23～H 24）
 - ・（仮称）広域防災拠点整備事業（H24～H 29）

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 4

地域の防災組織育成と防災意識の向上を促進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波により街ごと壊滅的な被害を受けた地域も多くあり、これまでの単位でのコミュニティ活動の継続が困難になったため、コミュニティの再編にあわせた新しい単位での自主防災組織の育成が急務となっています。
- ・ 今回の規模の大津波を防潮堤等の保全施設のみで防ぐのは限界があり、「ハード整備」だけでなく、「まちづくり」「ソフト対策」を総合的に組み合わせたまちづくりが求められています。
- ・ たとえ津波が押し寄せてきても、上層階に避難した住民や財産を守るべく、堅固な建築物への誘導・支援が必要です。
- ・ 次世代への教訓とするため、大震災の検証を行い、津波の規模や発災後の活動状況を記録することが必要です。

復興のための施策

1 地域防災組織の育成支援

- ・ 復興計画に合わせて再編されたコミュニティ単位、集落単位、仮設住宅単位での自主防災組織の育成を支援します。

2 防災知識の普及啓発

- ・ 大津波災害を想定した防災訓練を実施するとともに、避難行動等の徹底を図ります。

3 津波に強い建築物の誘導・支援

- ・ 津波に強い建築物の整備を推進するべく、誘導・支援を行います。

4 大震災の記録保存

- ・ 大震災に関する記録や構造物を含む各種震災資料を収集、保存します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 自主防災組織育成支援事業（H23～）
 - ・ 建築物誘導、支援事業（H24～）
- ・ 大震災記録収集保存事業（H23～）

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策5

災害に強い道づくり

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災により浸水区域の道路は壊滅的な被害を受け、道路高も平均80cm程沈下しており、従前の道路網を見直す必要があります。そのため、新しいまちづくりにあった道路ネットワークを整備します。

復興のための施策

- 1 減災に寄与する道路整備
 - ・ 幹線道路へアクセスするための縦断道を整備します。
- 2 新生“陸前高田”の道路ネットワークの整備
 - ・ 新しいまちづくりにあった道路ネットワークを整備します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 復興道路整備事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 1	市民の安全と利便性に配慮した、持続的な都市活動を支える良好な新市街地を形成する。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 市内約1,300haの浸水をもたらした東日本大震災の津波は、市街地のみならず、漁港施設、農地農業用施設などに大規模な被害を与えました。
- ・ 復興に向けては、従前の土地利用を見直すとともに、都市の活性化に繋がる新市街地の形成が不可欠です。

復興のための施策

- 1 土地利用再編計画の策定
 - ・ 従前の土地利用を見直し、新しい本市の中心市街地として相応しい土地利用の検討を行います。
- 2 新市街地ゾーンの整備、交流ゾーンの形成
 - ・ 市街地の復興と防災性に優れた整備を図るとともに、交流ゾーンの形成による賑わいのある新しい市街地の整備を促進します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 土地利用再編計画策定事業 (H23~H25) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 無電柱化促進事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 2	地域の特色ある歴史的・文化的な魅力や特性を活かしたまちづくりを推進する。
----------	--------------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ ※重点計画「今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」・「地区コミュニティ別居住地域の再生」の再掲

復興のための施策

- 1 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生
 - ・ ※重点計画「今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」(再掲)
- 2 地区コミュニティ別居住地域の再生
 - ・ ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」(再掲)

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・被災市街地復興土地区画整理事業（再掲） ※「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
- ・無電柱化促進事業（再掲） ※「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
- ・防災集団移転促進事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」
- ・漁業集落防災機能強化事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」
- ・被災住宅移転等再建支援事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策3

風光明媚な高田らしい美しいまちの景観や空間を形成する。

被災状況の概要と復興課題

- ・本市のシンボルだった高田松原をはじめ、本市が誇る美しい景観や公園が大震災により失われ、市民が誇りとする名勝高田松原は流失し、「一本松」のみが残る被害を受けました。本市の復興には、風光明媚な陸前高田らしい景観や空間の形成が不可欠です。
- ・また、この大津波災害を後世に伝えるとともに、市民が愛着・誇りを持てる高田松原海岸や公園・緑地を再生し、市民に愛される安全な防災公園・緑地の整備も重要です。

復興のための施策

- 1 高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成
 - ・ ※重点計画「高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成」（再掲）
- 2 緑の帯でつなぎ、囲む景観づくり
 - ・ ※重点計画「緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出」（再掲）

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・国営等公園整備事業（H23～） ※重点計画「防災メモリアル公園ゾーンの形成」
 - ・海岸防災林等海岸整備事業（H26～） ※重点計画「防災メモリアル公園ゾーンの形成」
- ・メモリアルグリーンベルト創出事業（H24～） ※重点計画「緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策4

安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を支える道路交通網の整備を促進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・被災時には、避難車両が特定路線に集中し、多くの市民の避難活動の支障となりました

た。復興においては、尊い人命がふたたび失われることがないように、円滑な避難活動を支えるとともに、都市の活力を高める道路網の整備が必要です。

復興のための施策

1 三陸縦貫自動車道の整備促進

- 本市の発展に大きく貢献する三陸縦貫自動車道の市内区間全線早期供用を目指して、現在計画区間である唐桑北～陸前高田区間の整備を促進するとともに、今泉地区の避難用出入り口、長部地区へのインターチェンジの整備を促進します。

2 防災道路網の整備

- 都市活動を支えるとともに、被災時の円滑な避難を確保する防災道路網を整備します。

3 橋梁の整備促進

- 気仙川上流への（仮称）今泉大橋の新設及び姉齒橋、気仙大橋の復旧整備を促進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- 三陸縦貫自動車道整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 防災道路網整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 橋梁整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策5

旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境を形成する。

被災状況の概要と復興課題

- J R 大船渡線は、下矢作地区から大船渡市境において、路線及び駅舎が壊滅的な被害を受けました。また、路線バス事業者においてもバスターミナル及び車両を流失しています。これからの高齢社会では、公共交通は市民の足としてこれまで以上に重要な役割を担うことになることから、復興の段階に合わせて公共交通体系を再整備する必要があります。
- 本市が復興後においても社会情勢の変化に適応し、持続的発展を続けていくためには、旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境の形成が必要です。

復興のための施策

1 公共交通体系の復旧と再整備の促進

- J R 大船渡線は、新しい市街地や居住地域に対応した早期復旧及び気仙沼駅・陸前

矢作駅間の早期開通を要請していきます。

- ・ 復興の段階に合わせて、新たな陸前高田市の都市構造に適応した、持続可能な公共交通体系の再整備を促進します。

2 駅前広場及び交流館の整備

- ・ 公共交通機能の中心地点として、駅前広場を整備するとともに、住民・観光客が憩いの場として利用できるターミナル施設を建設します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ JR大船渡線復旧整備促進事業（H24～）
- ・ 公共交通体系調査・整備事業（H24～）
- ・ バスターミナル整備促進事業（H24～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 1	安全で恒久的な住宅の確保を促進する。
----------	--------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災による被災世帯は、約4,000世帯あり、仮設住宅への市民の要望も高くなっています。仮設住宅の建設については、2,197戸がすでに完成しており、応募状況や内陸部からの転入者数を考慮した建設戸数となっています。
- 災害救助法の規定では、仮設住宅の使用期間は建設後2年以内となっており、また下宿定住促進住宅80戸、馬場前特定公共賃貸住宅16戸の他、市営住宅についても4団地67戸が流失及び損壊するなど、仮設住宅退去後の住宅ストックが不足しています。

復興のための施策

- 災害復興公営住宅等の整備促進
 - 仮設住宅を退去後の住宅について、公営住宅の整備を推進するとともに、既存の住宅については、建築物の長寿命化を図ります。
- ニュータウンの整備・分譲
 - 住宅地の確保のため、ニュータウンの整備を図ります。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- 災害復興公営住宅等整備事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業 (H23~)
 - 住宅リフォーム助成事業 (H24~H26)

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 2	災害に強いライフラインの整備を図る。
----------	--------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災による本市の水道施設は、地震による被害はあまり大きくなかったものの、その後発生した大津波により竹駒第1、第2、長部及び矢作水源に海水が流入し、また、当該施設に付随する建物、電気計装設備等、更に市役所内に設置している中央監視室が壊滅的な被害を受けました。
- このことから災害に強い水道施設を構築するため、水源施設を整備するとともに、土地利用計画による現施設の利用も含めた新たな水道施設の整備に取り組む必要があり、本復旧・復興までには相当の年数を要するものと思われます。
- 震災により公共下水道、下矢作地区農業集落排水処理施設、矢の浦地区及び広田地区漁業集落排水処理施設の汚水処理場が被災し、震災時から市内の全ての集合処理区域で

トイレが使用できない状況が続きました。

- ・ また、合併浄化槽を設置している個別の世帯等でも、上水道及び電気が復旧するまでの間トイレが使用できない状態が続き、市ではいずれも仮設トイレを設置することにより対応してきました。
- ・ 今回の経験を生かし、災害に強い汚水処理施設の整備を進めていく必要があります。

復興のための施策

- 1 災害に強い水源の整備
 - ・ 地震、津波、洪水等の自然災害に強い水道水源を整備します。
- 2 新たな水道施設の整備
 - ・ 土地利用計画による新たな水道施設を整備します。
- 3 集落排水処理施設等の整備
 - ・ 下矢作地区農業集落排水処理施設、矢の浦地区及び広田地区漁業集落排水処理施設を復旧するとともに、公共下水道や雨水ポンプ場、都市下水路を再編整備します。
- 4 浄化槽の普及促進
 - ・ 集合処理区域以外の全域に浄化槽を普及します。
- 5 災害時仮設トイレの備蓄
 - ・ 災害時に対応する仮設トイレの備蓄を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 水道水源整備事業（H23～H27）
- ・ 水道施設整備事業（H23～H27）
- ・ 公共下水道等整備事業（H23～H26）
- ・ 浄化槽設置整備事業（H23～H27）
- ・ 災害時用仮設トイレ備蓄事業（H23～H27）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策3	保健・福祉・介護・医療の総合的なシステムに支えられた市民一人ひとりの居場所・陸前高田市を構築する。
---------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 保育施設の被災状況は、10施設のうち高田・今泉保育所が全壊、竹駒保育園が大規模半壊、広田保育園が半壊となり、高田保育所は旧米崎保育園、今泉保育所は長部保育所との統合、竹駒保育園は隣接の下矢作、横田保育園に分散して保育を行っています。復興にあたっては、被災した施設の復旧にとどまらず、少子化、就学前児童の減少などの動向を踏まえた適正な保育施設の配置が必要とされます。
- ・ 医療機関の被災状況は、11医療（医科）機関のうち9医療機関が被災し、9箇所の歯科診療所、9箇所の薬局については、全て被災するなど壊滅的な被害を受けました。

現在、仮設により医療業務も開始されていますが、医療機能の充実と災害時にも対応できる医療体制の構築が求められています。

- ・ 大震災で、家族や家屋、仕事を失い、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、こころも身体も大変な状況のなかであっても、市民は将来的には住み慣れた陸前高田市での生活を望んでいます。陸前高田市を一人ひとりの居場所と感じつつ、子どもから高齢者までが「いのち」を大切に安心して暮らせる、お互いが支え合い、こころや身体の健康を地域全体で保持増進する健康な居場所づくりが求められています。
- ・ 市内の介護サービス施設は、デイサービス2箇所が全壊し、特別養護老人ホーム・老人保健施設・小規模多機能ホーム・デイサービスが地震及び津波の被災を受けましたが、市街地にあったデイサービス1施設以外は復旧しました。今後は、避難所から仮設住宅での生活への環境変化など、生活形態への対応が求められています。特に、ひとり暮らし高齢者や仮設住宅における孤独感などに対する地域包括ケアとした施策を進めていく必要があります。
- ・ 知的、精神障がい者向けグループホーム6箇所、相談支援事業所、地域活動支援センターサテライト、児童デイサービス事業所各1箇所が全壊または流失し、市社会福祉協議会の建物も全壊しました。居住の場を失った利用者に対する福祉住宅の確保と日中活動の場の確保、震災後のストレスケアと障がい福祉サービスの充実、共生社会実現に向けた社会意識の創生が求められます。

復興のための施策

- 1 現状と将来の児童数を見越した保育施設の適正な配置
 - ・ 災害復旧と既設補助（保育施設整備事業）を活用した保育施設を整備します。
 - ・ 経営形態の一元化に向けた取り組みを進めます。
- 2 被災による保護者の生活の変化に対応する保育サービスの提供
 - ・ 延長保育、土曜午後保育、日曜保育を実施します。
 - ・ 病後児保育を実施します。
- 3 地域一体で復興再建の人材を育むための子育て支援体制の確立
 - ・ 在宅で子育てを行っている保護者への支援の充実を図るため地域子育て支援センターの再建を図るとともに、要保護児童連絡協議会の再構築をめざし、学校、地域と関係機関が協力連携した子ども・子育て支援体制の確立を図ります。
- 4 居場所づくり・健康づくりの推進
 - ・ 一人ひとりが陸前高田市を居場所と感じつつ、生活の質の向上を促進するための、住民同士が主体的に支えあうコミュニティづくりを推進します。
 - ・ 高齢者の介護予防、母子保健交流スペース、その他の疾病予防対策等の活動拠点として、市内各地域に健康づくりミニセンター的機能を持った施設を整備します。
 - ・ 医療・保健・介護・障がいなどの関係機関で包括的な支援サービスを行うための地域包括ケア会議による連携を図ります。
 - ・ 保健・福祉の各種サービスを展開できる専門職のマンパワーを確保します。
- 5 保健事業の再開と推進
 - ・ 健康づくりのための仮設住宅入居者への個別フォローと集団アプローチを展開します。

- ・ 仮設住宅とともに、各地域の実情に合わせた高齢者の居場所づくりの展開や、高齢者見守り体制づくりを推進します。
 - ・ 地域全体でこころのケアを推進する体制を確保します。
 - ・ 健診（検診）の受けやすい体制の構築と、住民の生活に根差した事後指導（保健指導）体制に力点を置いた健康づくりを展開します。
- 6 保健医療福祉集中化エリアの創設
- ・ 県立高田病院、（仮称）保健福祉総合センター、高齢者関連施設等の関係機関の集約化による保健医療福祉総合エリアを創設します。
 - ・ 保健、福祉、地域包括支援センター等が一体となった総合サポート拠点として、（仮称）保健福祉総合センターを設置し、保健、医療、介護、在宅療養、障がい者サービス、介護サービスなど、全てのライフステージについて、包括的に情報共有できる体制を確立します。
- 7 地域包括医療システムの構築
- ・ 市内診療所及び県立高田病院並びに気仙地区（県立大船渡病院や住田地域診療センター）及び岩手県内主要病院との連携を強化します。
 - ・ 市国保診療所が医療の拠点だけでなく、健康づくりの拠点としての整備を検討します。
 - ・ 県立高田病院、市国保診療所、民間診療所、市役所、消防署、警察などと医療の連携体制を強化します。
 - ・ 病院のエリアに隣接して商業施設などをリンクして、住民の利便性が高まるような工夫を行います。
- 8 地域医療施設の整備
- ・ 医療体制の中核となる県立高田病院の早期建設を促進するとともに、広田診療所を整備します。
 - ・ 医科・歯科診療所建設など、民間医療施設整備の推進を図ります。
 - ・ ドクターヘリ、移送ヘリ、防災ヘリなど離着陸ができるヘリポートを確保していきます。
 - ・ 食糧や応急用・医療用薬剤等の備蓄や調剤薬局との定期的な確認を行いながらの連携体制を構築します。
 - ・ 非常用発電機の常設、他自治体・他地域医療機関等との事前提携と訓練の実施など、救急医療体制の整備を促進します。
- 9 介護サービスの充実
- ・ 第5期介護保険事業計画（H24～26）により介護サービスの充実を図り、保健・福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアのための中長期的な見通しに立った介護計画を検討・実行します。
 - ・ 仮設住宅での要介護者の生活を援助するため、訪問介護・訪問看護などの在宅サービスや、グループホーム等の施設サービスを充実させます。また、仮設住宅へのアプローチとして、介護等サポート拠点を整備し、相談員が巡回する形での総合相談事業を行います。
- 10 生活再建への支援
- ・ 市民からの生活再建に関する相談・助言体制を整備し、被災者個々の状況に応じた各種支援制度等の情報提供及び関係機関と連携しながら、きめ細かな相談事業等を実

施し、生活再建に向けた支援を推進します。

11 高齢者の充実した生活のための施設整備等

- ・ 高齢者が住みなれた地域で最後まで暮らせるために、また、ひとり暮らし高齢者に対する生活から介護も含めて、地域の中で充実した生活が送れるようなサービス付高齢者向け住宅の整備や高齢者の孤立を防ぐシステムを作ります。
- ・ 認知症サポーター養成や介護家族を支援する団体等と協働しながら、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

12 地域福祉活動拠点の整備

- ・ 市民が相互に助け合いながら復興に向けた活動を進めていく中で、市民のふれあいの場や各種団体等の地域福祉の活動拠点を整備します。

13 グループホームの再建と増設および日中活動の場の確保

- ・ 震災により流失した共同生活援助事業所に代わり、障がい者に対して日常生活上の支援を伴う居住の場を提供します。
- ・ 被災した作業所等を再建し、引き続き地域移行を推進します。

14 保健師と保健推進員の連携によるこころのケアの推進

- ・ 自殺予防対策の一環として、悩みを抱える人の自殺のサインに気づき、見守るゲートキーパーを養成し、地域でできる支援をしていく体制をつくります。

15 震災後の障がい福祉ニーズの把握と福祉サービスの向上

- ・ 震災以前と以後の状況の変化からくる利用者のニーズを把握したうえで、従来のサービス内容を見直し、満足のいくサービスを提供します。また、震災が原因で新たにサービスが必要となった人に対しても適切なサービスを提供します。

16 障がいのある人もない人も共に学び共に生きるまちづくりの推進

- ・ 地域で障がいについての理解を促進し、安心・安全で住みやすいまちづくりのために障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを推進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 高田保育所再建事業（H23～H25）
- ・ 竹駒保育園再建事業（H23～H25）
- ・ 今泉保育所再建事業（H23～H28）
- ・ 広田保育園再建事業（H23～H26）
- ・ 延長保育、土曜午後保育、日曜保育、病後児保育等特別保育事業（H24～）
- ・ 地域子育て支援センター拠点施設再建事業（H23～H25）
 - ・ 要保護児童連絡協議会再構築事業（H24～）
- ・ 児童デイサービス（ふれあい教室）拠点施設再建事業（H23～H25）
- ・ 居場所づくり健康づくり推進事業（H23～）
- ・ 保健活動推進事業（H23～）
- ・ 保健医療福祉拠点施設整備事業（H23～） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- ・ 地域医療施設整備事業（H23～）
- ・ 地域包括医療システム構築事業（H23～）
- ・ 地域包括ケア体制整備事業（H23～H26）

- ・介護サービス施設整備事業（H23～）
- ・生活再建相談事業（H23～）
 - ・サービス付高齢者向け住宅整備事業（H24～）
- ・仮設住宅等における介護サポート拠点整備事業（H23～H26）
 - ・障がい者地域活動拠点整備事業（H25～H26）
- ・社会福祉法人運営等助成事業（H23～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 4	生涯学習の拠点づくりと学習環境の整備充実を図る。
-----------------	---------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波により、全館が水没するとともに、すべての資料が水損した市立図書館、市立博物館のほか、市民のさまざまな学びの場であった中央公民館や市民会館等の喪失等、壊滅的な被害を受けた社会教育に係る機能の回復と、生涯を通じた学びの拠点となる関係施設・事業の再構築を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 社会教育・生涯学習推進に係る方向性の構築
 - ・ 社会教育関係事業推進に係る情報共有及び方向性に係る協議検討を行います。
- 2 生涯学習の推進
 - ・ 生涯学習に係る意識の啓発及び学習活動を支援します。
- 3 社会教育の推進
 - ・ 生涯各期における教育事業を充実します。
- 4 芸術・文化行政の推進
 - ・ 芸術・文化の振興及び文化財の保護と活用に努めます。
 - ・ 大肝入屋敷（大庄屋）の復元に努めます。
- 5 社会教育施設等の整備
 - ・ 図書館、博物館、市民会館等は、（仮称）市民文化会館に機能をもたせた整備を検討します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 社会教育・文化行政再構築事業（H23～H26）
- ・ 文化財レスキュー事業（H23）
 - ・ 生涯学習推進事業（H26～）
- ・ 学社連携推進事業（H23～）
 - ・（仮称）市民文化会館整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 大肝入屋敷（大庄屋）復元促進事業（H25～H28） ※重点計画「歴史文化を受け継ぐまちの再生」

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 5	通年型の総合的なスポーツ公園の整備及びスポーツ環境の充実を図る。
----------	----------------------------------

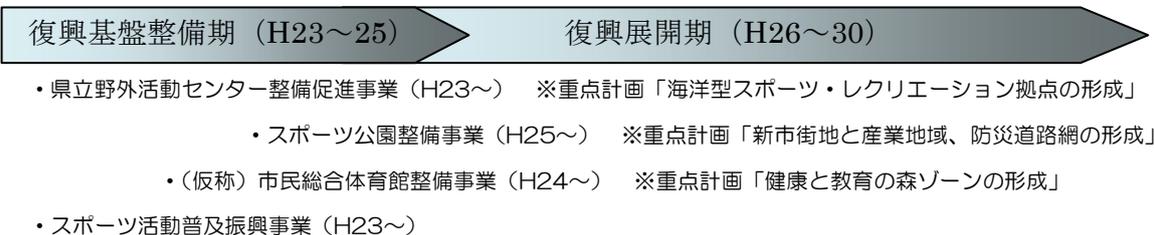
被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波により、市民体育館や海洋センター、野球場など、あらゆるスポーツ活動の推進にあたって必要となる拠点施設が改修困難な被害を受けるとともに、学校における校庭や体育館についても、十分な活用の見込みが立たない状態にあります。壊滅的な被害を受けた社会体育・生涯スポーツに係る機能の回復と、生涯を通じたスポーツの拠点となる関係施設・事業を再構築することが必要です。

復興のための施策

- 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成
 - ※重点計画「海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成」（再掲）
- 社会体育施設機能の再構築
 - スポーツ公園を新たに整備し、高田松原公園にあった野球場、サッカー場等を再整備するとともに、テニスコート等を配置した運動公園として大会誘致や合宿利用が可能な施設規模を検討します。
 - 体育館施設は、武道館や温水プール等、総合的な体育施設として（仮称）市民総合体育館の整備を高台に検討します。
- 生涯スポーツの推進
 - 生涯スポーツの普及促進と活動機会の拡充を図ります。
- 健康と教育の森ゾーンの形成
 - ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」（再掲）

主要事業



第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 6	安全な学校づくりと適正規模化による学校再編、及び高校の整備促進と学校の防災拠点化を図る。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- 今般の大震災により気仙小学校、気仙中学校、小友中学校、広田中学校、県立高田高

等学校が全壊するなど学校施設が甚大な被害を受けるとともに、児童生徒の住居も数多く被害を受けました。そのため多くの児童生徒が市外へ転出し小中学校の児童生徒数が減少しています。

- ・ 学校の復興にあたっては、当市の未来を担う子どもたちのために、より安全な学校と適切な教育環境を整備する学校再編が必要となります。また、児童生徒の心のケアについても、重要な課題として取り組む必要があります。
- ・ 学校施設については、災害発生時に避難所となることから、防災拠点施設などの機能強化を図る必要があります。

復興のための施策

1 心のケアの充実と就学援助の推進

- ・ 児童生徒が安心して就学できるようにするため、学校、家庭、地域、各種関係機関と連携し、長期にわたって児童生徒の心のサポートを行います。
- ・ 被災により就学困難となった児童生徒に対して、就学援助を継続的に行います。
- ・ 被災により親を失った子どもたちが、将来にわたって安心して学ぶことができるようにするため、岩手県教育委員会と連携し、生活支援・就学支援を推進します。

2 小中学校の再建と学校教育の充実

- ・ 小学校については、将来の児童数の推移を見据えながら、児童の安全と教育環境の充実、さらにはまちづくりとの連動を観点として学校づくり、再編を進めます。
- ・ 中学校については、生徒の安全と教育環境の充実を観点とした学校再編を推進します。
- ・ 学校再編による統合校の新增設を推進します。
- ・ 安全・安心となる学校教育の早期正常化のため、学校施設の耐震化（補強）や通学の安全、運動場の確保など児童生徒の学習環境の早急な整備とともに、放射線等による健康被害への適切な対応を図ります。
- ・ 未来を担う児童生徒に確かな生きる力を培うため、学力向上や豊かな心の育成、キャリア教育の充実を図ります。

3 高校の整備促進

- ・ 東日本大震災で被災した県立高田高等学校の再建に向け、早期の整備促進を図ります。

4 学校、家庭、地域連携による防災教育、防災体制の確立

- ・ 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、防災教育カリキュラムの充実を図ります。

5 防災施設として機能強化した学校づくり

- ・ 災害発生時に防災拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図ります。

6 地域コミュニティの拠点施設として役割を果たす学校づくり

- ・ 学校施設の図書館や体育館等を市民と共同で使用するなど、地域コミュニティの拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- 学校支援カウンセラー派遣事業（H23～H27）
- 心のケア専門機関利用事業（H23～）
- 各種教育相談（研修）事業（H23～）
- 就学援助事業（H23～）
- いわたの学び希望基金利用事業（H23～）
- 小中学校再編推進事業（H23～）
 - 小中学校施設整備（新增築）事業（H24～）
- 学校施設環境改善（耐震化等）事業（H23～）
- 教育研究所事業（H23～）
- 県立高田高等学校整備促進事業（H23～H28） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- 防災教育推進事業（H23～）
 - 防災機能強化推進事業（H24～）
 - 学校施設有効活用事業（H24～）

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 1	被災農業用地の再生と営農拠点の整備を図り、営農再建の支援による新たな営農体系の確立を図る。
----------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災により被災を受けた農地及び農業用施設は、農地383haのほか農業用施設772箇所、被害金額約190億円の未曾有の大災害となっており、特に水田は市内の作付面積の約7割に当たる被害であり、地盤沈下による排水対策も考慮した災害復旧が必要であり長期化も予想されます。
- ・ 復興に際しては、産業としての農業確立のため、市全体的な土地利用の見直しを進めるとともに、現状復旧に捉われず、高収益作物への作物変換や直接耕地を使用しない高設栽培等の栽培方式の導入を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 被災農地及び農業用施設の早期復旧
 - ・ 国の災害復旧事業による生産基盤の整備の早期着手と早期完了に向けた取り組みを推進するとともに、現状復旧にとらわれず生産性の向上に向けた農地及び農業用施設の復旧整備及び除塩対策を図ります。
- 2 農業経営再開に向けた農家の所得確保と農業機械、生産資材等の導入支援
 - ・ 農地はもとより、多くの住宅や農業用施設、農機具が被災、流失した現状においては、生産基盤等が復旧するまでの所得確保のため、緊急雇用創出制度等による農業関連への雇用、復興組合を通じた復旧作業を行う農業者への支援などの取り組みを推進します。
 - ・ 農業機械、生産資材等の導入については、国、県の補助制度に市単独事業を加えた一体的な支援により早期の農業経営再開を図ります。
- 3 農地の有効活用と多角化の推進
 - ・ 震災により農地が減少し、限られた農地を有効活用する必要があることから、自給的農家から担い手農家への利用集積や受委託を促進し、より一層の高収益作物の生産を推進するとともに、多角化を図り、安定した農業経営を確立します。
- 4 復旧が困難な被災地を利用した栽培技術の推進
 - ・ 地域の減災対策やまちづくりと連動した柔軟な農地利用を進めるとともに、従来の土耕農法に加え、水耕栽培や高設栽培等の耕地を直接使用しない栽培を推進し、除塩対策が難しい農用地等の有効活用と雇用創出を図ります。
- 5 営農指導拠点施設の再構築と指導体制の強化
 - ・ 全壊した総合営農指導センターを再整備することにより、本市農業振興の拠点施設としての機能を回復するとともに、岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再設置を強く要望し、県が計画する大規模園芸団地の設置と併せ浜田川地内の園芸団地化を推進します。
 - ・ また、早期復旧には、これまで以上の指導、推進体制の整備が重要になることから、関係機関と連携し営農指導体制の強化を図るとともに、農地の利用集積をよりいっそう推進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・農地、農業用施設災害復旧事業（H23～H25）
- ・東日本大震災農業生産対策交付金事業（H23～H25）
- ・被災農家経営再開支援事業（H23～H25）
- ・緊急雇用創出事業（H23～H25）
- ・被災農地等生産再開対策支援事業（H23～H25）
- ・農業経営体強化育成支援事業（H23～H27）
- ・農産物直売所開設支援事業（H23～H25）
 - ・被災地域農業復興総合支援事業（H24～H26）
- ・陸前高田型農業復興支援事業（H23～）
- ・振興作物推進事業（H23～）
 - ・三陸みらい園芸産地づくり事業（H24～H26）
 - ・三陸みらい農業担い手応援事業（H24～）
- ・農地利用集積促進事業（H23～H25）
- ・営農拠点施設整備事業（H23～H26）
- ・太陽光型植物工場誘致推進事業（H23～） ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」
 - ・大規模園芸団地整備事業（H25～） ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策2	林業・木材産業の再建を図り、木材安定供給体制を確立し、地域木材の利用及び雇用の創出を推進する。
---------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 森林組合の事務所が津波で被災し、現在仮事務所で業務を行っているが、今後震災復興に向け木材の需要が増し、業務量も増加が見込まれることから、組合機能の早期回復が望まれます。
- ・ 震災による林道被害が74箇所、被害額1億1800万円となっており、また市内の製材業者の多くが被災し、木材の供給体制が壊滅的な打撃を受けていることから、木材の安定供給のため林道の早期復旧とともに製材業の復興に向けた支援が必要です。また、復興に向けた木材需要の増加に合わせ、地域木材の利用を促進する必要があります。
- ・ 震災により失業者が増加しており、林業が雇用の受け皿としての役割を期待されています。

復興のための施策

- 1 森林組合の再建支援
 - ・ 津波で被災した森林組合の機能回復のため、財政的支援を行います。
- 2 木材の安定供給体制の確立
 - ・ 地震により発生した林道等の災害復旧を図ります。

- ・ 津波で被災した製材工場の復興に向けた支援を行います。
- 3 地域木材の利用促進
- ・ 被災者が地域木材を利用して住宅を建設する場合に支援を行い、地域木材の利用促進を図ります。
- 4 林業への新規就業の促進
- ・ 新規に林業従事者を雇用した場合等に、所属する事業所に対して支援を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 森林組合機能回復支援事業 (H23)
- ・ 林道災害復旧事業 (H23~H24)
- ・ 地域木材利用促進事業 (H24~)
- ・ 林業担い手サポート事業 (H23~)

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策3	漁港の整備と営漁の協業化を図り、営漁再建の支援による新たな水産業の活性化を推進する。
---------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 震災により、本市における漁港、漁村等のインフラ施設をはじめ、漁協事務所、漁船、定置網、養殖施設、種苗生産施設、水産関係施設などに壊滅的な被害を受けました。これらの施設等を早期に復旧整備し、漁協を核とした養殖漁業の協業化等による営漁再建を支援することより、短期間での漁業の再開と水産業の復興を図る必要があります。
- ・ 短期的には、平成23年の秋サケ漁やワカメ養殖等の再開に向け、漁船の安全性確保に必要な漁港機能等の早期復旧、漁協機能の早期回復、共同利用漁船等の整備、定置網、養殖施設及び種苗生産施設等の早期復旧に併せて、漁業者の雇用の場を確保し、漁業再開までの生活を支援します。
- ・ 中長期的には、本格的な漁業、養殖業の復興に向け、継続的・段階的に漁港、漁村や水産関係施設等の復旧、協業体の育成等による担い手の育成・確保、サケやアワビ等のより効率的な種苗生産体制の再構築が必要です。

復興のための施策

1 漁港等の整備

- ・ 漁業再開に向け、漁港機能等の早期復旧を図るため、漁港区域内及び漁場のガレキ撤去や、漁港施設、漁業集落排水施設、防潮堤、海岸保全施設の早期復旧及び段階的整備を進めます。

2 漁協を核とした漁業・養殖業の構築

- ・ 漁協を核とした漁業・養殖業の協業化などの共同利用システム等の構築のため、組合員が共同利用する漁船、漁具、種苗の確保や、養殖施設、さけ・ますふ化場、アワビ等種苗生産施設、漁協事務所、共同利用施設等の復旧や漁業・養殖業の復興をめざ

し、共同化による生産の早期再開に必要な新たな制度を創設するなど、定置網漁業、養殖漁業などの早期復旧を図ります。

3 漁業者の生活支援と担い手確保

- ・ 漁港のガレキの除去などの緊急的な雇用の確保により、漁業再開までの漁業者の生活を支援します。
- ・ 漁業就業奨励金の交付により、漁業の担い手の確保・育成を図ります。

4 漁業集落環境の整備

- ・ 被災した漁業集落の環境整備を促進します。

5 漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成

- ・ ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」（再掲）

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 漁港災害復旧事業（H23～）
- ・ 水産基盤整備事業（H23～）
- ・ 漁港整備市単独事業（H23～）
- ・ 漁業集落排水施設災害復旧事業（H23～H25）
- ・ 県営漁港等整備事業（H23～）
- ・ 地域水産物供給基盤整備事業（H23～H25）
- ・ 漁場復旧対策支援事業（H23～H24）
- ・ いわたの漁業復旧支援事業（H23）
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業（H23～H25）
- ・ さけ・ます生産地震災復旧支援事業（H23）
- ・ 養殖用種苗供給事業（H23）
- ・ 水産業経営基盤復旧支援事業（H23～H25）
- ・ 養殖作業用施設整備事業（H23）
- ・ 水産業共同利用施設復興整備事業（H23～H25）
- ・ 水産業共同利用施設復旧支援事業（H23～H25）
- ・ 漁業協同組合等機能回復支援事業（H23）
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（H23）
- ・ 養殖振興総合支援事業（H23～）
- ・ 採海藻漁業復旧緊急支援事業（H23）
- ・ 漁業・養殖復興支援事業（H23～H27）
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業（H23～H24）
- ・ 緊急雇用対策事業（H23～H25）
- ・ 担い手対策事業（H23～）
- ・ 東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給事業（H23～）
- ・ 漁業近代化資金利子補給事業（H23～）
- ・ 長部漁港水産加工団地整備促進事業（H23～） ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」
- ・ 水産関連業務団地整備促進事業（H25～H28） ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 4	中小企業・事業所等の再建を支援し、商業集積を図りながら、新たな市街地に活力と魅力のある商業空間の創出を推進する。
-----------------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 商店街は震災により甚大な被害を受けました。特に、商店街を形成してきた中心市街地が壊滅的な被害を受けたことから、新たに形成される市街地に商業エリアを構築し、賑わいのある集客交流の場の創出を推進します。
- ・ また、多くの中小企業・事業所等が被災したことから、被災資産の修繕や新たな設備投資などを支援し、事業再建を強力に推進する必要があります。

復興のための施策

- 1 中小企業者等の再建・事業拡大支援
 - ・ 被災した中小企業者の事業再開・再建を支援するため、被災した資産の修繕や新たな設備の導入、仮設店舗等の整備に対し支援を行うとともに、岩手産業復興機構等と連携した二重債務解消に向けた支援を行います。
 - ・ 地元商工業者の再建と新規立地企業の事業拡大を促進するため、貸工場や商業共同店舗の整備を促進します。
- 2 商工団体の整備支援
 - ・ 地域の中小企業者に対する相談や指導機能を回復するため、施設整備や体制整備に対する支援を行います。
- 3 商工業の活性化支援
 - ・ 地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業を重点分野とする成長産業支援を推進するとともに、新たな取組みに対する支援等を行い、商工業の活性化と雇用拡大を図ります。
- 4 商業ゾーンの構築
 - ・ 新たな幹線道路沿いに商業ゾーンを設定し、商店街の創出を図るとともに、新設する道の駅と一体となった集客交流の場の創出を推進します。
- 5 工業ゾーンの構築
 - ・ 商業ゾーンに隣接した地域に工業ゾーンを設定し、醸造業等の地場産業の基盤整備を促進し、地域の雇用創出を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 中小企業等再建支援事業（H23～H25）

- ・ 貸工場・商業共同店舗整備事業（H24～）

- ・商工団体等再建支援事業（H23～H28）
 - ・商工会館整備事業（H25～H27）
- ・商工業活性化支援事業（H23～H25）

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策5	食関連産業や観光産業の基盤づくりを推進するとともに、新規企業の誘致育成と地場産業再生による雇用の創出を図る。
---------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 小友浦干拓地は跡形もなく壊滅し、干拓地の全域が冠水しました。小友浦は「元に戻す公共事業」を実施し、干潟を再生するとともに、干拓堤防背後地は、新たな土地利用を創出する必要があります。
- ・ 市内の観光施設は、海と貝のミュージアムやシーサイドターミナル等の公共施設11施設、民営の宿泊施設（旅館・民宿）10施設が全壊したほか、本市のシンボルである高田松原海岸や気仙町今泉の歴史的まちなみ、建造物等、地域の貴重な観光資源が失われました。
- ・ 観光は、地元経済の活性化や雇用の創出にも大きな効果が期待されることから、観光産業の早急な復旧・復興に向けた体制の整備と観光施設等の再建、地域資源を組み合わせた新たな観光誘客のスタイル構築が課題となっています。
- ・ 地域産業については、被災前から企業立地環境の充実、既存企業のフォローアップに努めるなど、産業の活性化、雇用の拡大を推進してきましたが、震災により地域産業は大きな打撃をうけ、雇用が失われました。
- ・ 地場産業の復興とともに、新エネルギー関連産業などの成長産業の誘致を進め、新たな産業創出と魅力ある雇用の場の創出を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 小友浦地区・干拓地の干潟再生
 - ・ ※ 重点計画「小友浦地区・干拓地の干潟再生」（再掲）
- 2 観光関連団体の体制整備
 - ・ 観光情報の発信窓口となる観光物産協会の体制を整備、強化します。
- 3 観光施設等の整備
 - ・ 道の駅やスポーツ施設、宿泊施設、海水浴場等の整備促進を図ります。
 - ・ 街中の街路等を活用した「高田市場」、「市日通り」の復活、「けんか七夕」や「動く七夕」ロードの整備を促進します。
- 4 地域資源を活用した観光誘客の推進
 - ・ 市内観光施設のネットワーク化や、地域の歴史と伝統文化を活かしながら、復興支援で生まれた交流の継続と観光誘客の促進を図ります。
 - ・ 支援団体と連携した復興イベント等の開催と情報発信による地域のイメージアップと観光誘客の回復を図ります。
- 5 誘致企業、地場企業再建支援の拡充

- ・ 地場企業の再建支援や企業誘致を進めるため企業の設備投資に対する支援を拡充し、魅力ある就業の場の確保を推進するとともに、新規学卒者の地元雇用拡大、気仙大工後継者の育成など若年者の地元定住を図ります。
- 6 食品関連企業の誘致推進
- ・ 地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業を重点分野とする成長産業支援、誘致を推進するとともに、新たな取組みに対する支援等を行い、産業の活性化と雇用拡大を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 小友浦干潟自然再生整備促進事業（H23～） ※重点計画「干拓地の干潟再生」
- ・ 観光物産協会活動支援事業（H23～）
 - ・ 道の駅等観光施設整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 海水浴場海岸環境整備促進事業（H25～）
 - ・ けんか七タロード整備事業（H25～H27） ※重点計画「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
 - ・ 動く七タロード整備事業（H25～H27） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 市日通り整備事業（H25～H27） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 観光誘客推進事業（H23～）
- ・ 企業立地奨励事業（H23～）
- ・ 中小企業設備投資促進事業費補助事業（H23～）
- ・ 企業雇用拡大奨励事業（H23～）
- ・ 就業活動支援事業（H23～）
- ・ 気仙大工後継者育成支援事業（H23～）

第5 環境にやさしいまちづくり

復興基本政策 1	自然エネルギーを活用した新たな食農産業モデルを創出するとともに、環境にやさしい太陽光エネルギー等、再生可能エネルギーの導入を促進し、災害時の活用を図る。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の震災被害を教訓として、非常時においても一定のエネルギーを賄えるようにするため、国や県、民間企業と連携しながら、コミュニティ施設等への設置など、自立的なエネルギーの供給可能体制を構築していく必要があります。
- ・ また、公共施設や新たに整備する住宅団地等への再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の形成についても検討し、本市の特性や地域資源を生かした環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ なお、原発事故による放射性物質の影響が懸念されていることから、市民の安全・安心の確保のための対策を進めていく必要があります。

復興のための施策

- 1 浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成
 - ・ ※重点計画「浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成」(再掲)
- 2 公共施設の太陽光発電施設の導入
 - ・ 学校や公営住宅等の公共施設において、災害時においても一定のエネルギーを賄えるようにするため、太陽光発電と備蓄機能設備を設置し、自立的なエネルギーの供給可能体制を構築します。
- 3 太陽光発電所誘致等の推進
 - ・ 市内の被災農地等を有効活用し、太陽光発電所の誘致や電気バス等の導入を検討しながら、再生可能エネルギー関連企業の立地促進を図ります。
- 4 太陽光発電設備の普及啓発
 - ・ 太陽光を利用した環境にやさしいまちづくりを推進するため、公共施設や新たに整備する住宅団地等への利用拡大を図り、一般家庭への導入支援制度を充実させるとともに、市民に身近な公共施設等への率先導入等を通じて、市民の意識の醸成を図ります。
- 5 未利用木質資源等の利用
 - ・ 間伐材等の未利用木質資源の利活用方策を検討します。
- 6 放射性物質の調査体制の構築と情報開示
 - ・ 学校をはじめとする市内の放射性物質の測定調査を実施し、市民への情報開示を行うとともに、継続的な調査により放射性物質の監視を行います。また、放射線量低減の対策を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 地下水調査促進事業 (H23~) ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」

- 太陽光発電所誘致推進事業（H23～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」
 - 太陽光発電設備普及事業（H24～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」
- 再生可能エネルギー導入推進事業（H23～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」

第6 協働で築くまちづくり

復興基本政策 1	地区コミュニティを再生し、防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。
----------	-----------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- この度の東日本大震災で、地域コミュニティは、救援や避難など地域の助け合いの中心となり、様々な活動において重要な役割を果たしました。しかし、地区によっては、コミュニティセンターや自治会館などが流出するなど、地域コミュニティの拠点の整備が重要な課題となっています。
- また、高田地区や今泉地区などでは全壊となった町内会も多く、コミュニティ機能が低下していることから、その再生を促進し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりが必要となっています。

復興のための施策

1 コミュニティの再生

- 被災者の高台等への移転については、これまでのコミュニティが継続できるよう配慮するとともに、これまでの本市の協働の形であるコミュニティ推進協議会を中心として、共に考え、共に行動して協働のまちづくりを推進します。
- 各地区コミュニティ推進協議会は、まちづくりセンター機能として、防災や見守り等地域の支えあい拠点としての充実を図ります。
- 地域の祭りを復興するため、「けんか七夕」や「動く七夕」ロードやまつり広場の整備を図ります。

2 コミュニティ施設等の整備

- 津波で流されたコミュニティ施設は高台へ移転し、避難所としての役割を果たす防災資材倉庫や健康センターなど地域防災拠点としての機能を持つとともに、診療施設等の他の施設と一体となった整備を図ります。
- 被災した地区の自治会館等の修繕や改築等に対する支援を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- コミュニティ施設整備事業 (H23~)
 - 自治会館等整備事業 (H24~)
- コミュニティ活動支援事業 (H23~)

第4章 計画の実現に向けて

震災により大きく変わってしまった風景の中、変わらずにある地域社会の絆、市民と行政の絆、この陸前高田市の大切な絆を、困難な状況の中にある今だからこそ、さらに強固にし、陸前高田市の未来を切り拓き、希望を持ちながら新たな歴史の創造に向け取り組んでいきます。

そして、被災者の生活再建や市街地・被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、だれもが住んでみたいと思う、心豊かに安心して暮らし、安定した生活できるまちづくりを本計画の着実な実行により進めます。

1 事業の推進

復興計画を効果的・効率的に推進するため、実施計画等により復興事業の進捗状況の的確な把握と進行管理を行います。

市民の意向や緊急性の状況、また、事業の波及効果の大きいものから実施するなど、施策事業の優先度を考慮しながら必要に応じて見直しを行います。

これら進行状況を市民に公開することで、復興状況を市民と共有します。

2 持続可能な行財政運営

本市の行財政運営は、震災により大きな影響を受けたことにより、市税等歳入の減少が見込まれ、また、震災復興計画を推進するに当たっては、多大な事業費を要することから、極めて厳しい財政状況が予想されます。

このような中、新たな復興へのまちづくりを推進していくため、様々な視点からコストの削減に努め、効果的・効率的な行政運営を進めていきます。

3 国からの財政支援及び規制緩和

震災で被災した本市の被害はあまりにも甚大であり、一自治体で復興を図る範囲を大きく超えており、その復興は世界からも注目を集めています。

今回の震災を教訓にして、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められる中、本市の復興は、今後の災害に強い地方都市のモデル、また、人口減少などの進む過疎地域の復興のモデルとなるものです。

市として復興計画の実現に最大の努力をしていくなかで、国に対してその財政的な支援を要請するとともに、事業を円滑に推進するための規制緩和等、復興に向けた必要な措置を強く求めています。

4 協働による計画の推進

復興のまちづくりを実現していくため、市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意見を十分に聞きながら、自主的な地域活動を積極的に支援し、市民や地域、事業者、そして市がそれぞれの役割を担い、さらには内外の多くの方と連携・協力して施策を推進する協働のまちづくりにより、陸前高田が一丸となって復興を進めていきます。

ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり アクションプラン



平成27年6月

陸前高田市

表紙・裏表紙イラスト

作：村田沙織(むらたさおり) 立教大学 社会学部メディア社会学科

作：鈴木菜摘(すずきなつみ) 千葉工業大学 工学部デザイン科学科

ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり

アクションプランの策定にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、陸前高田市は壊滅的な被害を受け、多くの方々が犠牲となり、中心市街地は流失し市はその機能を失いました。

同年 12 月には、この被災から陸前高田市が立ち直り力強く踏み出すために、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市の創造」を掲げた震災復興計画を策定し、昨年度は、災害対応の拠点となる消防防災センターや市民念願のコミュニティホールが完成しました。現在も大規模な嵩上げ工事や災害公営住宅の建設が続くなど、市内各地で希望の槌音を響かせています。

しかしながら、私たちが目指す復興は、単に被災した施設や道路などのインフラを復旧させることだけではありません。災害による犠牲者を二度と出すことなく、尊い命と財産を守る防災・減災のまちづくりを進めるとともに、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、地域で暮らす人も観光や支援で訪れる人も、誰もが快適に過ごせるまちづくりに取り組むことが重要であると考え、市の中堅・若手職員で構成するプロジェクトチームを結成し、市民の皆様や関係団体のご協力のもと、その指針となるアクションプラン（行動計画）を策定いたしました。

マイナスからのスタートを余儀なくされた陸前高田市だからこそ、市民・地域・企業・行政が一丸となってまちづくりに参画し、震災の経験と教訓を後世に語り継ぐとともに、あらゆる可能性を模索しながらチャンスと希望にあふれたまちをつくり上げることが出来ると信じています。

年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいを持つことになったとしても安心して暮らせる社会、男女が共に協力し合い安心して妊娠、出産、子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前で、いわゆる「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」という言葉すら意識する必要のない社会の実現に向けて、さらなる一歩を踏み出します。

これまで、国内のみならず世界中から寄せられた数多くの温かいご支援にあらためて感謝を申し上げますとともに、世界に誇れる美しいまちへと成長できるよう、本アクションプランの推進に取り組んでまいります。

平成 27 年 6 月

陸前高田市長 戸 羽 太

目次

1 理念	P1
2 策定の目的	P1
3 推進方針	P1
4 アクションプラン一覧	P3
A 防災、コミュニティ、情報共有、PR	P9
B 教育、子育て	P14
C 保健、医療、福祉、介護	P19
D 産業、雇用、観光	P23
E 建物、道路、公園、交通	P27
5 資料	
用語解説	P31
アクションプラン策定までの経緯	P32
アクションプラン策定にかかる協力団体一覧	P33
ノーマライゼーションに関連するシンボルマーク	P34
付録（見本）	P37

1 理念

- (1) 誰もが多様性を認め合い個性を持つ一個人として尊重され、不当な理由による差別や区別、不利益な扱いを受けることがあってはならない。
- (2) 誰もが自らの意思や選択によって、学び、遊び、働き、憩うなど、生活のあらゆる面において自分らしい生き方を実現することができる。
- (3) 誰もが個々の能力を活かしてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、地域共生社会の一員となる。

これらを基本理念として、市民・地域・企業・行政が連携し、陸前高田市を応援して下さる方々の協力のもと努力し続けることで「住んで良かったまち」「訪れて良かったまち」にします。

さらに、誰もが自らの意志で、生涯を通じて住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、互いに思いやる気持ちや協力するチカラを培い、市民主体のまちを築いていきます。

2 策定の目的

このアクションプランは、震災復興計画に掲げる3つの復興の基本理念、「世界に誇れる美しいまち」、「ひとを育て、命と絆を守るまち」、「活力あふれるまち」を共に創るために、そしてまた、全ての人は平等であるとの考えのもと、東日本大震災の被災から立ち上がり希望を持ち、一人ひとりが笑顔になれるまち、未来永劫「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」で在り続けるために、指針となる行動計画として策定するものです。

3 推進方針

- (1) 私たちは、自らの経験や知恵を活かして、まちづくりに主体的に参画するよう努めます。
- (2) 私たちは、市民や地域、企業、行政がそれぞれの役割を理解し担い合い、また、さまざまな分野の機関や人物と連携・協力します。
- (3) 私たちは、ハード面の復興のみならず、ノーマライゼーションの意識の向上や考え方など、ソフト面の復興にも取り組みます。

アクションプランをより実現性の高いものとするため、平成27年度を初年度とし、震災復興計画期間を踏まえながら定期的に見直し改定を行いながら続けていくものとします。

※本アクションプランについて

市がこれまでに策定した障がい福祉計画や災害時の避難マニュアルなどの個別計画をふまえ、「まちづくり」を総合的に捉えて策定したものです。

個別計画と重複するアクションの詳細及び具体的推進方法については、それぞれの個別計画で明記することとします。

※対象者について

このアクションプランは、「ノーマライゼーション」という言葉から多くの人が連想する「弱者に対する福祉的配慮」を推進するものではなく、全ての人にとって住みやすいまちとはどうあるべきかを一人ひとりが考え、それをもとにオール陸前高田で取り組むことを目指しています。

そのため、対象者は次の人たちをはじめとする陸前高田市に関わる全ての人とします。

- ・高齢者 ・障がい児者 ・難病患者 ・健常者
- ・妊産婦 ・子ども ・子育て中の保護者
- ・LGBT（同性愛者、両性愛者、性転換者など）
- ・市民 ・外国人 ・観光客
- ・行政 ・民間事業者 ・支援者
- ・教育機関 ・研究開発機関 ・保健医療福祉関係団体

※「障がい」と「障害」の表記について

岩手県では、「害」という字の印象の悪さ、マイナス的なイメージから、人の状態を表す言葉については「障がい」と表記しています。ただし、法律や制度上の名称、団体名や施設名などが漢字である固有名詞については、「障害」と表記しています。

このため、本プランにおいても「障がい」と「障害」の両方を使用しています。



4 アクションプラン一覧

ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり アクションプラン

【チャレンジアクション】

★マークのあるものは、達成の度合いを評価するものではなく、実現に向け夢と希望を持って挑戦するアクションです。

分野	テーマ	施策	No.	アクション	担当課
A 防災・コミュニティ・情報共有・PR	1 災害時における適切な対応	1 災害への備えの再検討と防災力の向上	1	災害対応のあり方の発信	防災課
			2	災害時避難訓練への積極的な参加	防災課
		2 特別な配慮を必要とする人への支援	3	福祉避難所の設置、運営	社会福祉課
			4	迅速な入所のための連携	社会福祉課
	2 ゆるやかなつながりと支え合いのまちづくり	1 地域の見守りと助け合いの体制整備	5	個人の役割意識と互いに支え合う関係づくりの推進	健康推進課
			6	助け上手と助けられ上手を作る	まちづくり戦略室
		2 まちづくりにおける当事者参画の原則と行政依存からの脱却	7	障害者権利条約 [※] の理念に学ぶ JDF	社会福祉課
			8	障がい当事者をはじめとする関係者の参画 ご意見ご提言	まちづくり戦略室
	3 情報共有手段の多様化	1 市刊行物とホームページの利便性の向上	9	音声コードによる広報紙等の音声化	まちづくり戦略室
			10	ホームページの利便性の向上	まちづくり戦略室
		2 緊急時における確実な情報の伝達	11	防災無線の補助的な対策 チーム会議での検討	防災課
	4 ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりのPR	1 市内外へ向けた取組みの発信	12	ノーマライゼーション大使の委嘱	まちづくり戦略室
			13	マンガで知るノーマライゼーション★ チーム会議での検討	まちづくり戦略室

※障害者権利条約…障害者の人権及び基本的自由と、障害者の固有の尊厳を尊重することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

分野	テーマ	施策	No.	アクション	担当課
B 教育・子育て	1 安心して生活できる子育て環境づくり	1 安心して子育てできる 家族支援	14	休日・夜間の一時預かり保育の充実	社会福祉課
			15	子どもと高齢者の相互の見守り 未来図会議	社会福祉課
		2 安心して子育てできる 障がい児支援	16	リハビリテーション機能の拡充	社会福祉課
	2 地域で育てる 子どもの個性	1 陸前高田市ならではの 保育、教育の展開	17	元気で優しい子どもの育成 立教大学	生涯学習課
			18	交流と学習機会の提供、社会参加 への仕組みづくり★ ご意見ご提言	学校教育課
			19	ノーマライゼーション体験学習のススメ	学校教育課
	3 全ての児童生徒が共に等しく 学べる教育環境 づくり	1 少人数教育の充実	20	少子化をプラスに変える発想の転換 立教大学	学校教育課
		2 特別支援教育の充実	21	学校設備の改善及びサポート体制 の拡充	教育施設 整備室
			22	共に地域で暮らすために J D F	社会福祉課
	4 文化・スポーツ を通じた交流と 多様性理解の 促進	1 生涯学習事業の充実	23	ノーマライゼーション関連メニューの導 入	生涯学習課
			24	芸術文化を通じた交流と理解促進	生涯学習課
			25	ニュースポーツ※王国の創立	生涯学習課

※ニュースポーツ…勝敗にはこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを目的としたスポーツ。

グラウンドゴルフ、ゲートボール、フライングディスク、バウンドテニスなど。

分野	テーマ	施策	No.	アクション	担当課
C 保健・医療・福祉・介護	1 誰もが安心して産み育てられる環境づくり	1 妊産婦・乳幼児支援の充実	26	地域力を活用した支援の向上	健康推進課
		きらりんきっず	27	家庭内の協力体制の見直し	健康推進課
		2 ひとり親家庭支援の充実	28	交流機会の拡充	社会福祉課
	2 集い、笑い、話し、自分らしく楽しく住まうまちづくり	1 お互いの環境の理解	29	心のバリアフリーの推奨	社会福祉課
			30	はまってけらいん、かだってけらいん運動 [※] の推進★	健康推進課
		2 健康に安心して生活できる環境の整備	31	交流できる場の整備	社会福祉課
			32	多様な住環境の整備	包括支援センター
	3 保健、医療、福祉、介護体制の整備	1 知ると便利な体制の周知	33	多職種・多機関連携による在宅体制の推進	包括支援センター
			34	権利擁護 [※] 事業・成年後見 [※] 制度の利用促進 ご意見ご提言	社会福祉課
		2 生きる喜びを感じられるまちづくり	35	リハビリテーション [※] 専門施設の誘致★	健康推進課

※はまってけらいん、かだってけらいん運動…巻末用語解説へ。

※権利擁護…認知症や障がいなどにより判断能力が低下している人に代わり、財産や利益を守る制度。

※成年後見…権利擁護の一つ。裁判所や本人が指定する代理人が財産管理や権利を行使する制度。

※リハビリテーション…個人の身体、心理的、社会的、職業的、あるいは経済的に機能を回復させること。

本来の意味は「人間にふさわしい権利、資格の回復」。

分野	テーマ	施策	No.	アクション	担当課
D 産業・雇用・観光	1 地元産業の育成支援と新たな産業の開拓	1 豊かな自然を生かした食の開発	36	特産品を生かした非(日)常食づくり ご意見ご提言	農林課
			37	食のユニバーサルデザインの推進	商工観光課
		2 福祉関連産業への挑戦	38	福祉関連産業メーカーの誘致★	まちづくり戦略室
			39	使い手目線によるユニバーサルデザインの研究及び実用化★ チーム会議での検討	まちづくり戦略室
	2 多様な人材が能力を発揮できる就労機会の創出	2 多様な人材を活用できる職域の拡大	40	就労に関する相談支援の充実 ご意見ご提言	商工観光課
			41	障がい者人材センターの設置	社会福祉課
			42	高齢者の雇用促進	商工観光課
			43	さまざまな人同士が交流できる雇用の促進 ご意見ご提言	商工観光課
	3 陸前高田市の魅力と感謝の気持ちの世界への発信	1 外国人旅行者の受入れ環境の整備	44	観光パンフレット等の外国語化	商工観光課
			45	無料公衆無線 LAN の観光施設への整備	商工観光課
		2 陸前高田ファンの獲得及び震災の風化防止	46	少人数旅行の受入れ態勢の整備	商工観光課
			47	おもてなしの意識醸成 チーム会議での検討	商工観光課

分野	テーマ	施策	No.	アクション	担当課
E 建物・道路・公園・交通	1 市街地のユニバーサルデザイン	1 ユニバーサルデザインのやさしいまちづくり	48	ユニバーサルデザイン徹底のまちづくり★	都市計画課
			49	誰でもわかる避難路の整備	建設課
			50	景観、にぎわい、居場所づくりで魅力的なやさしいまちに	都市計画課
	2 移動のユニバーサルデザイン	1 公共交通の利便性の向上	51	陸前高田らしい地域交通の実現★	企画政策課
			52	自動車からの「卒業」運動	企画政策課
		2 安心安全な目的地への誘導	53	移動等の助け合いの促進	企画政策課
			54	わかりやすい案内看板等の整備	都市計画課
	3 ユニバーサルデザインを進めるしくみ・体制	1 ユニバーサルデザインを進めるしくみ・体制づくり	55	ユニバーサルデザインに関する情報提供と改善情報の収集	都市計画課
			56	ユニバーサルデザイン推進協議会（仮称）の設置	都市計画課

A 「防災、コミュニティ、情報共有、PR」 (13 アクション)

- 1 災害時における適切な対応 (4)P10
- 2 ゆるやかなつながりと支え合いのまちづくり (4)P11
- 3 情報共有手段の多様化 (3)P12
- 4 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりの PR (2) ..P13



NHKEテレ「ハートネットTV」収録の様子

A 「防災、コミュニティ、情報共有、PR」

テーマ	1 災害時における適切な対応
-----	----------------

現状と課題	
[現状]	東日本大震災の被災において、被災者同士の思いやりや助け合いにより大きな混乱は招かなかったものの、福祉避難所がなかったことからその必要性を再認識した。
[課題]	個人の役割意識のさらなる醸成。 避難者の状態に応じた避難所の設置と物資、備品等の保管及びスタッフの配置。

具体目標	
東日本大震災の経験と教訓をもとに、防災に関わるあらゆる取組みに要支援者 [※] を明確に位置づけ、災害時における「自助」「共助」「公助」、さらに「外助」を一人ひとりが正しく理解し実践する。	

施策	
1 災害への備えの検討と防災力の向上	
アクション	1 災害対応のあり方の発信 東日本大震災での助け合いによる避難の事例や避難所での過ごし方、混乱を最小限に抑えた市民、支援者、行政の連携と対応についてモデル化し広く全国に発信する。 東日本大震災の経験をもとに、避難者が支援者になる心構えを浸透させる。
	2 災害時避難訓練への積極的な参加 さまざまな災害を想定し、要支援者とその家族等が避難訓練の主体となり、安全安心で効率的な避難方法を確立する。 訓練を通じて地域の特性や住民構成に応じた支援体制について、学校、職場、自主防災組織ごとの計画策定を支援する。
2 特別な配慮を必要とする人への支援	
アクション	3 福祉避難所の設置、運営 避難者の次の状態に応じて、家族とともに過ごせる複数の避難所を指定する。 ①主に高齢者、②主に身体障がい者、③主に知的、精神、発達障がい者 ④主に乳幼児、妊娠中の女性 岩手県との連携のもと保健師、看護師等の専門職スタッフの配置計画を定める。
	4 迅速な入所のための連携 福祉避難所での生活が困難と判断された避難者について、迅速に施設入所ができるよう受け入れ先を確保する。 避難行動要支援者名簿に基づき、事前に本人及び家族への意思確認を行う。

※要支援者…高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などのうち、単独での行動が困難であるため特に配慮を要する人についての総称。

A 「防災、コミュニティ、情報共有、PR」

テーマ	2 ゆるやかなつながりと支え合いのまちづくり
-----	------------------------

現状と課題	
<p>[現状]</p> <p>従来の豊かな人間関係に支えられていた地域コミュニティは東日本大震災の被災により壊れ、住民同士の関係性が希薄化している。</p> <p>現在のコミュニティは仮設住宅を含む暫定的なものであり、互いを理解し支え合う体制が十分でないため、将来の想定ができず個々に不安や焦りがある。</p> <p>[課題]</p> <p>コミュニティを再構築する際に住民同士に現れる意識の格差の解消。</p> <p>多様性を理解し支え合うための意識の醸成。</p>	

具体目標	
一人ひとりのコミュニティ力を向上させ孤立を防ぎ、生きがいを実感できる関係性のあり方を考える。	

施策	
1 地域の見守りと助け合いの体制整備	
アクション	<p>5 個人の役割意識と互いに支え合う関係づくりの推進</p> <p>家庭や地域の中で自分ができること、みんなができることを一つずつ自覚し地域で共有することにより、課題の解決に取り組む。</p>
	<p>6 助け上手と助けられ上手を作る</p> <p>支援者は「障がい者は〇〇ができません」に困っている」「高齢者は△△してほしいに違いない」といった思い込みを無くし、相手の希望や意思を尊重する。</p> <p>要支援者は、相手にわかるように積極的に発信する。</p> <p>※付録のノーマライゼーションカードをご利用ください。</p>
2 まちづくりにおける当事者参画の原則と行政依存からの脱却	
アクション	<p>7 障害者権利条約の理念に学ぶ</p> <p>「私たち抜きに私たちのことを決めないで」の理念に基づき、子どもから高齢者まで、また性別や職業にとらわれず、あらゆる立場の人たちが「自分のまちをつくるため」主体的に意見を出し合い、差別や格差を生まない環境を整える。</p>
	<p>8 障がい当事者をはじめとする関係者の参画</p> <p>ノーマライゼーションに関する生の声を市政に反映させるため、陸前高田市防災会議に女性や障がい当事者を委員に加えるなど、可能な限り行政の計画、企画、設計の段階で意見をいただく。</p> <p>要請に応じて民間へのアドバイスも行う。</p>

A 「防災、コミュニティ、情報共有、PR」

テーマ	3 情報共有手段の多様化
-----	--------------

現状と課題
<p>[現状]</p> <p>市の広報紙以外の刊行物については音声化されておらず、外国語での情報も不足している。 防災無線の設置数は震災前と比較して増加しているが、住宅の機密性が高くなったことによって建物の中にいると聞こえないことがある。 防災無線の個別受信機の回線がデジタル化したことにより、受信できない地域が拡大した。</p> <p>[課題]</p> <p>音声コードの読み取り機器を購入する際に利用者に課される金銭的負担の緩和。 外国語で情報発信するための人材の確保。</p>

具体目標
<p>誰もが利用しやすいホームページを運営する。 緊急時に確実に情報を伝達する。</p>

施 策	
1 市刊行物とホームページの利便性の向上	
アクション	<p>9 音声コード[※]による広報紙等の音声化</p> <p>高齢者や視覚障がい者、外国人への情報伝達手段として、音声コードを付す。 読み取り機器を購入する視覚障がい者については、市が費用の一部を助成する。</p>
	<p>10 ホームページの利便性の向上</p> <p>音声読み上げ、文字拡大、配色変更の各機能を付加、キーボードのみで操作できる構成など、身体上の制約にとらわれずに利用できるホームページを運営する。 外国人観光客や海外からの閲覧に対応するため、英語ページを増やすとともに自動翻訳システムによる多言語表示を可能にする。</p>
2 緊急時における確実な情報の伝達	
アクション	<p>11 防災無線の補助的な対策</p> <p>市内全域において防災無線の内容を電話で確認できるテレガイドや、文字で確認できるミエールの整備を図るとともに、主として独居世帯を対象に緊急通報装置の配備を拡大する。</p>

※音声コード…QRコードと同じ印刷物上の二次元コード。専用の読み取り機器で音声に変換する。
 避難マニュアルに導入済。

A 「防災、コミュニティ、情報共有、PR」

テーマ	4 ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりの PR
-----	---------------------------------

現状と課題

<p>[現状] 市民の中に「ノーマライゼーション」という言葉自体が深く浸透していない。 意味がわからないためにまちづくりに参加する意欲がわからない。</p> <p>[課題] 「ノーマライゼーション」「ノーマライゼーションという言葉が知らない」を理解するためのわかりやすい表現。 福祉（サービス）優先の概念が先行しないための意識改革。</p>
--

具体目標

<p>全ての市民が意欲を持ってまちづくりに参加できるような意識づけをする。 親しみやすい方法で対外的に市の取り組みを PR する。</p>

施策

1 市内外へ向けた取り組みの発信	
アクション	<p>12 ノーマライゼーション大使の委嘱 本取り組みに賛同する著名人などに周知広報の担い手になってもらい、市民の関心を喚起するとともにメディアを通じて広く全国に紹介する。 ネットワークを活用して、企業人、研究者へと大使の輪を広げていく。</p> <p>13 マンガで知るノーマライゼーション★ 陸前高田市に縁のある作家や漫画家に、テーマに沿ったエッセイ、短編小説、イラストや漫画等の制作を依頼し、完成した冊子を広く一般に配布する。 現在活動している演劇サークル等を支援し、広報のための映画・DVD を作成する。</p>

B 「教育、子育て」(12 アクション)

- 1 安心して生活できる子育て環境づくり (3)P15
- 2 地域で育てる子どもの個性 (3)P16
- 3 全ての児童生徒が共に等しく学べる教育環境づくり (3)P17
- 4 文化・スポーツを通じた交流と多様性理解の促進 (3)P18



子どもと高齢者の交流 (陽だまりクラブ/生出地区)

B 「教育、子育て」

テーマ	1 安心して生活できる子育て環境づくり
-----	---------------------

現状と課題
<p>[現状]</p> <p>核家族化と夫婦共稼ぎ世帯が増えていることによって、子育て環境へのニーズが変化している。障がいを抱える子どもへの言語訓練や作業訓練、心理療法のための体制が十分に整っていない。子どもが抱える障がいについて、保護者が受容できずにいることがある。</p> <p>[課題]</p> <p>休日保育を行う施設の不足と、保護者の育児に対する心理的・肉体的な負担の軽減。訓練の充実と医療機関等との密接な連携を図るための専属スタッフの確保。保護者の障がいへの理解不足による育児放棄や虐待の解消。</p>

具体目標
ニーズに応じた子育て環境を整備することによって、「このまちで子どもを産み育てたい」という人を増やす。

施 策	
1 安心して子育てできる家族支援	
アクション	<p>14 休日・夜間の一時預かり保育の充実</p> <p>保護者のリフレッシュや緊急時の対応として、一時預かりや休日・夜間保育等の支援体制を拡充するための人材の育成を図る。</p> <p>中学生や高校生のボランティアを募り、サポーターとして不足する人材を補う。</p> <p>15 子どもと高齢者の相互の見守り</p> <p>核家族の家庭内では機会の少ない触れ合いを通して「おじいちゃん、おばあちゃんの知恵」を伝えていく。</p> <p>高齢者が日中を過ごす時間と、子どもが放課後を過ごす時間を共有できる場所づくりに努める。</p>
2 安心して子育てできる障がい児支援	
アクション	<p>16 リハビリテーション機能の拡充</p> <p>障がい児に特化した支援体制について、保育、教育施設と訓練施設、医療機関が連携し、より効果的なリハビリテーションのためのスタッフ配置や設備を整える。</p> <p>子どもの障がいを正しく理解してもらうため、保護者のケアを含めた支援をする。</p>

B 「教育、子育て」

テーマ	2 地域で育てる子どもの個性
-----	----------------

現状と課題
<p>[現状]</p> <p>東日本大震災による地域コミュニティの崩壊により、地域で子どもを育てる体制が弱くなっている。地元の人が気づかないごく普通のこと、外から来る人を引きつける魅力になっている。</p> <p>[課題]</p> <p>地域の再生と地域による子どものサポート体制づくりを同時に進めるための具体策の提案。</p>

具体目標
地域総がかりで、子どもたちの健全育成や、若者の将来的な自立を支えていく体制づくりを進める。

施策	
1 陸前高田市ならではの保育、教育の展開	
アクション	<p>17 元気で優しい子どもの育成</p> <p>海、山、川の豊かな自然と人を生かした魅力ある子育てを展開する。</p> <p>「元気で優しい子どもを育てたいなら陸前高田へ」と全国へ呼びかけ、里山体験や農林漁業体験などを通じて教科書だけでは学ぶことのできない教育を行う。</p> <p>このまちの良さを地域の子どもと一緒に肌で感じてもらい、心豊かな成長を促す。</p>
	<p>18 交流と学習機会の提供、社会参加の仕組みづくり★</p> <p>ひきこもり、不登校、生活困窮などの理由により、学校で学びたいのに学べない子どもや若者に、交流と学習の機会を提供する。</p> <p>自分に合った形で社会参加できるよう、自ら考え実践できる仕組みを作り、地域ぐるみでサポートする。</p>
	<p>19 ノーマライゼーション体験学習のススメ</p> <p>高齢者や障がい者、企業や商店街など地域の力を活用し交流する中で、ノーマライゼーションに関する発見と理解を促進し、互いのコミュニケーション力を養う。</p>

B 「教育、子育て」

テーマ	3 全ての児童生徒が共に等しく学べる教育環境づくり
-----	---------------------------

現状と課題
<p>[現状]</p> <p>少子化による小中学校の統廃合が進んでいる。</p> <p>障がいのある児童生徒の中には、市外にある特別支援学校へ通学しなくてはならないケースがある。</p> <p>[課題]</p> <p>さまざまな障がいの特性に対応できる学校の施設整備と人材の育成、活用。</p>

具体目標
障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が生き生きと自己実現を図る教育の実現をめざす。

施 策	
1 少人数教育の充実	
アクション	<p>20 少子化をプラスに変える発想の転換</p> <p>少子化の利点を最大限に生かし、一人ひとりの自主性を重んじるとともに、多様性を理解し、尊重し合う教育を行う。</p> <p>少人数クラスだからこそできるきめ細やかで行き届いた指導により、基本的な生活習慣の習得、食育、基礎学力の向上を図る。</p>
2 特別支援教育の充実	
アクション	<p>21 学校設備の改善及びサポート体制の拡充</p> <p>市内全ての小中学校において、障がいの有無に関わらず教育が受けられるようソフトとハードの両面の体制を整える。</p> <p>教員の意識とスキルの向上を図るとともに、学校教育支援員や地域サポーター、カウンセラー等個別のサポート体制を充実させる。</p> <hr/> <p>22 共に地域で暮らすために</p> <p>特別支援学校での教育を望む児童生徒については、定期的に市内の子どもたちとの学習や交流の機会を設ける。</p> <p>また、将来共に地域で暮らすために、地域行事への参加など、年間を通じて様々な世代、職業の人とふれ合う機会をつくる。</p>

B 「教育、子育て」

テーマ	4 文化・スポーツを通じた交流と多様性理解の促進
-----	--------------------------

現状と課題
<p>[現状] 体育文化施設の被災により、市民講座、体験活動事業、体育活動などに支障をきたしている。</p> <p>[課題] 障がいや年齢、性別を問わず気軽に利用できる生涯学習の活動拠点の整備。 「ノーマライゼーションという言葉がいないまち」について、市民の理解を深めるための啓発事業の展開。</p>

具体目標
文化・スポーツを通じた交流と多様性の理解を促進し、みんなが一緒に楽しめる機会を増やす。

施 策	
1 生涯学習事業の充実	
アクション	<p>23 ノーマライゼーション関連メニューの導入</p> <p>多様性の理解と「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」の推進を図るため生涯学習事業の核となる成人教室、高齢者教室のメニューに<u>キャップハンディ体験</u>※やボランティア体験等を導入する。</p>
	<p>24 芸術文化を通じた交流と理解促進</p> <p>芸術や文化を通じて自己を表現できる機会を増やすとともに、その才能を引き伸ばすための支援を行う。</p> <p>これまで別々に開催してきた市民芸術祭と障がい者作品展を一体化させ、垣根を無くし交流と障がいへの理解の促進に努める。</p>
	<p>25 ニュースポーツ王国の創立</p> <p>健康づくりと交流を主な目的とし、勝敗にはこだわらず年齢、性別、運動能力や体力に差があっても等しく楽しめるニュースポーツを推進する。</p> <p>ニュースポーツの盛んな土地柄をアピールし、<u>スペシャルオリンピクス</u>※の招致を目指す。</p>

※キャップハンディ体験…ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディのある人の置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深めてもらう活動。

※スペシャルオリンピクス…知的障がいを持つ人たちにスポーツを通じてトレーニングをする機会と競技会を提供する国際的なスポーツ組織。

2015年はアメリカ・ロサンゼルスで夏季世界大会を開催予定。

C 「保健、医療、福祉、介護」（10 アクション）

- 1 誰もが安心して産み育てられる環境づくり（3）……………P20
- 2 集い、笑い、話し、自分らしく楽しく住まうまちづくり（4）……………P21
- 3 保健、医療、福祉、介護体制の整備（3）……………P22



3歳6か月児健診

C 「保健、医療、福祉、介護」

テーマ	1 誰もが安心して産み育てられる環境づくり
-----	-----------------------

現状と課題

<p>[現状]</p> <p>出産するための産婦人科が市内にない。 地域での不妊治療、高齢出産に対する意識が低く、支援のための環境が整っていない。 家事、育児や介護に従事する割合は総体的に女性が多い。</p> <p>[課題]</p> <p>産婦人科の医師不足に伴う妊産婦の不安解消。 出産前から育児期までのトータルケア、安心・快適の充実。 男性の家庭での仕事参加意識の向上。</p>

具体目標

<p>生命を授かる女性を温かく支え、生み育てやすい環境を整える。 健やかな子どもの成長を促し、少子化に歯止めをかける。</p>
--

施策

1 妊産婦・乳幼児支援の充実	
アクション	<p>26 地域力を活用した支援の向上</p> <p>産前産後の女性のうつ予防や、育児ケアの不足を解消するため、民間や NPO 団体などの地域力を活用する。</p> <p>女性支援や子育て支援を目的とする複数の団体をとりまとめ、役割を分担することによって適切な支援が広く行き届くよう、体制の見直しを図る。</p> <p>27 家庭内の協力体制の見直し</p> <p>男女がともに家庭でできる仕事を見直し、それぞれができることを互いに協力し合いながら実践する。</p> <p>ママパパ教室や男の料理教室などを通じて、家事、育児や介護に男性が積極的に関われるきっかけづくりをする。</p>
2 ひとり親家庭支援の充実	
アクション	<p>28 交流機会の拡充</p> <p>シングルマザー、シングルファーザーそれぞれの課題や悩み、共通点などを共有し、よりよい子育てにつながる方法を発見していく。</p>

C 「保健、医療、福祉、介護」

テーマ	2 集い、笑い、話し、自分らしく楽しく住まうまちづくり
-----	-----------------------------

現状と課題	
[現状]	東日本大震災の被災により長年継続してきたコミュニティが崩壊し、新しい隣人、環境に馴染めない。自分や他人が置かれた状況を理解または受け入れることが出来ずに、ストレスを抱えて生活している。
[課題]	周囲に対する理解や関心を向上させるための機会の提供。

具体目標	
新しい環境を受け入れ、楽しい毎日を送ることができるようにする。	

施策	
1 お互いの環境の理解	
アクション	<p>29 心のバリアフリーの推奨</p> <p>誰もが安心して生活を送ることができるようにするため、認知症や障がい、性別、年齢その他それぞれの特性などについて、正しい知識を身につける。</p> <p>当事者や家族が障がい等の状態像を明らかにすることにより、地域による見守り・支援体制を進める。</p>
	<p>30 はまってけらいん、かだつてけらいん運動の推進★</p> <p>お互いに自然な形で手を差し伸べ合い、お互いさまの精神と多様性を認め合う。</p> <p>はまかだスポットの認定やマップの作成、はまかだデーの設定など、運動に触れる機会を増やし啓発に努める。</p>
2 健康に安心して生活できる環境の整備	
アクション	<p>31 交流できる場の整備</p> <p>市内中心部には、誰でも気軽に立ち寄れる「市民交流プラザ」や商店街のフードコートなどを整備するとともに、周辺地域には、空き家や空き部屋を利用した交流のための居場所をつくる。</p> <p>地域行事の中で花壇や公園管理などを行うことにより、コミュニティの連携を深める。</p>
	<p>32 多様な住環境の整備</p> <p>遊休施設や空き家を利用しての、高齢者同士、または若者と高齢者との共同生活により、互いに自立し、且つ相互扶助のコミュニティ構築による、新たな住まい方を目指す。医療施設や福祉施設などとの一体的なエリアを整備する。</p>

C 「保健、医療、福祉、介護」

テーマ	3 保健、医療、福祉、介護体制の整備
-----	--------------------

現状と課題	
[現状]	<p>チームけせんの和[※]や未来図会議[※]などで、多職種・多機関の連携を図っている。</p> <p>血縁・地縁による在宅療養は、看護者の高齢化により継続が難しくなっている。</p> <p>地域のニーズに対し、保健、医療、福祉、介護の専門職が不足している。</p>
[課題]	<p>部門や地域を超えた連携を支えるための確実な連携システムの構築。</p> <p>当人や家族が安心して在宅生活を送るための支援と、各分野における新たな担い手の創出。</p>

具体目標	
必要な支援が必要なときに必要なだけ得られる体制をつくる。	

施策	
1 知ると便利な体制の周知	
アクション	<p>33 多職種・多機関連携による在宅体制の推進</p> <p>今後の人口減や超高齢化を迎えるにあたり、各機関の重層的で切れ目のない連携を強化する。また、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「医療・介護連携シート（仮称）」などの在宅支援ツールの開発と仕組みづくりを行う。</p>
	<p>34 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進</p> <p>権利擁護事業の認知度を高め、市民後見人の養成を行うなど、擁護する人とされる人の知識と技術を向上させる。また、個人の尊厳を守り、安心して生活するための制度を充実させる。</p>
2 生きる喜びを感じられるまちづくり	
アクション	<p>35 リハビリテーション専門施設の誘致★</p> <p>けがや病気などにより一度は挫折しかけたとしても、「ここに来たら『もういちどがんばってみよう！』と思えるまち」を目標に、賛同するリハビリテーション専門施設を誘致する。</p> <p>また、リハビリ者に対し、豊かな自然と人情で、機能回復に専念できるよう市を挙げてバックアップする。</p>

※チームけせんの和…巻末用語解説へ。

※未来図会議…巻末用語解説へ。

D 「産業、雇用、観光」（12 アクション）

- 1 地元産業の育成支援と新たな産業の開拓（4）……………P24
- 2 多様な人材が能力を発揮できる就労機会の創出（4）……………P25
- 3 陸前高田市の魅力と感謝の気持ちの世界への発信（4）…P26



チャレンジショップでのお菓子販売（障害者と防災シンポジウム）

D 「産業、雇用、観光」

テーマ	1 地元産業の育成支援と新たな産業の開拓
-----	----------------------

現状と課題	
[現状]	市を代表する特産品を使ったご当地グルメメニューを開発中である。 市の産業育成施策において、福祉関連産業は重点的に取り組むべき分野とはなっていない。
[課題]	生産者と飲食店経営者の意識啓発と統一。 新たな企業を誘致するための各種受け入れ体制の整備。

具体目標	
陸前高田市ならではの B 級グルメを開発し、全国展開する。 福祉関連産業を市の主要な育成・誘致産業と位置付け、関連企業を市に誘致する。	

施 策	
1 豊かな自然を生かした食の開発	
アクション	36 特産品を生かした非(日)常食づくり 海、山、川と豊富な資源がある陸前高田市だからこそできる非常食を開発する。 たかたのゆめ、わかめ、椿油、北限のゆず、気仙茶など、生産者と福祉作業所の連携により加工したものを原材料とし、高田高校の缶詰製造技術を活用して長期保存できるパンの缶詰などを製品化する。
	37 食のユニバーサルデザインの推進 地元産の食材を使った新たな食品やメニューを開発する中で、食物アレルギーや宗教上の理由などにより食事に制限を受ける人に対して提供できるものを増やしていく。 飲食店においては、使用する原材料について可能な限り明記する。
2 福祉関連産業への挑戦	
アクション	38 福祉関連産業メーカーの誘致★ 新たに陸前高田市へ進出する企業について、土地確保の支援から税制優遇までを行う。 市内の企業に対しては、福祉関連産業進出の支援や起業希望者への創業者向けセミナーの開催や従業員研修を実施する。
	39 使い手目線によるユニバーサルデザインの研究及び実用化★ 高齢者や障がい者自身の使いやすさを追求した日常生活用品を、陸前高田市に縁のある企業や大学と連携して、研究及び実用化を進める。 実用化に当たっては、市街地を国のユニバーサルデザイン開発の実証実験の場として提供する。

D 「産業、雇用、観光」

テーマ	2 多様な人材が能力を発揮できる就労機会の創出
-----	-------------------------

現状と課題
<p>[現状]</p> <p>地域の復興を進める中で、職種、職場が限定されている。</p> <p>障がい者の法定雇用率の適用範囲が狭く、市内では対応する事業所が少ないため、総体的に障がい者雇用への意識が低い。</p> <p>[課題]</p> <p>雇用者の理解及び受け入れ態勢の強化と、働きたい人が働ける場のマッチング。</p> <p>障がい者が福祉サービスから一般就労に移行するための意欲の喚起と不安の解消。</p> <p>高齢者の職業経験や専門知識を生かせる場の不足。</p>

具体目標
個々の能力を生かし、やりがいを感じながらいきいきと働くことができる環境を整える。

施策	
1 雇用に関する情報の共有	
アクション	<p>40 就労に関する相談支援の充実</p> <p>事業所見学や職場体験を通じて、職種や職場の選択肢を増やす。</p> <p>福祉、労政、地域コミュニティなどの関係者間での情報収集や課題の共通認識のためのネットワークを組織し、連携を深めることにより相談支援の充実を図る。</p>
2 多様な人材を活用できる職域の拡大	
アクション	<p>41 障がい者人材センターの設置</p> <p>障がい者の社会参加活動を推進するため、シルバー人材センターと職業訓練校の性格を併せ持った「障がい者人材センター」を設置し、個人の特性や能力に合わせた職業訓練と就労機会を提供し、経済的自立を促す。</p> <p>福祉施設と連携し、ふるさと納税の商品の梱包及び発送などを行う。</p> <p>42 高齢者の雇用促進</p> <p>子育て、介護、高齢者生活支援などの地域を支える活動における人材不足に対して、働く意欲のある高齢者を効果的に結び付ける仕組みを構築する。</p> <p>高齢者が起業する場合のノウハウや成功事例の情報提供を行い、高齢者自身が課題を解決できるよう支援する。</p> <p>43 さまざまな人同士が交流できる雇用の促進</p> <p>就労支援の一環として市民が憩い、ふれ合える場として喫茶店やレストランを開設し、高齢者や障がい当事者、主婦、学生らが運営スタッフとなり、地元食材を使用したランチや離乳食・介護食などを提供する。</p>

D 「産業、雇用、観光」

テーマ	3 陸前高田市の魅力と感謝の気持ちの世界への発信
-----	--------------------------

現状と課題	
[現状]	奇跡の一本松や、ベルトコンベヤーなど多様な媒体の活用により効果的な情報発信が可能である。 農林水産業が震災前の水準まで復興してきている。
[課題]	外国語による行政情報、観光情報などの提供。 飲食、宿泊施設の不足。(特にバリアフリー施設)

具体目標	
まごころによるおもてなしにより、世界各地から受けた多くの支援に対する感謝の気持ちと復興への決意を発信する。	

施策	
1 外国人旅行者の受入れ環境の整備	
アクション	44 観光パンフレット等の外国語化 観光パンフレットや公共施設の利用案内などの外国語版を作成するとともに、ホームページを外国語で表示する。 市内在住の外国人を対象に、観光ガイドの育成研修を行う。
	45 無料公衆無線 LAN[※]の観光施設への整備 観光施設や商店等に無料 Wi-Fi 機能付きの自動販売機を整備し、移動中の通信手段を確保する。 また Wi-Fi スポット [※] 接続時に、画面上で地域情報のPRを行う。
2 陸前高田ファンの獲得及び震災の風化防止	
アクション	46 少人数旅行の受入れ態勢の整備 民泊や農林漁業体験など体験型のメニューをつくり、家族単位など少人数旅行の滞在が可能な受け入れ態勢を整える。 また、復興支援の一環として生産者との交流を掲げ、リピーターを獲得し震災の風化防止を図る。
	47 おもてなしの意識醸成 接客サービスの向上を図るとともに、全市を挙げたおもてなしの意識の醸成を図るため、接客サービスに当たる従業員の研修や市民向け講座を定期的開催する。

※無線 LAN…無線通信を利用してデータの送受信を行うコンピュータネットワーク。

※Wi-Fi スポット…外出先で手軽に高速インターネットを利用できる公衆無線 LAN サービス。

E 「建物、道路、公園、交通」(9 アクション)

- 1 市街地のユニバーサルデザイン(3)P28
- 2 移動のユニバーサルデザイン(4).....P29
- 3 ユニバーサルデザインを進めるしくみ・体制 (2)P30



リフト機能付き車両での移動

E 「建物、道路、公園、交通」

テーマ	1 市街地のユニバーサルデザイン
-----	------------------

現状と課題	
[現状]	東日本大震災の被災により中心市街地が壊滅し、市民の憩いの場となる新しい市街地の整備が急がれている。
[課題]	新しい市街地を誰もが気軽に利用できるようなデザインとするための基準等の整備。 市民のまちづくりへの参画意識の醸成と推進体制の整備。

具体目標	
誰もが移動や利用に不都合を感じることがなく、気持ちよく過ごすことができる市街地をデザインする。	

施策	
1 ユニバーサルデザインのやさしいまちづくり	
アクション	<p>48 ユニバーサルデザイン徹底のまちづくり★</p> <p>障がい当事者や高齢者、専門家等の参画により、復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインのあり方を検討し、市独自のルールをつくる。</p> <p>例 1：歩道の十分な幅の確保、歩道と車道の段差解消、車いすマーク駐車場への屋根設置等</p> <p>例 2：施設内での耳マーク・車いすマークの表示、磁気誘導ループ[※]・筆談ボード[※]の設置等</p> <p>勉強会の開催、認定・表彰制度による意識の底上げを行う。</p>
	<p>49 誰でもわかる避難路の整備</p> <p>舗装、街路樹、照明、音声等の工夫により、誰でも「ここを通れば避難できる」と分かるような避難路等を整備する。</p> <p>「ハナミズキのみち」、「桜ライン 311」などの市民活動との連携を図る。</p>
	<p>50 景観、にぎわい、居場所づくりで魅力的なやさしいまちに</p> <p>人々を惹きつけるようまちなみ景観や公共施設デザインを目指し（地場木材の活用等）、広場などの人々が集まれる場所をつくるとともに、オープンカフェ、歩行者天国等を推進する。安心して過ごせるよう、ベンチ、多目的トイレ等を設置する。</p>

※磁気誘導ループ…磁界を発生させるワイヤーを輪のように這わせて聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備。ヒアリングループともいう。陸前高田市コミュニティホールに導入済。

※筆談ボード…インクを使わずに磁気で文字や絵が書けるボード。市役所一部窓口を導入済。

E 「建物、道路、公園、交通」

テーマ	2 移動のユニバーサルデザイン
-----	-----------------

現状と課題	
<p>[現状]</p> <p>19 歳以上の市民のうち約 3 割が運転免許を保有していない（平成 25 年度陸前高田市生活交通に関するアンケート調査による）。</p> <p>公共交通の走行範囲が狭く、またリフト、低床化が進んでいないことなどから利用者が限られている。</p> <p>公共交通を利用する習慣がないために、自動車への依存率が高い。</p> <p>[課題]</p> <p>従来の公共交通に変わる新しいシステムの構築。</p> <p>自動車依存の意識の解消と公共交通利用率の向上。</p>	

具体目標	
誰もが移動しやすい環境をつくる。	

施策	
1 公共交通の利便性の向上	
アクション	<p>51 陸前高田らしい地域交通の実現★</p> <p>福祉有償運送のほか、地域コミュニティ単位で移動する交通など、新たな交通サービスを提供する。</p> <p>車両の小型化、<u>カーシェアリング</u>※、<u>電動コミュニティサイクル</u>※、超小型モビリティ、自動運転車などの実証試験に取り組む。</p>
	<p>52 自動車からの「卒業」運動</p> <p>運転免許を返還した人が公共交通を利用しやすいよう交通各社と連携し、フリー区間の設定やサービスパスを発行することで、身体的及び金銭的負担を軽減する。</p> <p>健康増進と環境への配慮のため、可能な限り徒歩や自転車の利用を促進する。</p>
2 安心安全な目的地への誘導	
アクション	<p>53 移動等の助け合いの促進</p> <p>誰もがお互いに移動等を助け合えるように、地域勉強会等で心の育成に取り組むとともに、行政職員等のサービス介助士等の資格取得を促進する。</p> <p>さまざまな施設に貸車いすや貸ベビーカーを設置する。</p>
	<p>54 わかりやすい案内看板等の整備</p> <p>案内看板等は視覚、聴覚、触覚等さまざまな感覚でわかるものにする。</p> <p>また、文字表記は日本語以外に、英語、中国語、韓国語等を併記し外国人にもわかりやすいようにする。</p>

※カーシェアリング…1 台の車を複数の人が共同で使うこと。

※コミュニティサイクル…街中に複数の自転車貸出拠点を設置し、どこでも貸出・返却できる交通システム。

E 「建物、道路、公園、交通」

テーマ	3 ユニバーサルデザインを進めるしくみ・体制
-----	------------------------

現状と課題

<p>[現状] ユニバーサルデザインのまちづくりに関する県条例等は整備されているが、それを推進する環境が整っていない。</p> <p>[課題] 「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくり」にふさわしいユニバーサルデザイン推進のしくみ・体制の整備。</p>

具体目標

ユニバーサルデザインの取組みを着実に実現、推進できるようなしくみ・体制をつくる。
--

施策

1 ユニバーサルデザインを進めるしくみ・体制づくり	
アクション	<p>55 ユニバーサルデザインに関する情報提供と改善情報の収集</p> <p>広く一般の理解を深めるため、広報やホームページ等でユニバーサルデザインの先進事例や市が推進する取組みについて分かりやすく情報提供を行う。</p> <p>また、適宜改善を積み重ねていくため、意見の収集を行う。</p>
	<p>56 ユニバーサルデザイン推進協議会（仮称）の設置</p> <p>定期的なまちづくり点検やユニバーサルデザインに関する独自ルールを検討するため、ユニバーサルデザイン推進協議会（仮称）を設置する。</p>

5 資料

用語解説

※ノーマライゼーション（Normalization）

1960年代に北欧から始まった障がい者福祉をめぐる社会理念の一つ。

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

1981年の国際障害者年以降、日本においてもノーマライゼーションの考え方が普及し、施設保護による社会福祉から在宅でサービスを受ける社会福祉へと変化し、同時に障がい者のみならず高齢者などの配慮を必要とする人に対する福祉の考え方に変わってきた。

現在は、欧米諸国をはじめ日本でも、インクルージョン（inclusion／包み込むこと）、アクセシビリティ（accessibility／使いやすさ）などを用いることが多くなっている。

※バリアフリー（Barrier Free）

社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態。

※ユニバーサルデザイン（Universal Design）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

※チームけせんの和

陸前高田の在宅療養を支える会。

陸前高田市内を中心に医療・介護・福祉などの関係者が集い、各分野が連携して在宅生活を支援するため地域包括ケアシステムを担う支援ネットワークを構築。

※陸前高田市保健医療福祉未来図会議（未来図会議）

保健医療福祉包括ケア会議が発展したもの。東日本大震災以後、全国各地から集まった保健や医療、福祉の支援の連携と、中長期の大きな活動の方向性を確認し続けるための情報交換や課題解決に当たっている組織。

現在も地域・職域を超えた関係性の構築と、健康課題の共有解決に向けた取組みを行っている。

※はまってけらいん、かだってけらいん運動（はまかだ運動）

未来図会議からの提唱。

陸前高田市地方の方言で「はまって＝集まって」、

「かだって＝話をして」、「けらいん＝ください」

気楽に集まって話すことによって、孤立防止や自殺予防をめざし、コミュニティの再生と地域力や住民自治能力の向上を図る。



アクションプラン策定までの経緯

- 平成26年4月17日 庁内チーム会議設置（副市長以下市職員9名）
4月30日 関係課会議
5月9日 ワーキングメンバー選定（市職員18課21名）
5月～7月 庁内チーム会議において初期案の検討
7月31日 ワーキングメンバーによるキックオフ会議
10月20日 市議会全員協議会 アクションプラン（たたき台）説明
10月29日
～ ご意見・ご提言募集 - 95件 -
11月21日
平成27年3月16日 第3回国連防災世界会議関連事業
「高齢者・障がい者と防災シンポジウム」において概要発表
4月21日 関係課会議
同日
～ 市職員より意見募集
5月8日
5月19日 市議会全員協議会 アクションプラン（案）説明
5月20日
～ パブリックコメント募集 - 26件 -
6月5日
6月15日 アクションプラン策定（庁議）

※庁内チーム会議、ワーキングチーム会議は随時開催

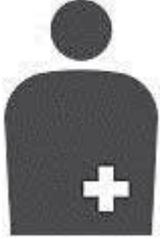
アクションプラン策定にかかる協力団体一覧（順不同）

このアクションプランへのご意見・ご提言を募集したところ、次の団体様より貴重なご意見・ご提言をいただきました。

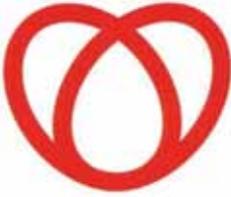
- ・日本障害フォーラム（JDF）
- ・JDF いわて支援センター
- ・セーブザチルドレンジャパン
- ・一般社団法人 SAVE TAKATA
- ・認知症にやさしい地域支援の会
- ・気仙地域障がい者自立支援協議会
- ・社会福祉法人燦々会あすなろホーム
- ・NPO 法人きらりんきっず
- ・つばきの会
- ・岩手県立高田高校生徒会
- ・陸前高田市立小中学校校長会
- ・陸前高田市 PTA 連合会
- ・陸前高田市地域女性団体協議会
- ・陸前高田市障がい福祉施策ワーキンググループ
- ・陸前高田市保健医療福祉未来図会議
- ・ふれあい教室

このほか、市民の皆様からたくさんのご意見・ご提言をいただきました。ご協力ありがとうございました。

ノーマライゼーションに関連するシンボルマーク

	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会（RI）により採択されました</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUは「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。</p> <p>このマークが付いた歩行者用信号ボタンの横断歩道は信号時間が長めに調整されています。</p>
	<p>聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク</p> <p>世界ろう連盟（WFD）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。1980年に一般に紹介されてから、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用され、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されます。</p>
	<p>耳マーク</p> <p>耳の不自由な方が自分の耳が不自由であることを表すのに使用されるのに加え、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示する場合は、耳の不自由な方の申し出により援助を行う意思表示に示されます。</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）に対して、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができるオストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示されます。</p> <p>オストメイトの中にはハート・プラスマークをつけている方が多くいます。</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークです。</p> <p>外から見ただけではその障がいかわからないため、まだ社会に十分に理解されていません。「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。</p>

	<p>身体障害者補助犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のために、施設や店などの入口に張るマークです。</p> <p>これらの補助犬はペットではありません。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関、デパート・ホテル・レストランなどの施設に自由に同伴できるようになっています。</p>
	<p>身体障害者標識（障害者マーク）</p> <p>身体に障がいがあることを理由に免許に条件を付されている方が車を運転する場合、このマークを車の前後に付けるように努めることになっています。</p> <p>このマークを付けた車に対しての幅寄せや割り込み行為は道路交通法により禁止されています。</p>
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p> <p>このマークは、政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚障がいがあるために免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。</p> <p>このマークを付けた車に対しての幅寄せや割り込み行為は道路交通法により禁止されています。</p>
	<p>高齢運転者マーク</p> <p>普通自動車を運転する70歳以上の人に、安全を確保する手段のひとつとして表示をお願いするものです。</p> <p>このマークを付けた車に対しての幅寄せや割り込み行為は道路交通法により禁止されています。</p>
	<p>マタニティマーク</p> <p>妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、ポスターなどでその取組や呼びかけをし、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。</p> <p>このマークを見かけたら、席を譲り、近くでの喫煙は控えるなどの配慮をお願いします。</p>
	<p>ひとにやさしい駐車場マーク</p> <p>岩手県では、高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・一時的に負傷等をされた方のうち一定の基準を超えた方を対象に「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。</p> <p>申請は、各広域振興局保健環境福祉部または保健福祉環境センター（保健所）で受け付けます。</p> <p>本当に必要としている人がいつでも利用できるような適正利用にご協力ください。</p>

	<p>障害者雇用支援マーク</p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がい者雇用を支援するため企業や団体に対して付与するマークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、雇用を促進している企業や事業所をわかりやすく示しています。</p>
	<p>イエローリボンマーク</p> <p>日本障害フォーラム（JDF）が提唱するイエローリボン運動のシンボルマークです。</p> <p>障害者権利条約に基づき、どんなに重い障がいのある人も住み慣れたまちで心豊かにその人らしく暮らし、学び、働く事が出来る社会をすべての人が共につくっていくことを目指しています。</p> <p>※海外では意味が大きく異なることがありますので、ご注意ください。</p>
	<p>建築物におけるバリアフリーシンボルマーク</p> <p>バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）では、多数の人が利用する一定規模以上の施設について、バリアフリー基準への適合を義務付けています。</p> <p>このマークは、駐車場、エレベーター、トイレ、案内表示などについてバリアフリー法に適合していることを示します。</p>

※ここではまちでよく見かける主なものをご紹介します。

このほかにもたくさんのマークがあります。まちを歩くときに探してみてください。

付録（見本）

ノーマライゼーションカード

お手伝いをお願いします



氏名：

住所：

電話： ☎

かかりつけ医：

☎

緊急時連絡先：

☎

～私の特性～

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

陸前高田市 

必要な情報を記入し、折りたたんでお使いください。

外から見えやすい箇所に身につけるか、財布や障がい者手帳、保険証などと一緒に携帯し、困ったときに周りの人に提示してください。

このカードを提示された方は、ご協力をお願いします。



ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン

平成27年6月 発行

発行者 陸前高田市

住 所 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5

監 修 立教大学コミュニティ福祉学部

陸前高田市まちづくり総合計画

岩手県陸前高田市



陸前高田市民憲章

わたくしたちの陸前高田市は、白砂青松の高田松原をはじめ、海・山・川の資源に恵まれ、先人ののこした歴史と伝統のあるまちです。

わたくしたちは、陸前高田市を愛し、豊かな心を持ち、広い視野にたって力をあわせ、より住みよいまちづくりに努めるため、この憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし、
美しいまちをつくります。
- 1 家族の和と、健康に心がけ、
明るいまちをつくります。
- 1 働くことに意欲をもち、
活気にみちたまちをつくります。
- 1 思いやりの心を持ち、
うるおいのあるまちをつくります。
- 1 教養を深め、
文化の高いまちをつくります。

目 次

第1編 序 論

第1章 まちづくり総合計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定における基本的な考え方	2
3 まちづくり総合計画の構成と期間	3
4 計画の進行管理	4
第2章 市の概況	5
1 自然的条件について	5
2 歴史的条件について	5
3 社会的経済的条件について	6
4 人口等の動向について	6
5 産業について	8

第2編 基本構想

第1章 策定にあたって	9
1 基本構想の意義	9
2 計画期間	9
第2章 まちの将来像	10
第3章 まちづくりの基本理念	11
第4章 まちづくりの基本目標	12
第5章 将来人口	15
第6章 土地利用の方針	16

第3編 前期基本計画（平成31年度～平成35年度）

体系図	18
基本目標1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり	
基本政策① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくり	
を推進する	20

基本政策②	快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出 するまちづくりを推進する	20
基本政策③	公共施設の再建や市民サービスの回復など、 安定した市民の暮らしの再興を推進する	20
基本政策④	産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する	20
基本政策⑤	地球環境にやさしいエネルギーを活用したまち づくりを推進する	21
基本政策⑥	地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働 によるまちづくりを推進する	21

基本目標 2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

基本政策 1	生活道路・交通環境を整備する	23
基本政策 2	水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する	25
基本政策 3	住環境整備を促進する	27
基本政策 4	地域の伝統や文化を大切にする	29
基本政策 5	生涯学習を推進する	31

基本目標 3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

基本政策 6	防災意識を高め、防災・減災体制を整える	34
基本政策 7	消防・救急体制の充実を図る	37
基本政策 8	交通安全を推進する	38
基本政策 9	防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する	40
基本政策 10	自然環境の保全に努める	41
基本政策 11	ごみの減量と資源の活用を図る	42

基本目標 4 子どもたちを健やかに育むまちづくり

基本政策 12	安心して子どもを産み育てられる環境を整える	45
基本政策 13	一人ひとりを大切にした学校教育を推進する	48
基本政策 14	知・徳・体を真に備えたたくましい人づくり を推進する	50
基本政策 15	家庭や地域の教育力を高める	52
基本政策 16	安全・安心な学校教育環境を整える	54

基本目標 5	ともに支え、健康に暮らすまちづくり	
基本政策 17	共生のまちづくりを推進する	57
基本政策 18	市民の健康づくりを推進する	61
基本政策 19	安心できる医療・介護・福祉体制を整える	64
基本目標 6	市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり	
基本政策 20	仕事と生活の調和を図る	66
基本政策 21	協働によるまちづくりを推進する	68
基本政策 22	住民活動を支援する	70
基本政策 23	地域間の交流を促進する	72
基本目標 7	活力に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり	
基本政策 24	農業の振興を図る	75
基本政策 25	林業の振興を図る	78
基本政策 26	水産業の振興を図る	80
基本政策 27	商工業の振興を図る	82
基本政策 28	地産地消とブランド化を推進する	84
基本政策 29	地域資源を活かした観光振興を推進する	87
基本政策 30	魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える	89
基本目標 8	市民にわかりやすく健全な行財政運営	
基本政策 31	健全な財政運営を推進する	92
基本政策 32	広聴広報活動の充実を図る	93
基本政策 33	利便性の高い行政サービスを提供する	94
資料編		96

第1編 序 論

第1章 まちづくり総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

陸前高田市は、東日本大震災からの復興を実現するため、平成23年12月に陸前高田市震災復興計画を策定し、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造を目指したまちづくりを推進しています。

東日本大震災から7年半が経過し、この間、被災者の住宅再建を最重点課題としながら、防潮堤工事や新たな中心市街地の再生など、官民連携のもと一日も早い復興を目指し、各種事業に取り組んできました。

一方で、東日本大震災により人口減少は急速に進行し、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進み、今後、本市を取り巻く環境は厳しい状況となることが予想されることから、市の最上位計画となる新たな総合計画においても、新たなまちづくりに向けて、復興関連事業を含む様々な事業を継続させながら、より発展、具現化させ、実効性のある事業展開を図っていくとともに、未来永劫新たな陸前高田市を継続させる取組も重要です。

また、次世代につなげる持続可能な陸前高田市として存続させていくため、市民が将来に希望を抱けるような取組にチャレンジしていくことも重要です。

平成30年度には、陸前高田市震災復興計画期間が満了することから、市勢発展のため、陸前高田市震災復興計画を継承した新たな総合計画となる「陸前高田市まちづくり総合計画」を策定し、子どもから高齢者まで、市民みんなが生き生きと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり^{※1}（世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）」を背景に、市民とともに、東日本大震災からの復興と、地方創生に関わるプロジェクトを推進し、持続可能なまちづくりに取り組むための指針とするものです。

※1 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり…障がいのある人もない人も、誰もが住みやすいまちを目指して陸前高田市が掲げるビジョン。

2 計画策定における基本的な考え方

(1) 市民との協働による計画づくり

社会情勢の変化から、地域が抱える課題は多様化、複雑化しており、これらの課題に迅速かつ的確に対応するためには、これまで行政が主体となった市民参加のまちづくりから、市民をはじめ、地域、企業、NPO、そして行政が対等な立場で議論し、様々な課題に対する解決策を導くことが必要です。このことから、計画策定の段階から情報発信を行うとともに、市民をはじめ、各種団体などからの意見を伺う機会を多く設けることにより、市民との協働による計画の策定を目指しました。

(2) 現状を把握した計画づくり

本市が抱える課題や、市民ニーズを的確に捉えるとともに、陸前高田市震災復興計画、地方版総合戦略^{※2}をはじめとする各施策分野の個別計画や、国、県などの計画との関連性をもった計画の策定を目指しました。

(3) 市民にわかりやすい計画づくり

実現可能で明確な目標と、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画の策定を目指しました。

(4) 人口減少社会に対応した計画づくり

人口減少の進行などにより、今後とも厳しい財政状況が予想される中、重点的な施策を選択して展開していくとともに、成果指標による計画の達成状況の評価を行いながら、未来永劫持続可能な新たな陸前高田市を創造するため、計画の推進と健全な財政運営の均衡が図られる計画の策定を目指しました。

※2 地方版総合戦略…まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県や市町村が策定する、人口減少に歯止めをかけるための目標や施策などを定めた基本的計画。

3 まちづくり総合計画の構成と期間

陸前高田市まちづくり総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。
 なお、基本計画に掲げる施策の実施にあたっては、その実現に向けた年度ごとの事務事業及び財政計画を示す実施計画により進めていきます。

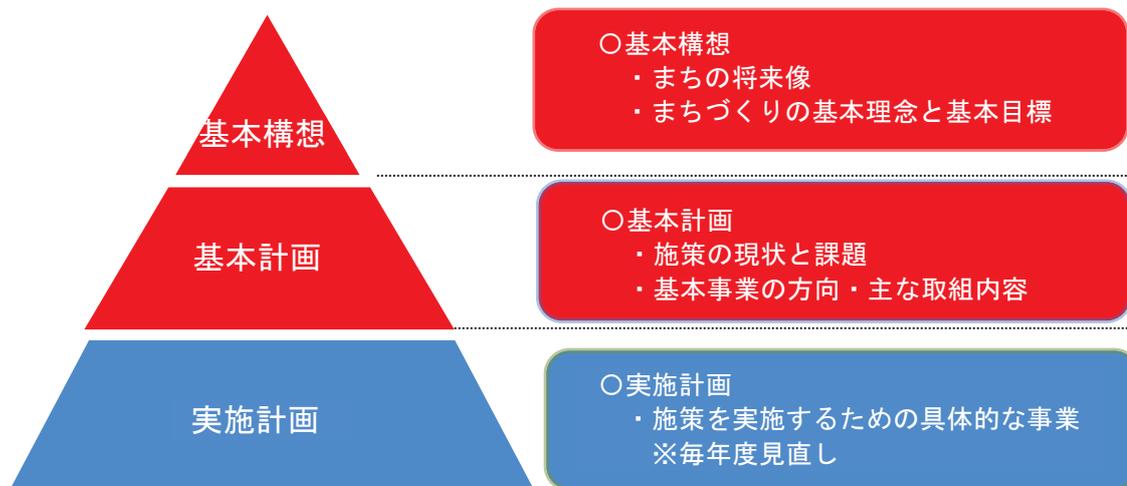
(1) 基本構想

基本構想は、長期的・広域的な視点から目指すべき「まちの将来像」と、まちづくりの基本方針としての「まちづくりの基本理念と基本目標」を示したもので、市民と行政が計画的にまちづくりを進めていくための指針となるものです。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる目標を実現するための政策や事業を、部門別に体系化し、施策の方向性、主な取組内容、成果指標などを示すものです。

平成31年度を初年度とし、前期計画5年間（平成31年度～平成35年度）、後期計画5年間（平成36年度～平成40年度）とします。



年 度	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	H 39	H 40
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	実施計画									

※実施計画は3年間のローリング^{※3}方式により毎年度見直しを行います。

※3 ローリング…毎年度、社会情勢の変化に応じて、事業計画の見直しや部分的な修正を行い、計画と現実が大きくずれのを防ぐ方法のこと。

4 計画の進行管理

計画の目標値（成果指標）については、市民と広く共有することにより、市民との協働による計画の推進に努め、計画の進捗状況や成果については、市民にわかりやすい形で公表するとともに、広く市民や各種団体などからの意見を伺い、適宜計画の推進に反映させるなど、連携を図りながら計画を着実に推進します。



(岩手県撮影)

第2章 市の概況

1 自然的条件について

本市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南の玄関口として、大船渡市、住田町、一関市及び宮城県気仙沼市に接し、宮城県との県際に位置しています。

また、北上山地の南端部に位置し、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が注ぐ広田湾、なだらかな斜面や低地が広がっています。

市の総面積は231.94 km²で、市域は東西約23 km、南北約21 kmに及び、その約7割を森林が占めています。

気候は、三陸沿岸に位置しているため、海洋の影響と地理的条件から四季を通じて比較的温暖です。

地目別面積資料（H29.1.1現在）

地目	田	畑	宅地	山林原野	その他	計
面積(km ²)	7.18	9.50	7.07	163.41	44.78	231.94
割合(%)	3.1	4.1	3.0	70.5	19.3	100.0

資料：岩手県市町村概要

2 歴史的条件について

本市の歴史は古く、史跡中沢浜貝塚に代表されるように縄文時代から優れた漁ろう文化を形成し、水産日本のルーツと呼ばれています。都市としての成り立ちは、平安時代初期とみられ、金と塩、海産物が経済の根幹を成していました。特に金は、奥州藤原氏の黄金文化の繁栄に大きな役割を果たしていました。

鎌倉から室町時代末期には、葛西氏が統治し、仙台藩の直轄領となる藩政時代には、気仙郡今泉村に大肝入会所や代官所が設置され、気仙地方の政治経済の中心として栄えました。

明治以降では、明治22年の町村制実施により、1町8カ村となり、その後、昭和30年の町村合併促進法の施行に基づき、高田、気仙、広田の3町と小友、米崎、矢作、竹駒、横田の5村が合併して現在の陸前高田市を形成しています。

3 社会的経済的条件について

本市の幹線交通網は、道路としては、本市を南北に縦断する国道 45 号及び県内陸部と本市を結ぶ国道 340 号、343 号を幹線に、県道や市道が連結し道路網を形成しています。

国道 343 号については、東日本大震災後、内陸部と沿岸部を結ぶ「復興支援道路」に位置付けられており、今後の起こりうる災害への備えとして、難所である笹ノ田峠を安全に通過するため、トンネルで結ぶことが必要不可欠であることから、一日も早い事業化が望まれています。

また、三陸沿岸道路についても、宮城県との県境トンネルが貫通したところであり、一日も早い整備が望まれています。

鉄道は、東日本大震災を起因とした大津波の影響により、一関市及び大船渡市に向かう J R 大船渡線において、路線及び駅舎が流出しましたが、B R T での本格復旧を進めています。

4 人口等の動向について

国勢調査による本市の人口は、昭和 30 年の 32,833 人から減少の一途をたどり、平成 27 年には 19,758 人（39.8%減）となっており、昭和 30 年から平成 27 年までの 60 年間で約 13,000 人の減少となっています。

また、東日本大震災の発生により、大規模な被害を受けた本市では、震災をきっかけとして、市外へ転出された方が多くいるなど、震災後には人口減少の進行が顕著となっています。

世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 17 年まで増加傾向を示しておりましたが、東日本大震災以降の平成 27 年には急激に減少しており、平成 17 年から約 300 世帯の減少となっています。

一方で、東日本大震災からの復興に取り組む本市では、復興の進捗に伴い、市外へ転出された方の帰還・帰郷が促進され、さらには震災を契機に本市へ思いを寄せている方が新たに移住されるなど、人口減少速度の抑制につながっていることも本市の特徴となっています。

■ 人口の推移

(単位：人、%)

区分	S30年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	増減 S30⇒H27
0～14歳	11,905 (36.2)	5,025 (18.4)	4,346 (16.7)	3,672 (14.3)	3,256 (13.2)	2,732 (11.7)	1,951 (9.9)	△9,954 (△83.6)
15～64歳	18,642 (56.8)	17,260 (63.4)	15,918 (60.9)	15,163 (59.1)	13,919 (56.3)	12,441 (53.4)	10,472 (53.0)	△8,170 (△43.8)
65歳以上	2,286 (7.0)	4,957 (18.2)	5,865 (22.4)	6,841 (26.6)	7,528 (30.5)	8,125 (34.9)	7,230 (36.6)	4,944 (316.3)
計	32,833	27,242	26,129	25,676	24,709	23,300	19,758	△13,180 (△39.8)

※ 上段：人口 下段：構成比

資料：国勢調査

※ 平成17年、平成22年及び平成27年は年齢不詳者がいたため、年齢別人口の合計と総数は合致しない。

■ 世帯数の推移

(単位：世帯、%)

区分	S30年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	増減 S30⇒H27
世帯数	5,557	7,449	7,620	7,708	7,807	7,785	7,487	1,930 (134.7)

資料：国勢調査

5 産業について

昭和 35 年の産業別人口を見ると、第一次産業の就業人口比率が最も高く、農林業と水産業のまちであったことがわかります。その後、昭和 55 年には第一次産業と第三次産業の比率が逆転し、第三次産業の比率が最も高くなっています。また、平成 2 年には第一次産業と第二次産業の比率が逆転しています。

こうした傾向はその後も続き、昭和 35 年に 2 割程度であった第三次産業の比率は、平成 17 年には 5 割を超えるまでに増加しており、本市の産業構造が、第一次産業から第二次・第三次産業へ移行しています。

また、東日本大震災の発生により、暮らしの基盤である全ての産業について甚大な被害を受けました。

こうした中、産業の復興を目指す本市では、従来あった産業の復旧のみならず、地場産品の高付加価値化や、新しい産業の創造に向け取り組んでいます。

■ 産業別人口の推移

(単位：人、%)

区分	S35 年	S55 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	増減 S35⇒H27
第一次産業	9,658 (61.6)	4,771 (33.4)	3,428 (25.0)	2,763 (21.3)	2,191 (17.3)	1,900 (16.4)	1,602 (15.1)	1,097 (11.3)	△8,561 (△88.6)
第二次産業	2,478 (15.8)	4,386 (30.7)	4,789 (35.0)	4,556 (35.1)	4,550 (36.0)	3,681 (31.7)	3,013 (28.3)	3,306 (34.1)	828 (133.4)
第三次産業	3,534 (22.6)	5,121 (35.9)	5,479 (40.0)	5,670 (43.6)	5,909 (46.7)	6,035 (51.9)	6,018 (56.6)	5,294 (54.6)	1,760 (149.8)
計	15,670	14,278	13,696	12,989	12,650	11,616	10,633	9,697	△5,973 (△38.1)

※ 上段：就業者数 下段：構成比

資料：国勢調査

第2編 基本構想

第1章 策定にあたって

1 基本構想の意義

少子高齢化や人口減少の進行、経済・社会のグローバル化の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題が懸念される中で、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想されています。

こうした中で、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、多くの尊い人命と貴重な財産が失われるなど未曾有の被害を受けたところであり、平成23年12月に策定した陸前高田市震災復興計画に基づき、各種復興事業に継続して取り組んでいるものの、復興を成し遂げるには、今後も相当の期間を要する状況となっています。

このような状況の中、持続可能な自治体運営を行うためには、地域の魅力を再認識しながら、先人の残した恵まれた自然と歴史や伝統あるまちを、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

この基本構想は、陸前高田市の未来を確かなものにしていくため、震災復興計画を継承し、子どもから高齢者まで市民みんなが生き生きと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり（世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）」を背景に、目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、陸前高田市に関わる全ての人々が役割を分かち合い、ともに取り組むこれからのまちづくりの基本的な方向性を示すものです。

2 計画期間

平成31年度を初年度として、平成40年度を目標年次とする10年間とします。

第2章 まちの将来像

子どもから高齢者まで、全ての人々が安心して住みやすいまちで暮らすためには、まち全体がユニバーサルデザインに配慮した「すべての人にやさしいまち」であるとともに、心のバリアフリーを推進し、障がいのある人となない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って、ともに支え合って生きる「共生のまち」を実現することが必要です。

また、市民同士の交流のほか、国内外から多くの人々が訪れ、市民との交流が活発に行われる「交流のまち」を実現することも必要です。

さらに、人口減少が進行するなか、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、活力と活気に溢れる「持続可能なまち」を実現することも必要です。

このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政との共通理解に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりが不可欠となっています。

将来像は、このような状況の中で陸前高田市が将来実現すべき姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

陸前高田市に暮らす全ての人々が、それぞれの意思と行動で主体的にまちづくりに関わり、これまで先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちにつなげられるようなまちを築いていこうという想いを込めて、将来像を以下のとおり定めます。

**「夢と希望と愛に満ち 次世代
につなげる 共生と交流のまち
陸前高田」**

第3章 まちづくりの基本理念

基本理念とは、まちづくりの根底に流れる考え方です。

陸前高田市民憲章を踏まえるとともに、陸前高田市震災復興計画を継承しながら、次の3つを新しいまちづくりを展開するうえでの基本理念として定め、全ての分野の基本とします。

1 創造的な復興と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災からの復興の取組について、単に震災からの復旧に留まらず、そこから未来に向けた新たなまちづくりを目指すことが必要です。

また、創造的な復興の取組とともに、これまで教訓としてきた防災・減災というキーワードを、新たな魅力として世界に発信することにより、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、本市としての魅力を高めるまちづくりに取り組みます。

2 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり (世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり)

誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいを持つことになったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへと成長できるように取り組みます。

3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進み、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想されます。このような背景のもと、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業や商工業などの産業振興を推し進めるとともに、地域特性や地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出、まちづくりの担い手となる人材を育成し、次世代を担う子どもたちが誇れるような、活力と活気に溢れる持続可能なまちづくりに取り組みます。

第4章 まちづくりの基本目標

基本目標1 復興の確実な推進と

誰もが安心して暮らすまちづくり

陸前高田市震災復興計画を継承し、継続して東日本大震災からの復興に取り組み、多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、生業や地域コミュニティなどを再生し、協働の精神を生かした誰もが安心して暮らす新たな復興へのまちづくりを進めます。

- 基本政策① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進します
- 基本政策② 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進します
- 基本政策③ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進します
- 基本政策④ 産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進します
- 基本政策⑤ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進します
- 基本政策⑥ 地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進します

基本目標2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進めます。

- 基本政策1 生活道路・交通環境を整備します
- 基本政策2 水道水の安定供給と適切な下水処理を推進します
- 基本政策3 住環境整備を促進します
- 基本政策4 地域の伝統や文化を大切にします
- 基本政策5 生涯学習を推進します

基本目標 3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

全ての災害に備え、地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進めます。

- 基本政策 6 防災意識を高め、防災・減災体制を整えます
- 基本政策 7 消防・救急体制の充実を図ります
- 基本政策 8 交通安全を推進します
- 基本政策 9 防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進します
- 基本政策 10 自然環境の保全に努めます
- 基本政策 11 ごみの減量と資源の活用を図ります

基本目標 4 子どもたちを健やかに育むまちづくり

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進めます。

- 基本政策 12 安心して子どもを産み育てられる環境を整えます
- 基本政策 13 一人ひとりを大切にした学校教育を推進します
- 基本政策 14 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進します
- 基本政策 15 家庭や地域の教育力を高めます
- 基本政策 16 安全・安心な学校教育環境を整えます

基本目標 5 とともに支え、健康に暮らすまちづくり

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切に、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

- 基本政策 17 共生のまちづくりを推進します
- 基本政策 18 市民の健康づくりを推進します
- 基本政策 19 安心できる医療・介護・福祉体制を整えます

基本目標 6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり

都市間交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、市民との協働により地域課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

- 基本政策 20 仕事と生活の調和を図ります
- 基本政策 21 協働によるまちづくりを推進します
- 基本政策 22 住民活動を支援します
- 基本政策 23 地域間の交流を促進します

基本目標 7 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

地域の特性を活かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めます。

- 基本政策 24 農業の振興を図ります
- 基本政策 25 林業の振興を図ります
- 基本政策 26 水産業の振興を図ります
- 基本政策 27 商工業の振興を図ります
- 基本政策 28 地産地消とブランド化を推進します
- 基本政策 29 地域資源を活かした観光振興を推進します
- 基本政策 30 魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整えます

基本目標 8 市民にわかりやすく健全な行財政運営

わかりやすい行政情報の発信と表現に努め、広く市民の意見を伺いながら効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努めます。

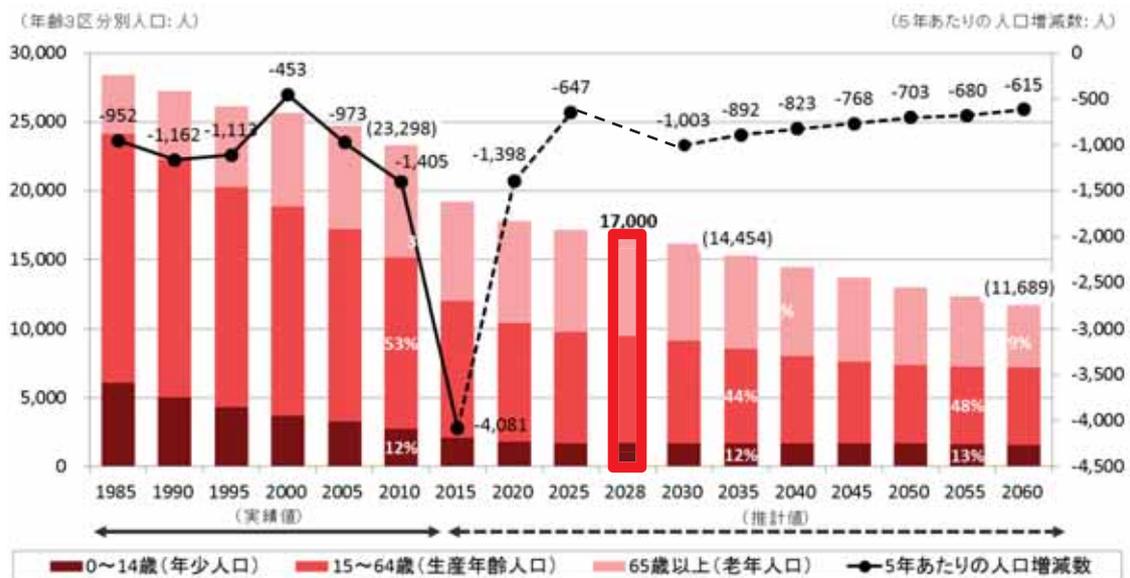
- 基本政策 31 健全な行財政運営を推進します
- 基本政策 32 広聴広報活動の充実を図ります
- 基本政策 33 利便性の高い行政サービスを提供します

第5章 将来人口

地域の社会経済情勢に多大な影響を及ぼす人口は、持続可能な行財政運営において最も重要な指標であることから、平成28年に策定した陸前高田市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略に掲げる取組を、総合計画においても積極的に推進することにより、安定した雇用の創出や若い世代の結婚・出産・子育て環境の整備などに努め、人口減少速度の抑制を図ります。

これらの推進により、本市の目標年次である平成40年の人口を17,000人と見込みます。

■ 年齢区分別の人口の推移と今後の見込み



第6章 土地利用の方針

本市は、岩手県の東南端に位置し、総面積は231.94km²を有しており、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が広田湾に注いでいるなど、自然に恵まれたまちです。

土地利用については、市民生活や生産活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境の保全と安全性の確保に努め、地域の自然的、社会的、継続的、文化的な諸条件に十分配慮しながら、土地利用対策に取り組みます。

また、東日本大震災により、津波の浸水被害を受け、居住できなくなった土地については、地域経済の向上に資する場として利用の促進を図るとともに、地域活力の向上に向けて、地域コミュニティ活動の場などとしての土地利用の促進を図ります。

1 農用地

農用地は、農業生産基盤であるとともに良好な自然環境を保全する役割を有していることから、優良農地の確保に努めるとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。

2 森林

林業生産基盤のほか、自然環境の保全、災害防止や水源涵養など、森林の持つ多面的な機能や多様な公益的機能に活用できるよう、適正な間伐や環境の保全を行うとともに、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を推進する方策を検討します。

3 河川・水路

水害防止、水資源の確保、自然環境の保全と市民の憩いの場の提供といった治水、利水及び親水の機能に配慮した計画的な利用と保全に努めます。

また、整備にあたっては、景観の形成や生態系の保護に配慮し、親水性の向上を図ります。

4 道路

安全性、利便性、快適性の確保のほか、環境の保全などにも配慮した道路の整備に必要な用地の計画的な確保を図ります。

また、自然環境の保全に十分に配慮しつつ、農林業の生産性向上及び農用地・森林の適正な管理のため、農林道の整備に必要な用地の確保を図ります。

5 宅地

地域の均衡ある発展を目指し、地域の特性を考慮しながら、良好な居住環境の確保のために必要な用地の確保に努めます。

6 その他

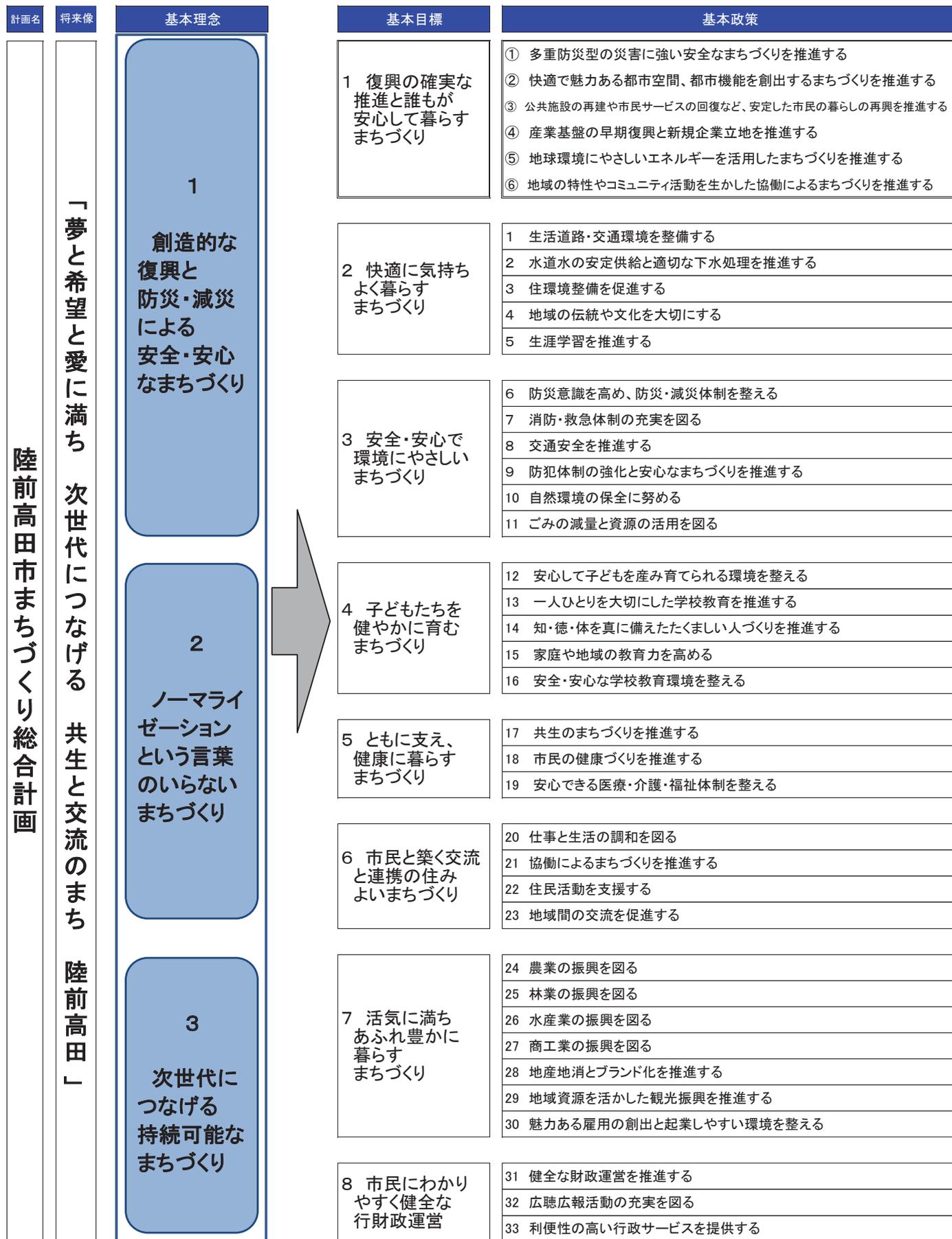
市民生活の向上や多様な市民ニーズに対応するため、市民に均等なサービスを提供できるよう、必要な用地の確保に努めます。

また、海岸及び沿岸地域は、漁業活動やレクリエーションの場としても利用されるなど、貴重な資源であることから、景観形成や自然環境の保全に配慮しながら、計画的かつ合理的な土地利用に努めます。



第3編 前期基本計画

陸前高田市まちづくり総合計画 体系図



主な基本事業

主な指標

- ・防潮堤等整備の促進
- ・減災に寄与する道路整備
- ・新市街地ゾーンの整備、交流ゾーンの形成
- ・公共交通体系の復旧と再整備の促進
- ・災害復興公営住宅等の整備促進
- ・居場所づくり・健康づくりの推進
- ・生活再建への支援
- ・中小企業者等の再建・事業拡大支援
- ・公共施設の太陽光発電施設の導入
- ・地区コミュニティ別居住地域の再生

- ・市道の整備
- ・新たな公共交通ネットワークの構築
- ・安全・安心・安定した水道水の供給
- ・一般住宅への支援
- ・良好な景観形成の推進
- ・自然・歴史・文化資源の保護と継承
- ・歴史と風土に培われた文化財の保存と活用
- ・学びの場となる施設の整備・充実

- ・地域防災力の向上
- ・防災教育の推進
- ・消防団員の確保
- ・交通安全意識の高揚
- ・防犯活動の推進・体制強化
- ・消費者保護と情報提供の充実
- ・自然環境の保全
- ・ごみ減量化の推進
- ・新エネルギーの利用促進

- ・子育て環境の積極的支援
- ・保育サービスの充実
- ・長期にわたる児童生徒の心のケアの実施
- ・確かな学力を育む教育の推進
- ・豊かな心を育む教育の推進
- ・たくましい子どもを育てる家庭教育の支援
- ・地域全体で子どもを育てる環境づくり
- ・小中学校の安全と教育環境の整備

- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・高齢者の生活支援の推進
- ・疾病の重症化予防
- ・市民のスポーツの機会の創出
- ・地域医療の充実

- ・仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進
- ・まちづくり団体(NPO等)による地域活動の支援
- ・住民による地域活動の推進
- ・新たなコミュニティ推進体制の構築
- ・友好都市との交流や都市間交流の促進
- ・交流人口の拡大、移住・定住の促進

- ・農地の利用集積
- ・農業基盤整備の促進
- ・自伐型林業の推進
- ・再造林の促進
- ・新規漁業就業者の確保定着と育成
- ・商店街の活性化支援
- ・地域の特性を活かしたブランド化推進
- ・安心・安全な地元産食材の提供
- ・観光施設等の整備
- ・観光情報の発信
- ・魅力ある雇用の創出
- ・起業しやすい環境づくり

- ・中長期的な財政見通しに基づく財政運営
- ・わかりやすい市政情報の提供
- ・広聴活動の充実
- ・持続可能な行政運営のための仕組みづくり

- ・市道整備率
- ・市内を運行する公共交通の利用者数
- ・水道普及率
- ・住まいるリフォーム支援事業助成件数
- ・景観形成基準に適合している建築物等の割合
- ・市民芸術祭参加者数
- ・各種講座等参加者数
- ・市民文化会館利用者数

- ・自主防災組織率
- ・消防団員数
- ・救急講習受講者数
- ・交通事故発生件数
- ・刑法犯発生件数
- ・川・海的环境基準
- ・環境教育・出前講座の開催回数
- ・市民1人1日当たりのごみ排出量
- ・新エネルギー利用促進助成件数

- ・出生数
- ・児童公園等の整備
- ・いじめ解消率
- ・学習定着度状況調査における「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合
- ・学校支援ボランティアの登録者数
- ・たかた子どもキャンパスの参加者数
- ・通学路安全点検危険箇所改善率

- ・就労困難者就労者数
- ・介護予防教室の参加者数
- ・スポーツ教室等参加者数
- ・気仙地区の医師数(10万人当たり)
- ・未来かなえネット登録者数

- ・仕事と家庭の両立支援行動計画策定登録数
- ・まちづくり団体活動補助金による支援件数
- ・コミュニティ活動推進補助金を利用した事業数
- ・自治会館等の整備支援件数
- ・友好都市等交流事業開催数
- ・U・Iターン者数

- ・新規就農者数
- ・自伐型林業により整備した森林面積
- ・再造林率
- ・新規漁業就業者数
- ・インカゲ貝の水揚量
- ・商工会会員数
- ・かさ上げ部の土地活用予定の割合
- ・たかたのゆめの栽培面積
- ・宿泊者数
- ・観光入込客数
- ・新規雇用者数
- ・市内における起業者の創出件数

- ・実質公債費比率
- ・市公式ホームページの閲覧者数
- ・市政懇談会への参加者数
- ・公共無線LAN整備箇所数

まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

1 基本目標

1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

東日本大震災からの復興に向けた取組の原則として、「陸前高田市震災復興計画」に掲げた6つの復興のまちづくりの目標を継承し、誰もが安心して暮らすまちづくりを進めます。

3 復興の目指す姿

① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進する

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めます。

② 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進する

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進し、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進めます。

③ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する

スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興します。

④ 産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する

農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造などの地場産業、宿泊施設や道の駅などの観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業などの新規企業立地や集積を推進します。

⑤ **地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進する**

大規模災害時などにおいて、太陽光など地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進します。

⑥ **地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進する**

地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進します。



まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

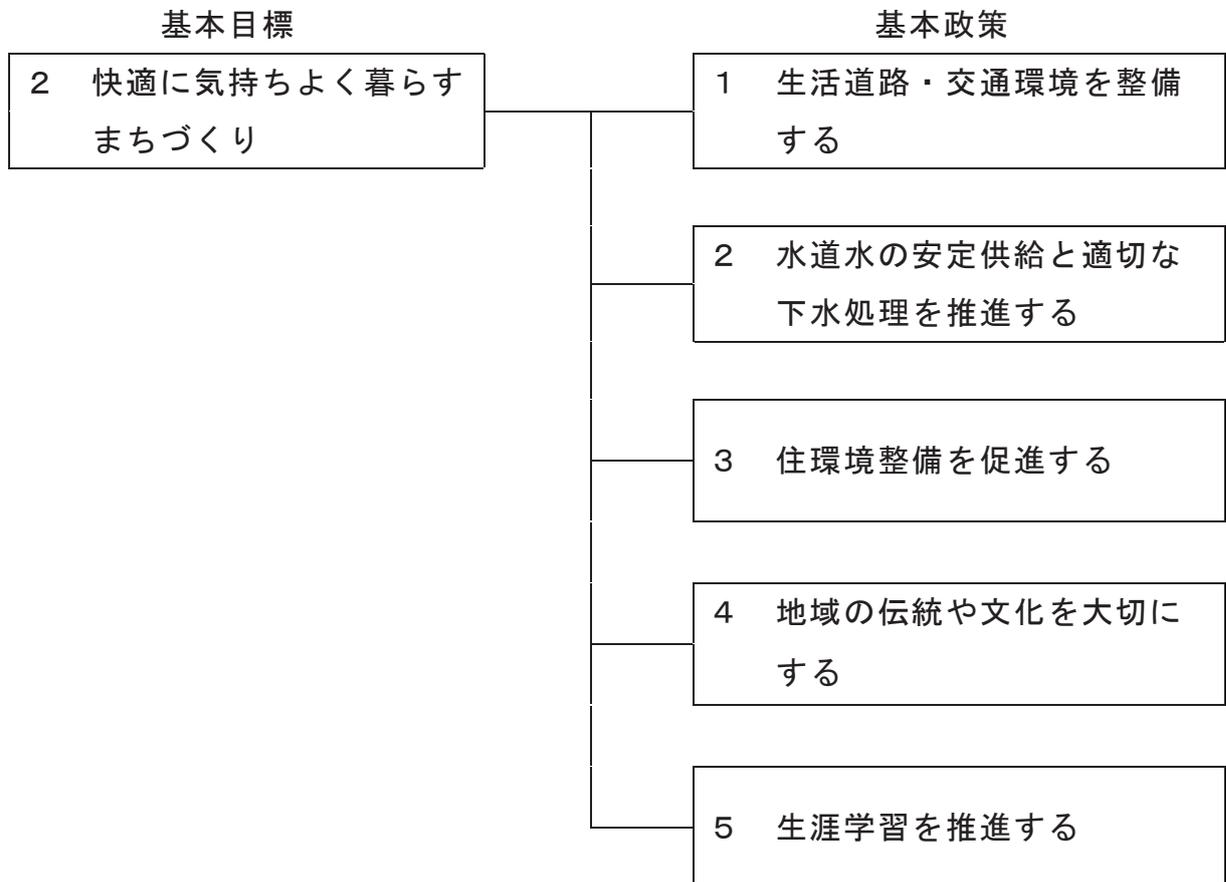
1 基本目標

2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本政策における取組内容

基本政策 1	生活道路・交通環境を整備する
--------	----------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・近年のゲリラ豪雨や地震などの自然災害時においては、落石や崩壊などの恐れがある道路法面や、幅員狭小により救急車などの緊急車両の通行に支障をきたしている生活道路があります。 ・橋梁、側溝、舗装などの道路構造物や街路灯の老朽化が著しいことから、道路維持や補修などの環境整備を実施する必要があります。 ・高台地区と中心市街地を結ぶ新たな道路ネットワークの構築や、既存の市道の改良などを行う必要があります。 ・公共交通については、BRTや路線バス、乗合タクシー、デマンド交通が運行されており、復旧・復興の状況などに応じて運行経路を見直しています。 ・人口減少や少子化の進展、マイカーの普及などによって公共交通の利用者は減少傾向にあり、事業者の自助努力だけでは運行の継続が困難な状況にあることから、効率的な公共交通ネットワークを構築する必要があります。 ・JR陸前高田駅を公共交通の結節点とし、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がい者、観光客などが利用しやすい公共交通環境を構築する必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
市道の維持管理	市道の維持管理や、道路構造物の長寿命化計画の策定により、住民が通行する際の安全性や快適性を確保します。
市道の整備	産業・観光・流通面を考慮に入れた、生活道路としての機能を有する市道の整備促進を図ります。
新たな公共交通ネットワークの構築	JR陸前高田駅を、多様な公共交通の結節点とすることにより、高齢者や障がい者が利用しやすい公共交通環境を整備します。
観光地における2次・3次交通 ^{※4} の構築	公共交通と原付電動バイクや超小型ビークル ^{※5} 、電動カートなどとの接続により、中心市街地と観光地などを結ぶ2次・3次交通モデルの構築を図ります。

※4 2次・3次交通…拠点となる鉄道駅などから観光地までの交通（乗合タクシー、レンタル自転車など）のこと。

※5 超小型ビークル…自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～4人乗り程度の車両。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
生活道路・交通環境に満足している人の割合	%	33.3	40.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に40%となることを目指す
市道整備率	%	47.0	53.5	岩手県内の市町村の道路改良率の平均値を目標とする
橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕数（累計）	橋	5	31	陸前高田市橋梁長寿命化修繕計画の計画値
市内を運行する公共交通の利用者数	人	18,000	18,000	人口減少が見込まれる中、利用者数の現状維持を目指す
中心市街地と観光地等を結ぶ2次・3次交通の結節点の整備箇所数	箇所	—	1	5年後までに1箇所の整備を目指す

部門別計画

- ・社会資本総合整備計画
- ・地域公共交通網形成計画



基本政策 2	水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する
--------	-----------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水道普及率は、平成 29 年度末現在で、89.1%と、県平均より低くなっています。また、本市の特徴として中山間地域が多く、井戸や沢水などを利用している水道の未普及地域があります。 ・東日本大震災で被災した水道施設の災害復旧工事や、水道未普及地域の解消を図るための事業を実施しています。 ・人口減少や使用水量の減少などによって給水収益の減少が懸念されており、水道未普及地域への対応とあわせて、老朽化した施設の計画的な更新や災害に備えた施設の耐震化を図る必要があります。 ・汚水処理事業については、本市の豊かな自然を守るとともに、市民の快適で清潔な生活を推進するため、水洗化を推進する必要があります。 また、下水道を利用する市民の水環境保全意識の高揚が課題となっています。 ・新市街地や高田松原津波復興祈念公園^{※6}の整備など、新たな事業の推進に合わせ、汚水管渠や雨水管渠の整備が必要となっています。

基本事業の方向	主な取組内容
安全・安心・安定した水道水の供給	東日本大震災で被災した水道施設の災害復旧の推進、老朽化した施設の更新・耐震化の推進及び水道事業の効率的な管理・運営の推進に努めます。
飲用水等給水施設の整備促進	水道未普及地域における飲用水等の給水施設の整備促進を図ります。
浄化槽の普及促進	集合処理区域以外の地域における水洗化に関する意識啓発や浄化槽設置を促進します。
下水道事業の公営企業会計化	下水道事業の公営企業会計化による、効率的な経営の推進を図ります。

※6 高田松原津波復興祈念公園…国、岩手県及び陸前高田市が連携し、高田松原地区に整備する、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂や日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すことなどを目的とした復興の象徴となる公園。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
水道水の供給と下水処理に満足している人の割合	%	73.4	80.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に80%となることを目指す
水道普及率	%	89.1	90.9	人口の減少分と拡張や再建等の新設を合わせ、年0.3%の増加を目指す
水道管の耐震化率	%	27.0	35.4	直近5か年の平均増加率年1.4%とする
浄化槽設置率	%	49.0	54.2	汚水処理施設概成アクションプランの計画値
公営企業会計化進捗率	%	19.0	100.0	2年後(2020年度)に100%を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市水道事業経営戦略
- ・ 横田地区簡易水道事業経営変更認可
- ・ 陸前高田市公共下水道全体計画
- ・ 岩手汚水処理ビジョン 2017



基本政策 3	住環境整備を促進する
--------	------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅については、常に高い入居率を維持していますが、老朽化が著しい市営住宅も多いことから、施設改修やバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン^{※7}に配慮しながら計画的に維持管理を行う必要があります。 ・一般住宅については、耐震診断や耐震改修に対する助成を行うことにより、防災に強いまちづくりに努めています。 ・国内外からの来客が見込まれる高田松原津波復興祈念公園の整備に合わせて、祈念公園周辺や中心市街地などにおいて、より良好な景観形成が必要となっています。 ・生涯スポーツ・競技スポーツの振興や、スポーツによる交流人口の拡大を推進するため、新たな運動施設の整備が必要です。 ・復興事業により整備された公園を、市民の協力を得ながら適正に維持管理していくことが課題となっています。

基本事業の方向	主な取組内容
市営住宅の維持管理	長寿命化計画の策定による市営住宅を含めた全ての公営住宅の適正な維持管理に努めます。
一般住宅への支援	耐震診断や耐震改修への助成による耐震化の促進を図ります。
良好な景観形成の推進	陸前高田市景観計画やまちなみづくりの手引きなどのガイドラインに基づく良好な景観形成を推進します。
高田松原運動公園の整備の推進	高田松原津波復興祈念公園内への野球場や、サッカー場などの整備を推進します。
豊かな公園・緑地に囲まれたまちづくりの推進	地域住民の協力による公園などの適正な維持管理に努めるとともに、まちなかの緑化空間の改善による豊かな住環境の形成を図ります。
都市基盤施設等の整備	幹線道路や生活道路、公園などの整備により、有事の際の避難路や避難場所の確保に努めるとともに、住環境の整備により安全・安心・快適なまちづくりを推進します。

※7 ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができるように目指した施設・製品・情報などの設計。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
住環境に満足している人の割合	%	62.0	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に70%となることを目指す
住まいのリフォーム支援事業助成件数(累計)	件	369	520	直近3か年平均を維持
景観形成基準に適合している建築物等の割合	%	—	90.0	概ね基準に適合することを目指す
運動公園利用者数	人	—	10,000	県内施設と同等数を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市緑の基本計画
- ・ 高田松原津波復興祈念公園基本計画
- ・ 陸前高田市景観計画
- ・ 陸前高田市都市計画マスタープラン



基本政策 4	地域の伝統や文化を大切にする
--------	----------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活の実現に向けて、市民一人ひとりが文化芸術に親しむ機会を確保していく必要があります。 ・文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用していくためには、まちづくりや観光など、多方面の分野における施策との連携を図っていく必要があります。 ・市民の文化に対するニーズも多様で高度なものに変化しており、ニーズに適切した事業展開が求められています。 ・先人たちによって受け継がれてきた自然・歴史・文化資源を活かした「陸前高田らしさ」を、まちづくりや将来を担うこどもたちに受け継いでいくことが望まれています。 ・津波で被災した地域に根差した文化財の再生を目指して、国内外の専門機関などの支援を受けながら取り組んでいます。 ・小中学校の総合的な学習時間などにおいて、郷土の自然・歴史・文化に関する探究学習活動の機会を設けています。 ・民俗芸能や民俗技術などの文化財については、後継者の育成が最重要課題となっています。 ・歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画などの近年の文化財概念や構想を反映し、まちづくりに関わるような事業展開が望まれています。

基本事業の方向	主な取組内容
みんなが親しめる多様な文化芸術活動の推進	芸術鑑賞や創作発表機会の提供を図るとともに、市民の自主的・主体的な文化芸術活動を支援します。
自然・歴史・文化資源の保護と継承	歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画などの策定を通して、「陸前高田らしさ」を示す自然・歴史・文化資源の体系的な将来への継承に努めます。
歴史と風土に培われた文化財の保存と活用	被災した文化財の再生に向けた早期修復や過去に起きた災害の記録の保存と活用を図るとともに、文化財の活用にあ資するための基礎調査の実施に努めます。
文化活動を育てる環境の整備	小中学校と連携した学習活動や郷土芸能伝承支援などによる文化財保存活用を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
地域の伝統や文化の保護・活用に満足している人の割合	%	56.7	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に70%となることを目指す
市民芸術祭参加者数	人	1,881	1,900	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする
文化財報告会及び展示会参加者数	人	323	330	〃
教育普及事業（出前講座、博物館教室、中沢浜貝塚関連事業）参加者数	人	305	310	〃

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第9次教育振興基本計画
- ・ 陸前高田市における歴史・文化遺産を活用した復興計画
- ・ 文化財等保存活用計画



基本政策 5	生涯学習を推進する
--------	-----------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとりが生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、主体的に学習に取り組むためのきっかけづくりや、学習の成果を生かせる環境づくりが求められています。 ・ 社会情勢の変化に伴って個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民の学習ニーズも多様化していることから、青少年から高齢者まで幅広い世代に対応した学習機会の提供が必要です。 ・ 市民が学習活動を通じて交流を深めることや、学んだ成果を公共的な課題解決に生かした取組につなげることができるよう、社会や地域づくりに参画していくことが求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
連携・協働による生涯学習の推進	関係機関や団体などとの連携・協働による多様な学習機会の提供に努めます。
自主的・主体的な学習活動への支援	多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、自主的・主体的に行う学習活動を支援するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実などによる学習活動への参加を促進します。
学びの成果を地域や社会で生かせる環境づくりの推進	地域コミュニティの活性化につなげるための学習機会の提供を図るとともに、学びの成果や培ってきた知識・技能を生かしたボランティア活動の推進に努めます。
学びの場となる施設の整備・充実	各地区公民館や平成 29 年 7 月に開館した市立図書館などの社会教育施設の利用促進と適切な維持管理に努めます。 また、誰にでもやさしく使いやすい市民文化会館と市立博物館の整備を進めるとともに、整備後の利用促進を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
生涯学習の推進に満足している人の割合	%	69.7	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が 5 年後 (H35) に 75% となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
各種講座等参加者数	人	6,200	6,200	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする
各種講座等参加者の評価	%	90.0	92.0	5年後（H35）に2%の増加を目指す
博物館利用者数	人	—	14,000	海と貝のミュージアムを付随した施設であることから、沿岸部の類似博物館平均入館者数の約2倍の入館者数を目標とする
図書館利用者数	人	31,408	50,000	県内の対象人口が同規模の施設の利用者数を超える利用者数を目標とする
市民文化会館利用者数	人	—	63,000	沿岸部の公立文化施設の平均利用者数を目標とする

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第9次教育振興基本計画



まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

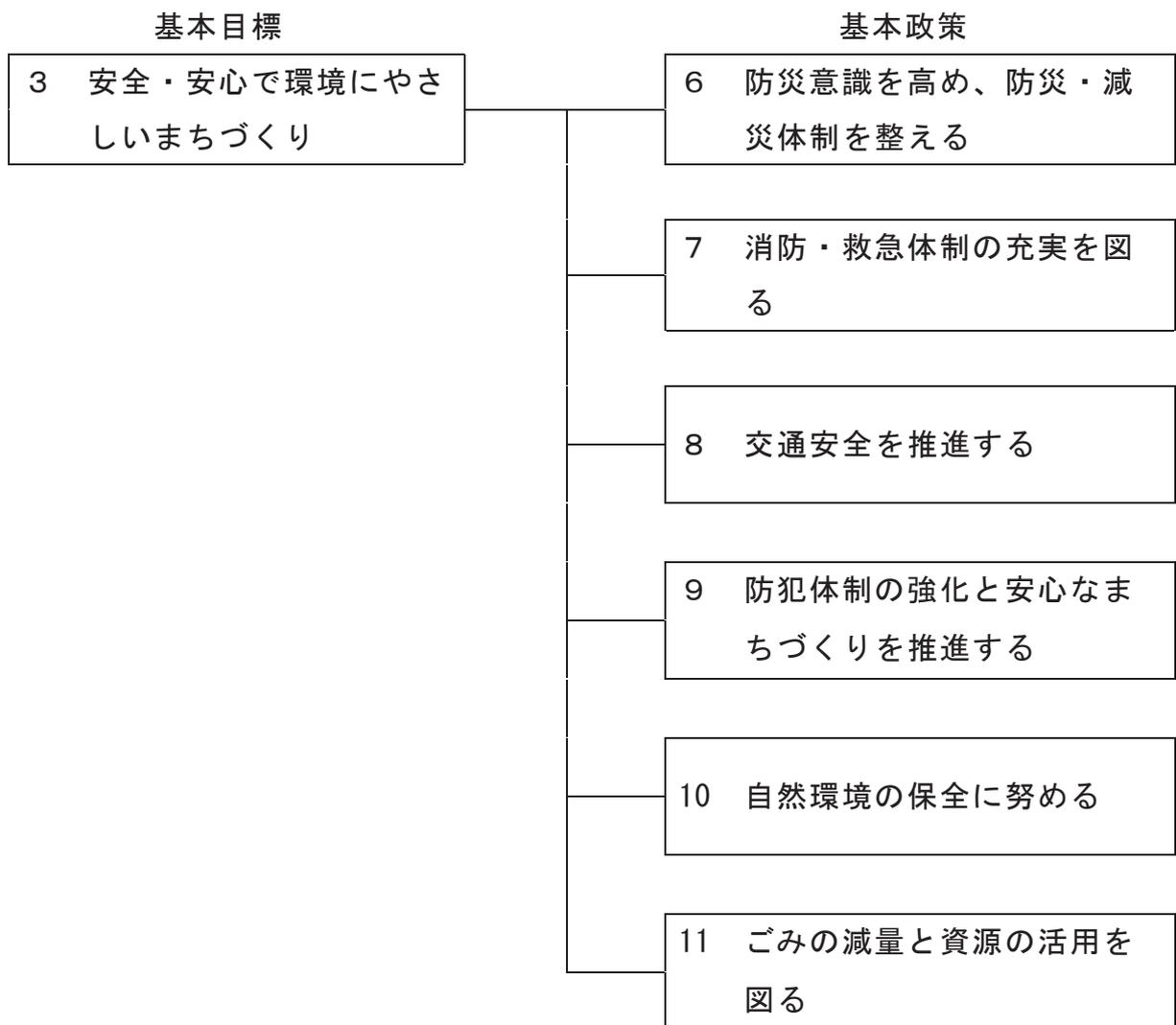
1 基本目標

3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

全ての災害に備えて地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 6	防災意識を高め、防災・減災体制を整える
--------	---------------------

現 状 と 課 題

- ・近年、モバイル端末の保有率が増加していることから、防災メール^{※8}やフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス^{※9}を活用して防災情報を発信していく必要があります。
- ・津波が襲来した際に安全な場所へ避難できるよう、子どもや外国人でも分かりやすい避難誘導標識の整備を進めています。
- ・災害からの被害を最小限に留めるためには、地域の力で支える共助が重要となることから、その中心となる自主防災組織の組織率を高める必要があります。
- ・東日本大震災から時間が経過するにつれて、当時の経験の記憶や教訓が薄れつつあります。震災の悲劇を二度と繰り返さないため、防災講座や避難訓練、大人から子どもまでが楽しみながら学べる防災イベントなどの開催を継続し、内容の充実を図っていく必要があります。
- ・指定避難所には計画的に備蓄を行っていますが、災害の規模によっては必要数を確保できない可能性があることから、民間事業者や他自治体との間で災害協定の締結を進めています。また、各家庭における備蓄について、より一層の啓発に努める必要があります。
- ・東日本大震災の犠牲者の追悼・鎮魂と震災の経験の伝承を目的に整備される高田松原津波復興祈念公園内に残される震災遺構を適正に保存するとともに、防災意識を高めるために、語り部活動と連携しながら積極的に活用していくことが必要です。
- ・今後の防災・減災に対する取組にあたり、東日本大震災の記録・資料・映像・画像・体験などを活用していくことが重要であることから、震災に関するコンテンツを体系的に整理しています。また、震災の経験を地域として保全し、他地域に伝える活動が必要です。

※8 防災メール…メール配信サービスに登録・利用することで、防災行政無線の放送内容を携帯電話やパソコンのメールで受信できるサービス。

※9 ソーシャルネットワークサービス…人と人との社会的なつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービス。

基本事業の方向	主な取組内容
防災情報伝達体制の確立	防災行政無線の新設・増設と市ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのデジタル媒体の積極的活用により情報発信の強化に努めます。
地域防災力の向上	自主防災組織の組織化の推進及び活動を支援します。
防災教育の推進	小中学校における防災授業や地域における防災講座の充実と防災リーダー育成のための講座や子どもから大人までが防災を身近に楽しく学べるイベントを開催します。
災害への備えの充実	指定避難所などへの、食料、飲料水の生活必需品などの備蓄や、民間事業者や他自治体との災害協定の締結、各家庭や地域へのローリングストック備蓄法 ^{※10} の啓発による適正な備蓄の推進を図ります。
震災遺構の保存と活用	各震災遺構の目的に沿った保存・活用を図ります。
復興祈念公園避難誘導サインの設置	観光客などが避難ルートを把握しやすい誘導サインの設置を促進します。
震災アーカイブの収集・活用の促進	東日本大震災の記録・資料・映像・画像・体験などに関するコンテンツの収集・整理により、他地域に伝える活動を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
防災意識の普及と防災・減災体制に満足している人の割合	%	68.6	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に75%となることを目指す
防災メール登録者数	人	2,000	3,000	5年後に人口の15%を目指す
自主防災組織率	%	66.8	100.0	5年後(H35)に100%を目指す

※10 ローリングストック備蓄法…日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。

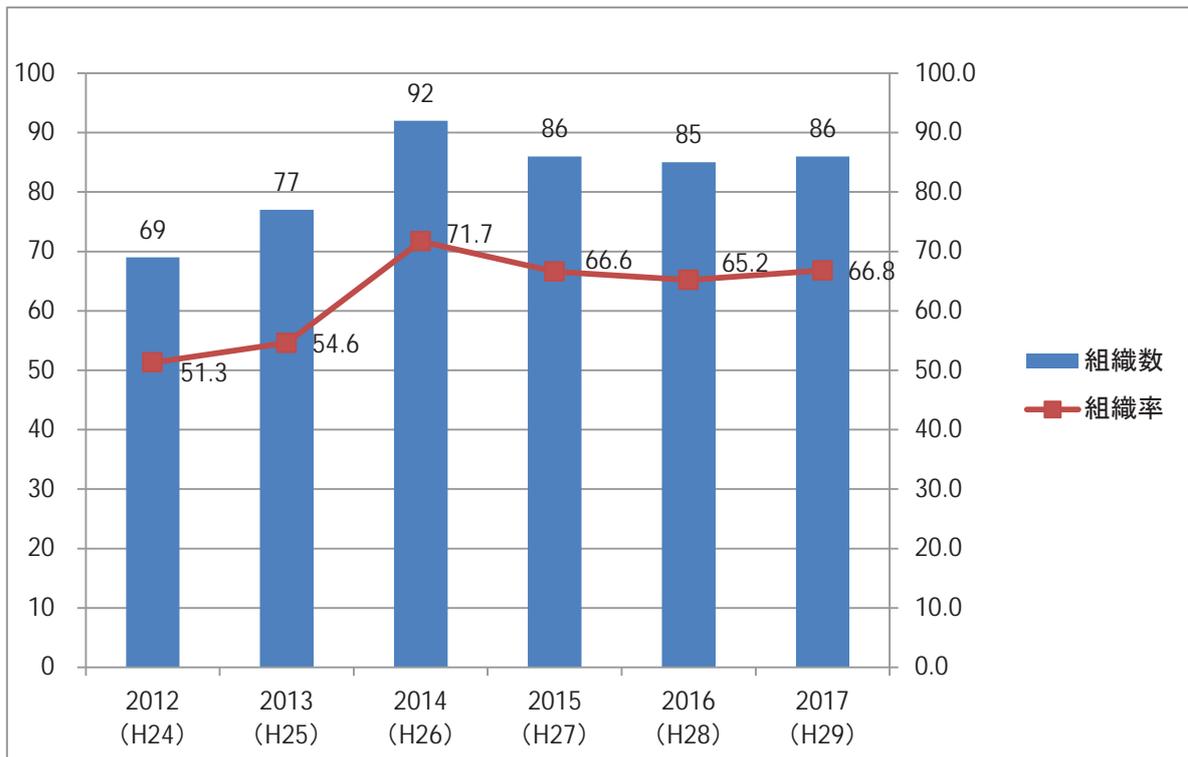
成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
防災マイスター資格取得者数（累計）	人	—	200	年 40 人の取得者を目指し、5 年後（H35）には今年度の 5 倍とする
津波避難訓練参加者数	人	2,053	3,000	平成 29 年度実績に対し、5 年後に 1.5 倍とする

部門別計画

- ・ 陸前高田市地域防災計画
- ・ 陸前高田市国民保護計画
- ・ 高田松原津波復興祈念公園基本計画

■ 自主防災組織率及び組織数の推移

（単位：％・団体）



基本政策 7	消防・救急体制の充実を図る
--------	---------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員数の減少による地域防災力の低下が懸念されています。また、消防団員が安全に消防活動を遂行できるよう、装備や環境の整備も必要です。 ・ 急病人やけが人などに遭遇した場合の応急手当や救命処置について、中学生から高齢者までの幅広い年代に対し、普及に取り組んでいます。 <p>また、火災を未然に防ぐための防火講話や消火訓練を自治会や事業所などで実施しています。</p> <p>今後も継続して知識や技術の定着を目指していく必要があります。</p>

基本事業の方向	主な取組内容
消防団員の確保	消防団の必要性に関する市内事業所への意識啓発の実施により、入団しやすい環境づくりを推進します。
消防団員の安全対策	消防団員の装備の充実や消防活動技術・安全管理能力の向上により安全対策を推進します。
応急手当方法などの普及	応急手当方法などの普及により知識・技術の定着化促進を図ります。
防火思想の普及	幼少期から防火に対する関心を持って学べる場の提供に努めます。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
消防・救急体制に満足している人の割合	%	84.3	87.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に87%となることを目指す
消防団員数	人	631	631	現状維持を図る
救急講習受講者数	人	855	855	〃
防火講習等受講者数	人	2,984	2,984	〃

部門別計画

なし

基本政策 8	交通安全を推進する
--------	-----------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の交通事故の発生状況を見ると、高齢者が関係した事故が多くなっています。高齢者の交通安全教育として、高齢者が利用する交通手段の特性を理解するための参加・体験・実践型の講習会を開催し、より一層の交通安全意識の高揚を図る必要があります。 ・市民一人ひとりが、交通安全の確保を自らの課題として認識していく必要があります。 ・より安全な交通環境の整備に向け、地域の交通情勢を踏まえ、行政・関係団体・学校・保護者・住民との情報共有や協働を今後も継続していきます。 ・歩行者や自転車・車いす利用者など、全ての方が安全・安心で快適に利用できる道路環境の整備が必要です。 ・カーブミラーやガードレールなど、安全・安心なまちづくりに必要な交通安全施設の整備を順次進める必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
高齢化や高齢運転者の増加による交通事故への対策	高齢者を対象とした、交通手段の特性に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。
交通安全意識の高揚	幼児から高齢者までが段階的かつ体系的に学べる交通安全教育を実施します。
交通安全施設の整備事業の推進	関係機関との連携による危険箇所などの点検を実施するとともに、道路標識などの交通安全施設の整備の推進を図ります。
通学路交通安全プログラムの充実	児童生徒が安心して通学できる環境づくりの推進を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
交通安全の推進に満足している人の割合	%	48.8	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す
交通事故発生件数	件	434	400	5年後には現状から約10%の減少を目指す

部門別計画

なし



基本政策 9	防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する
--------	-----------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、社会構造の変化により、地域の連帯意識や防犯意識が低下するとともに、振り込め詐欺や架空請求等の特殊詐欺が大きな問題になっています。 また、情報化の進展により犯罪は広域化・巧妙化しており、未成年者や高齢者が犯罪に巻き込まれる恐れがあります。 ・ 犯罪を防止するためには市民の防犯意識を高めることが重要であることから、警察や防犯協会などの関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
防犯活動の推進・体制強化	警察や各地区防犯協会、関係団体との連携による、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の設置・更新による夜間の犯罪や事故の抑止に努めます。
消費者保護と情報提供の充実	出前講座などの開催による市民への消費者保護に関する情報提供を推進します。
各種相談の充実	人権擁護委員や行政相談委員による市民相談を実施します。
人権擁護活動の充実	身近に起こる人権や行政に関する問題を解決に導く取組を実施します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
防犯体制の強化と安心なまちづくりの推進に満足している人の割合	%	57.0	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に65%となることを目指す
刑法犯発生件数	件	37	30	5年後(H35)に現状から約20%の減少を目指す

部門別計画

- ・ 地域安全条例

基本政策 10	自然環境の保全に努める
---------	-------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の影響で、高田松原が消失するなど、本市の環境は大きく変化しました。また、住環境やコミュニティも震災前と比べて大きく変化し、震災前に実施していた清掃活動や環境教育の一部ができない状況にあります。 ・ 昨今のゲリラ豪雨など、河川や急傾斜地の保全が急務となっており、土砂災害や洪水などの発生を抑制するとともに、環境保全に努めていきます。

基本事業の方向	主な取組内容
自然環境の保全	清掃活動や自然観察会などを通じた自然環境保全意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域の連携による小中学生への環境教育を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
自然環境の保全に満足している人の割合	%	68.4	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に75%となることを目指す
川の環境基準(BOD75%値環境基準)	mg/l	1.3	1.0 以下	現状から30%程度の改善を目指す
海の環境基準(COD75%値環境基準)	mg/l	1.6	1.5 以下	現状から10%程度の改善を目指す
環境教育・出前講座の開催回数	回	—	2	震災前の約30%の水準を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市環境基本計画

基本政策 11	ごみの減量と資源の活用を図る
---------	----------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の分別区分を徹底することにより再資源化を進めるとともに、家庭系生ごみ処理機の購入助成等により減量を図る必要があります。 ・ ごみ処理に要する費用は高額であることから、ごみの排出量を抑制する必要があります。 また、平成 23 年度からは可燃ごみの広域処理が行われています。 ・ 地球規模での環境問題が深刻さを増す中、ごみを減らし資源を有効活用するためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の 3 R を積極的に推進し、市民、事業者、行政が一体となった取組が必要となっています。 ・ 環境負荷の少ない新エネルギーを積極的に導入することが求められており、市民や事業所への太陽光発電システムや木質バイオマスストーブなどの導入を今後も促進していく必要があります。 ・ 災害時における必要最低限の電力の確保と、平常時における再生可能エネルギーを活用した環境との共生やエネルギーの地産地消を図るため、自立・分散型エネルギー供給システムの構築について検討を行っています。

基本事業の方向	主な取組内容
ごみ減量化の推進	ごみの発生抑制に向けた意識啓発の推進を図り、ごみ減量に関する市民からの意見を事業への反映に努めるとともに、生ごみ処理容器などの購入費助成により生ごみの減量促進に取り組めます。
再生物の再資源化	集団資源回収の奨励により再資源化の促進を図ります。
新エネルギーの利用促進	住宅・事業所への太陽光発電システムや、木質バイオマスストーブなどの普及による新エネルギーの利用促進を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
ごみの減量と資源の活用に満足している人の割合	%	58.2	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に70%となることを目指す
市民1人1日当たりのごみ排出量	g	619	610	現状から約1%の減少を目指す
新エネルギー利用促進助成件数	回	40	40	現状維持を目指す

部門別計画

- ・ 一般廃棄物処理基本計画
- ・ 陸前高田市環境基本計画



まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

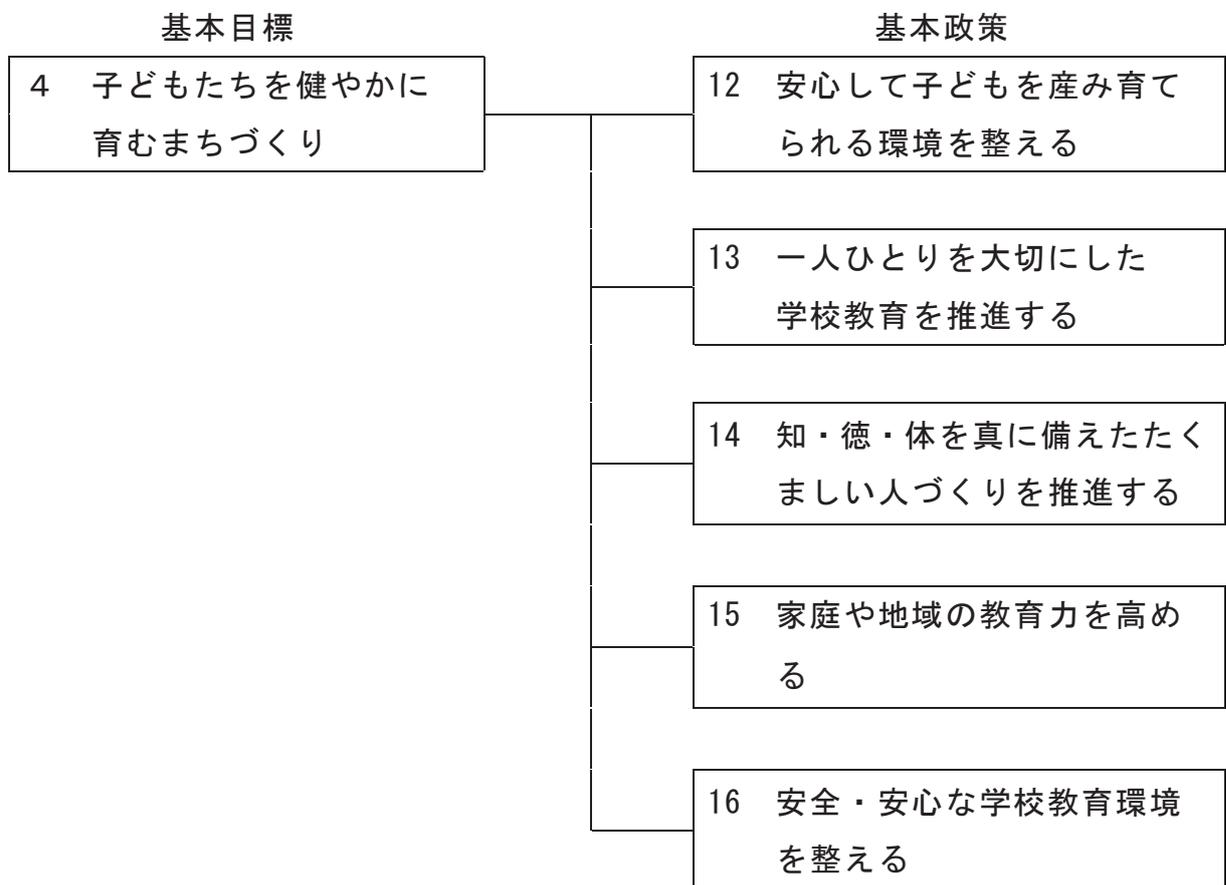
1 基本目標

4 子どもたちを健やかに育むまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 12	安心して子どもを産み育てられる環境を整える
---------	-----------------------

現 状 と 課 題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災前に策定した児童育成計画により、子育て支援に関する様々な施策を実施してきましたが、出生数の減少傾向に歯止めがかからず、20年前と比較してほぼ半減しています。 ・ 安心して出産できるよう、妊娠・出産に関する情報の提供や妊婦健康診査、両親学級、祖父母学級などを実施しています。 また、出産後の継続的な支援として、子どもの成長・発達にあわせ、療育・子育て支援や思春期保健などを実施しています。今後も地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業を充実することが必要です。 ・ 核家族化が進行する中、保護者への子育てに関する負担は増大しています。 ・ 夫婦共働き世帯の増加により、保育所への入所の低年齢化や放課後児童クラブの利用児童数の増加など、出生数の減少に反してその需要は年々高まっています。 ・ 子どもを取り巻く環境としては、家庭の貧困が学習、生活、就業等の面で影響や問題を生み出す要因となる可能性があることから、障がいや発達への支援が必要な子どもについては、早期の気付きから支援につなげ、障がいの状態に応じた適切な支援が求められています。 ・ 児童虐待については、虐待が重篤化する前の相談支援や関係機関との連携の充実が必要です。

基本事業の方向	主な取組内容
子育て環境の積極的支援	<p>育児相談の窓口となる子育て支援センターの設置や学童保育に関する要望を踏まえた未設置地区などへの働きかけを行うとともに、出生時や就学時における商品券の給付による経済的支援を行います。</p> <p>また、子どもの貧困に関する実態把握をした上で対策を検討・実施するとともに、児童が安心して遊べる場所の確保・整備を図ります。</p>

基本事業の方向	主な取組内容
保育サービスの充実	少子化に対応した保育所のあり方を検討するとともに、病後児保育・休日保育の実施や一時預かり・延長保育の拡充により、多様化する保育サービスに対応していきます。 また、子育て支援員養成研修の実施により、市民総参加型子育て支援を推進します。
ひとり親等の家庭への支援	ひとり親家庭への児童扶養手当の給付により経済的支援を図るとともに、医療費助成等により健全な児童の育成を支援します。 また、ひとり親支援員の配置により就労・経済面に関する相談への適切な助言・指導を行います。
障がい児や発達支援が必要な児童への支援	児童発達支援や放課後児童デイサービスの実施により障がい児や発達支援が必要な児童へのケアを充実するとともに、障がい児のライフイベント等における円滑な支援を継続していきます。
虐待のない地域づくりの推進	家庭児童相談室の設置により近親間における虐待の予防啓発に努めるとともに、虐待発生時に迅速な対応が可能な体制を整備します。
母子保健事業の充実	各種健診・教室・相談事業の充実を図るとともに、周産期医療情報ネットワークシステムの活用により妊婦への早期介入支援や赤ちゃん訪問を実施します。 また、高度な不妊治療を希望する人の負担を軽減するための施策の充実を図るとともに、関係機関との連携により子どもの健康づくりに関する必要な支援や情報提供を図ります。
思春期保健事業の充実	障がいの有無や性的マイノリティに関わらず人間関係を築ける若者の育成を図るとともに、妊娠・出産・育児・性に関する基本的知識の普及により生命を尊重し思いやりをもった心の育成を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
子どもを産み育てる環境に満足している人の割合	%	41.2	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
出生数	人	94	110	人口減少が見込まれる中、少しでも増加するよう取り組んでいく
児童公園等の整備（累計）	箇所	4	6	5年後（H35）までに2箇所の整備を目指す
U・Iターン者数 ^{※11}	人	55	100	毎年10人程度の増加を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市子ども・子育て支援事業計画
- ・ みんなの子ども計画（母子保健計画）
- ・ 健康りくぜんたかた 21 プラン（第2次）
- ・ 食育推進基本計画

※11 U・Iターン…大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方に移住する形態を指す。



基本政策 13	一人ひとりを大切にした学校教育を推進する
---------	----------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災以降、児童生徒の心のケアを最重要課題として取り組んできましたが、サポートが必要な子どもの数は減少していないことから、引き続き中長期的な視点から組織的・継続的に支援していく必要があります。 ・ 児童生徒数が減少している一方、学習・生活面で配慮を要する子どもの数は増加傾向にあることから、特別支援学級の設置のほか、特別支援教育指導補助員を各校に配置しています。 ・ 学校不適応（不登校）の児童生徒が毎年一定数出現しているため、適応支援教室を設置し、不適応解消のための相談活動や学習支援などを行っています。 ・ 市内の小中学校におけるいじめの認知件数は、毎年十数件となっています。児童生徒への意識調査によると、「いじめのない学校」は多くの児童生徒の強い願いであることから、根絶に向けた計画的・組織的な取組を継続していく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
長期にわたる児童生徒の心のケアの実施	震災等の影響によるストレスを抱える子どもたちへの組織的・継続的な支援により、心のケアや教育相談活動の充実を図ります。
配慮を要する児童生徒への支援の充実	配慮を要する子どもたちの支援や交流学习を積極的に行うことにより、ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの具現化を図るとともに、すべての子どもが豊かに学べる教育環境の実現を目指します。
学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援	学校・スクールカウンセラー・教育相談員・適応支援員の連携により、学校不適応児童生徒の学校復帰に向けた相談活動や学習支援を行います。
いじめのない、いじめを許さない学校づくりの推進	学校・保護者・関係団体の連携により、いじめ防止の啓発や対策に関する実効的な取組を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
一人ひとりを大切に した学校教育の推進に 満足している人の割合	%	62.2	70.0	市民満足度調査において 「満足している」又は「や や満足している」と答え た市民の割合が5年後 (H35)に70%となること を目指す
「こころとからだの健康 観察」における要サポート 児童生徒の割合	%	小 12.9 中 11.2	小 10.9 中 9.2	現状から2%の減少を目 指す
学校不適応児童生徒出現 率	%	小 0.13 中 2.65	小 0.00 中 2.35	現状においても全国の水準 を下回っているが、更なる 減少を目指し、小学校は 不適応ゼロを目標とする
いじめ解消率	%	80.0	100.0	いじめの根絶を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第9次教育振興基本計画



基本政策 14	知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する
---------	---------------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の児童生徒の学力は、県平均や全国平均を若干上回っており、学力の定着状況は概ね良好です。 ・東日本大震災以降、震災の体験から得た生命の大切さや思いやり、郷土を愛する心を育む道德教育や特別活動の充実が図られています。 ・運動能力調査の結果によると、本市の児童生徒は、多くの種目で県平均を上回る結果となっています。 <p>また、運動が好きな児童生徒と苦手な児童生徒が二極化しているといった課題も指摘されています。</p>

基本事業の方向	主な取組内容
確かな学力を育む教育の推進	生きる上での知恵やたくましく生き抜くための力の育成を全教育活動の中で展開することにより、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
豊かな心を育む教育の推進	道德の授業などにおいて、自然体験やボランティア活動をはじめとする様々な体験活動等を推進します。
健やかな体を育む教育の推進	楽しみながら運動することで体力を向上することができる学校体育の充実を図るとともに、安全・安心な学校給食の提供と食育を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりの推進に満足している人の割合	%	70.4	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に75%となることを目指す
学習定着度状況調査における「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合	%	小 92.1 中 77.2	小 93.1 中 78.2	現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
「人の気持ちができる人間になりたい」と思っている児童生徒の割合	%	小 66.0 中 80.0	小 68.0 中 82.0	現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す
体力・運動能力調査の総合評価全5段階のうちA・B・C段階の児童生徒の割合	%	小 76.0 中 82.7	小 78.0 中 83.7	〃

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第9次教育振興基本計画



基本政策 15	家庭や地域の教育力を高める
---------	---------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化などによる地域のつながりの希薄化や、子育てや家庭教育について学ぶ機会の減少など、家庭教育の質的向上が課題となっています。 また、社会全体で家庭教育支援に取り組む体制づくりの必要性が増していることから、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力の向上を図っていくことが必要です。 ・子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立している保護者に対し、相談できる相手とのつながりを持つ機会が求められています。 ・子どもの成長に応じて家庭教育の課題も変わってくることから、誕生から自立までその時々に応じた「学び」を支援していくことが重要です。 ・異なる年齢の子どもや異世代の地域の人々との関わりの中で、様々な体験の機会を提供して、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通じて情操を養うなど、子どもを育てていく環境を整備することが求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
たくましい子どもを育てる家庭教育の支援	子育てに関する知識や技術の普及により家庭の教育力の向上に努めるとともに、子育てに関する悩みを持つ保護者同士が交流できる機会を提供することなどにより、支援ネットワーク体制の構築を図ります。
地域全体で子どもを育てる環境づくり	学校・家庭・地域の連携・協働での子育て環境づくりにより、学校教育の充実や生涯学習社会の実現、地域の教育力向上を図ります。
青少年の健全育成活動の推進	多様な体験活動の機会を提供することにより、次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、中高生のボランティア活動を通じた職場体験により、事業所等と連携したキャリア教育を推進します。
学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進	目標やビジョンを共有して協働による教育に取り組むことにより、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
家庭や地域の教育力に満足している人の割合	%	69.9	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に75%となることを目指す
各種学級等参加者数	人	1,934	1,940	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする
各種学級等参加者の評価	%	77.0	80.0	5年後(H35)に3%の増加を目指す
学校支援地域本部の設置数(累計)	箇所	9	10	市内の全ての小学校及び中学校単位での設置を目指す
学校支援ボランティアの登録者数	人	100	110	学校支援地域本部の設置数増加に合わせて、1割程度の増加を目指す
たかた子どもキャンパス※ ¹² の参加者数	人	212	220	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第9次教育振興基本計画

※12 たかた子どもキャンパス…子どもたちが学習活動や文化体験活動、地域住民との交流活動などに取り組む機会を提供する土曜子ども教室。



基本政策 16	安全・安心な学校教育環境を整える
---------	------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災機能の強化については、全ての小中学校に非常用品が整備・保持されているとともに、非常通信手段として停電時でも使用可能な衛星電話が配備されています。 ・ 通学路の安全性の確保に向けて、通学路合同点検を実施することにより、危険個所の把握や改善に向けた対策を講じています。 また、浸水区域や遠距離通学への対応として、スクールバスを運行しています。さらに、通学路の状況も刻々と変化するため、定期的な状況把握や安全指導の徹底が必要です。 ・ 震災の教訓を踏まえ、市独自の防災教育副読本を作成し、防災教育が各校で展開されています。今後、震災の教訓を風化させず、語り継いでいくための防災教育のあり方が課題です。 ・ 災害に強い安全なまちづくりに向け、防潮堤などの整備を進めていますが、未完成の箇所があることから、震災時に浸水した区域に立地している学校については、緊急時の対応などの安全対策を徹底する必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
小中学校の安全と教育環境の整備	学校施設の安全管理の徹底や学校の防災機能の強化、設備面の充実、情報モラル教育の推進等により、安心して学べる教育環境を形成します。
通学路の安全性及び利便性の保障	関係団体が連携した登下校の安全確保により、安全対策を推進します。
自らの命を守り抜くための防災教育の推進	防災教育副読本を活用した実践や家庭・地域と連携した取組を推進することにより、自らの命を守り抜くために主体的な行動ができる能力の習得を支援するとともに、安全・安心な社会づくりに貢献できる態度の養成に努めます。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
学校教育環境に満足している人の割合	%	66.0	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に70%となることを目指す
通学路安全点検危険箇所改善率	%	35.0	40.0	現状から5%増を目指す
学校教育計画の中に防災教育を位置づけ、実践に取り組んでいる小中学校の割合	%	100.0	100.0	現状を維持し、防災教育の継続を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第9次教育振興基本計画



まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

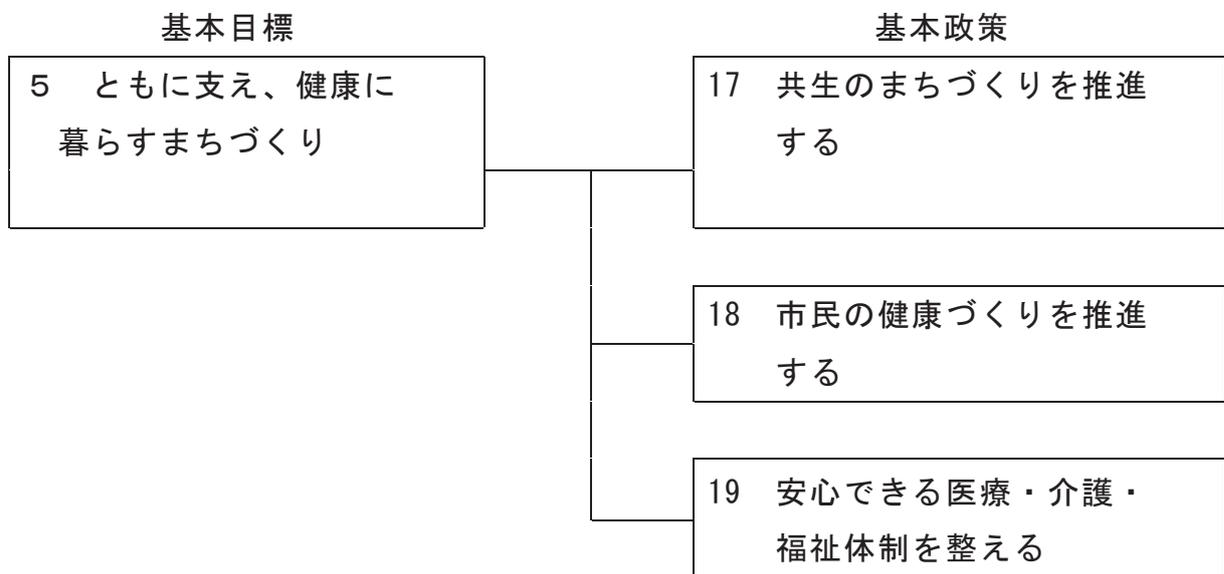
1 基本目標

5 ともに支え、健康に暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 17	共生のまちづくりを推進する
---------	---------------

現 状 と 課 題

- ・震災後に整備される公共施設だけでなく、新たに中心市街地などに立地する商業施設や事業所なども含め、まち全体がユニバーサルデザインに配慮された「すべての人にやさしいまち」にしていくことが必要です。
- ・障がい者スポーツ競技者、競技活動を支援する人の育成が課題となっています。
- ・ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりを進めており、相互理解のための各種講演会などのイベントの開催や、公共施設のほか民間事業者に対してもユニバーサルデザインチェックリストを基にした店舗づくりを要請しているところです。
- ・復興に伴って新しい環境で生活する人が増えていくことから、全ての人々が安心して住みやすいまちで暮らせるようにするためには、同じ地域に住む障がいのある人とない人とが、互いに理解し合い、共に支え合って生きる「共生のまち」を実現することが重要となります。そのためには、ソフト面では教育や啓発、協働活動を通じて障がい特性や障がいのある人に対する理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」を進めることが必要となります。また、ハード面では、障がいのある人だけでなく、高齢者や妊産婦など誰でも生活しやすい環境整備のため、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりも必要となります。
- ・平成 27 年に国連サミットにおいて採択された国際目標である「SDGs（エス・ディー・ジーズ）^{※13}」（持続可能な開発目標）において、「誰一人取り残さない」という理念のもと、全ての国が社会・経済・環境について統合的に取り組んでいくこととされています。このような「誰一人取り残さない」という理念は、本市の「ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり」に相通じる考え方であることから、SDGs の観点も踏まえて、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。
- ・東日本大震災以降、強いコミュニティ性を喪失した又は希薄化した地域が多くあることから、児童・高齢者・障がい者などを含め、市民相互のつながりを深め、これを基盤として各地域コミュニティとのつながりを深めていくことが重要となっています。

※13 SDGs（エス・ディー・ジーズ）…Sustainable Development Goals の略。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、2030 年までの世界目標。17 分野にそれぞれのゴール（目標）が設定。

- ・生活に困窮している方が、早期に関係機関に相談できるよう、民生委員、社会福祉協議会などと連携し、潜在的な世帯を含め、生活困窮世帯の把握に努めます。また、被保護世帯については、自立助長に資する相談、助言、指導を積極的に行い、伴走型支援を充実する必要があります。
- ・高齢化の進展と高齢者独居世帯の増加により、介護サービスに対するニーズはますます高まっています。
- ・既存の介護サービス提供事業所は人材不足が深刻なため、サービス提供や施設整備に影響が生じており、人材確保のための方策や専門職を補完するための体制整備が求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
ユニバーサルデザインの推進	障がいのある人やその家族が暮らしやすいユニバーサルデザインを考慮したまちの形成を目指し、公共施設を整備する際にはユニバーサルデザインに配慮するとともに、ユニバーサルデザインチェックリストに基づく個人店舗や事業所のユニバーサルデザイン化を促進します。また、施設のユニバーサルデザイン化や市民を対象としたユニバーサルマナー研修を開催することにより、ハードもソフトもやさしいまちづくりを推進します。
すべての人がスポーツに親しむ環境の整備	すべての利用者に対応したスポーツ施設を整備するとともに、障がい者スポーツなどすべてのスポーツを支える人（サポーター）の養成・育成支援体制の充実を図ります。
共生のまちづくりの推進	障がいのあるなしに関わらず人々が交流できる機会を増やすことにより互いに助け合える関係の構築を図るとともに、障がい特性などに関する情報を提供することにより障がいに対する理解を促進していきます。また、障がいのある人について検討する際に当事者が参画できる体制づくりを促進していくとともに、SDGsの観点を踏まえた共生のまちづくりを推進していきます。
安心して暮らせる環境の整備	自宅で安心して生活できる障がい福祉サービスの利用促進を図ります。
自立した生活の構築	障がいのあるなしに関わらず自分に適した仕事に就けるための支援体制を整備することにより自立を促進していくとともに、支援者が不在となった場合においても自立した生活を営めるための支援体制の構築やユニバーサル就労の推進を図ります。

基本事業の方向	主な取組内容
児童と高齢者や障がい者との相互理解の促進	児童と高齢者や障がい者との交流により相互理解の促進を図ります。
地域共生社会の推進	住み慣れた地域で住み続けられる持続可能な支え合いのシステムを構築するとともに、それを実現するための協議の場を設置します。
相談機能の充実	民生委員や社会福祉協議会との連携をさらに推進し、相談機能の充実を図ります。
生活困窮者の早期発見・支援	自立相談支援を窓口に家計相談支援で収支の改善を図り、就労準備支援事業により経済的生活基盤を立て直し、生活全般のサイクルを再構築した上での就労を促進します。
自立助長のための支援充実	稼働能力の有無を把握・確認した上で、就労による自立助長のための支援の充実を図ります。
健康寿命の延伸	疾病予防や生きがいづくり、介護予防の普及啓発により心身の健康増進を図ります。
高齢者の生活支援の推進	ニーズ把握により高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合いや地域での見守りなどによる日常生活上の多様な支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加を推進します。
高齢者の地域包括ケアシステム ^{※14} の深化・推進	介護予防から重度化予防までの連続的・効果的な支援を行うことにより、医療・介護・福祉の連携による取組をさらに推進します。
高齢者の計画的なサービス基盤の整備	ボランティアやNPOなど多様な主体が重層的な生活支援体制を整備することにより、サービスの利用を促進するとともに、介護需要を適切に把握することにより、計画的な施設整備と人材確保を推進します。

※14 地域包括ケアシステム…高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
共生のまちづくりの推進に満足している人の割合	%	45.6	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す
再建した店舗のうちユニバーサルデザイン認証を受けた店舗の割合	%	—	50.0	5年後(H35)に50%達成を目指す
就労困難者就労者数(累計)	人	6	25	毎年3人程度の増加を目指す
はまかだスポット数(累計)	箇所	314	350	現状から年間10箇所程度の増加を目標とする

部門別計画

- ・ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン
- ・ユニバーサルデザインチェックリスト
- ・教育振興基本計画
- ・陸前高田市障がい者福祉計画
- ・第5期陸前高田市障がい福祉計画
- ・第1期陸前高田市障がい児福祉計画
- ・陸前高田市地域福祉計画
- ・陸前高田市高齢者福祉計画
- ・第7期介護保険事業計画



基本政策 18	市民の健康づくりを推進する
---------	---------------

現 状 と 課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりを進めるため、保健推進員や食生活改善推進員などとの連携による健康づくりに対する市民意識の高揚を図り、健康づくり活動が活発に展開されるよう、地域のつながりの強化や生活の質の向上に努めるとともに、介護・自殺予防などを通じた地域づくりとして取り組んでいる「はまってけらいん、かだってけらいん運動」をさらに推進していく必要があります。 ・若年期から生活習慣を改善することや、がん等の疾病を早期に発見することが生活習慣病予防や早世予防に重要であることから、市民が受診しやすい検診体制の確立と事後指導などの充実が求められています。また、受診率・事後指導実施率の向上を図って治療につなげることにより、脳卒中や心不全・腎不全などの重症化を予防し、健康に日常生活を営むことができる期間（健康寿命）を延ばしていくことが重要です。 ・就労者の心身の健康増進を図るため、産業リハビリテーション^{※15}などに取り組み、就労環境における病欠率を低下させることが必要です。 ・市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、健康づくりを推進するために、陸前高田市総合交流センターなどの利用を促進するとともに、学校体育施設の開放事業をさらに推進するなど、スポーツ施設の整備・利用促進に努めます。 ・スポーツ・レクリエーション活動やニュースポーツの普及を図るため、各種スポーツ教室の開催や出前講座などへの指導者の派遣などを行っています。 ・競技スポーツの普及や底辺拡大に資するために各種大会を開催するなど、大会の開催を奨励しています。 	

基本事業の方向	主な取組内容
はまってけらいん、かだってけらいん運動の推進	陸前高田市未来図会議の開催や、地域支えあい協議体活動の実施、はまかだスポットガイドの活用・更新、はまかだ運動の普及啓発、各分野の関係機関との連携による乳児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスの提供、健康づくりボランティアなど市民の主体的な取組を支援することによる地域の健康づくり活動の充実を図ります。

※15 産業リハビリテーション…就労者の労働災害や疾病、高齢労働者の就労能力の低下といった健康面の課題を解決するためのリハビリテーションの手法。

基本事業の方向	主な取組内容
疾病の重症化予防	特定健診・がん検診・人間ドック等の各種検診の受診を促進することにより、市民の生活習慣の改善を支援します。
多種多様なスポーツ団体の育成、競技力の向上等	多種多様なスポーツ団体や指導者を育成・確保することにより、競技力の向上に向けた体制の確立を図ります。
市民のスポーツの機会の創出	スポーツやレクリエーション、ニュースポーツ、障がい者スポーツなど、市民がスポーツに親しむ環境を醸成するとともに、スポーツを行う機会の創出を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
市民の健康づくりの推進に満足している人の割合	%	80.2	85.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に85%となることを目指す
介護予防教室の参加者数	人	3,715	4,000	今後増加が見込まれる高齢人口の約50%を目標とする
チャレンジデー参加率 ^{※16}	%	76.1	75.0	震災後の過去5年間の平均(73.7%)以上の参加率の維持を目標とする
スポーツ教室等参加者数	人	56	600	平成30年度に総合交流センターを供用開始し、スポーツ教室の開設を拡充したことから、平成30年度の見込み(495人)の20%増を目標とする
夢アリーナたかた(総合交流センター、B&G海洋センター)利用者数	人	—	160,000	県内沿岸市の体育館の平均利用者数と、震災前のB&G海洋センターの利用者数の合計人数を超える利用者数を目標とする

※16 チャレンジデー…毎年5月の最終水曜日に世界中で実施される、住民参加型のスポーツイベント。人口規模がほぼ同じ自治体同士が午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合う。

部門別計画

- ・教育振興基本計画
- ・健康りくぜんたかた 21 プラン（第2次）
- ・陸前高田市こころの健康づくり計画（陸前高田市自殺対策計画）
- ・第2期データヘルス計画
- ・第3期特定健康診査等実施計画



基本政策 19	安心できる医療・介護・福祉体制を整える
---------	---------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業医が減少するとともに、県立高田病院においても医師の確保に苦慮しており、高齢化の進展や医療の高度化などによる地域の医療需要の増大に十分に対応できていません。 ・ 大規模災害発生時においても適切に医療救護活動が行える体制の整備が求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
地域医療の充実	医師の確保と診療体制の充実について、県立高田病院に働きかけを行うとともに、医療機関との連携により在宅医療希望者への支援を行います。また、身近な「かかりつけ医」の必要性の周知により、適切な医療を素早く受けることができる仕組みを構築していきます。
医療救護体制の整備	医療機関等との連携により、災害時や非常時における適切な医療救護活動を実施するとともに、AEDの普及・啓発を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
医療・介護・福祉体制に満足している人の割合	%	48.1	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す
気仙地区の医師数(10万人当たり)	人	156	160	毎年1人程度の増加を目指す
未来かなえネット登録者数 ^{※17}	人	3,333	3,800	現状から年間100人の増加を目標とする

※17 未来かなえネット…気仙管内の医療・介護・福祉機関などで構成される一般社団法人未来かなえ機構が運営する、登録した患者の既往歴や服薬状況などを医療・介護・福祉機関などが共有することにより、治療・介護の効率化などを図る仕組み。

まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

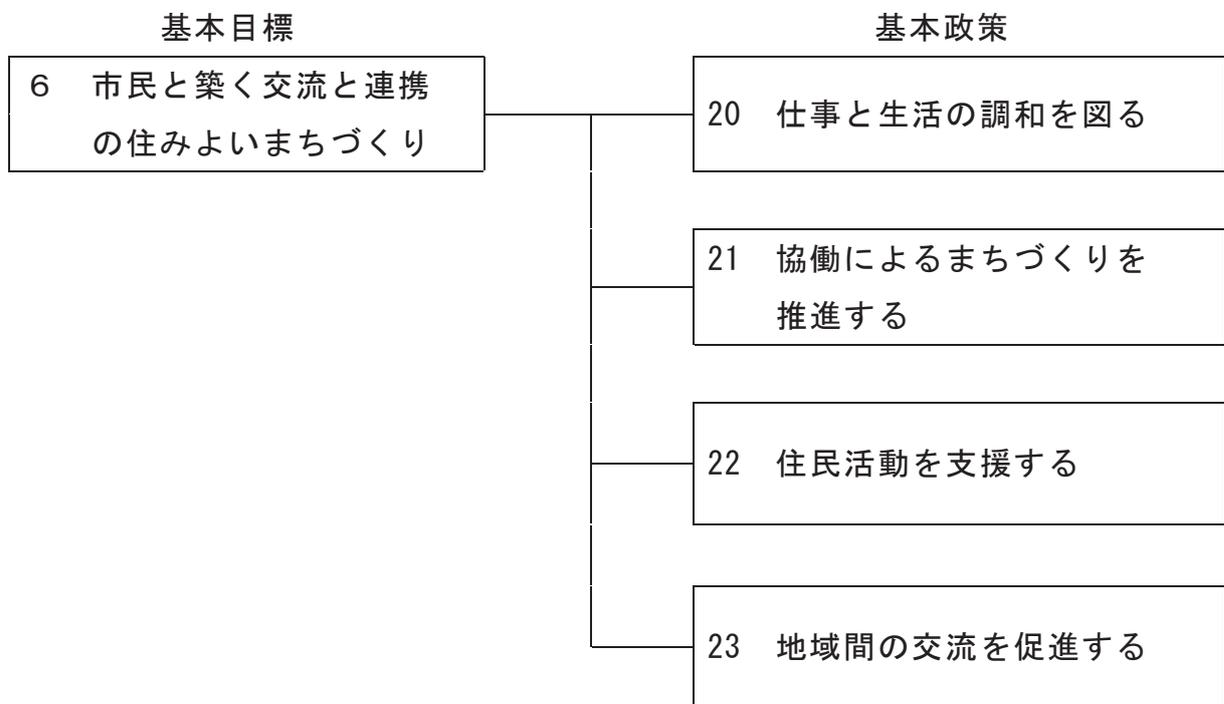
1 基本目標

6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

都市間の交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、地域課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 20	仕事と生活の調和を図る
---------	-------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるように取り組んでいく必要があります。 ・ 個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力を發揮し、それぞれが活躍できる男女共同参画社会の実現に対する期待は高まっています。 ・ 男女共同参画サポーターの育成や活動の活性化に取り組んでいく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス) の推進	働き方改革や子育て環境の改善に関する取組などにより、仕事と生活の調和を推進します。
市民意識の醸成	市内事業者などを対象とした講演会や研修会の開催により仕事と生活の調和に関する意識の醸成を図るとともに、講演会・研修会の開催や広報誌などでの情報発信により男女共同参画を推進します。
審議会等への男女 共同参画の促進	各種審議会や委員会などにおける女性委員の積極的な登用により、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
仕事と生活の調和の推進 に満足している人の割合	%	42.7	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
高等職業訓練促進給付費等事業※18（ひとり親家庭対象）の受給者数	人	1	2	毎年2人程度の受給を目指す
仕事と生活の調和に関する講演会等の参加者数	人	—	100	毎年10人ずつの増加を目指す
各種審議会等における女性委員の登用率	%	17.7	20.0	5年後に全委員の5分の1が女性委員となることを目指す
仕事と家庭の両立支援行動計画策定登録数	件	5	20	毎年3件程度の増加を目指す

部門別計画

なし

※18 高等職業訓練促進給付費等事業…母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合に、所得に応じて給付金を支給する制度。

基本政策 21	協働によるまちづくりを推進する
---------	-----------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災による自治会等の解散、住宅再建に伴う他地域からの移転者の増加、ライフスタイルやワークスタイルの変化、少子高齢化などを要因に、地域の連帯感の希薄化や自治活動の機能低下などが見られ、地域コミュニティ形成への影響が懸念されています。 ・ 持続性を高めて活力ある地域社会を形成していくためには、目的別の団体との協働・連携に努め、長期的な視点をもって活動に取り組むことができる担い手を育成し、市民と行政が共通認識のもと、互いに地域課題を的確に把握しながら、対等の立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域づくり活動を推進していく必要があります。 ・ 市民と行政が互いの特性や長所を生かして協働・連携することにより、地域の活性化と効果的・効率的な公共サービスの提供につなげ、従来、行政が行ってきた公共サービスを見直し、多様化する市民ニーズへの対応についても、それぞれの役割分担のもと、協働にふさわしい領域として拡大していくことが必要です。

基本事業の方向	主な取組内容
「協働によるまちづくり」における共通指針の策定	協働に関する共通の認識を持ってまちづくりに取り組むための基本となる考え方や役割などを示した共通指針を策定します。
「協働によるまちづくり」推進体制の構築	市・各種地域団体・まちづくり団体による分野別意見交換会などの開催や協働によるまちづくりの推進体制を構築することにより、協働対象分野の拡大を図ります。
まちづくり団体(NPO等)による地域活動の支援	まちづくり団体が自主的・主体的に行うまちづくり事業に対して支援することにより、まちづくり活動と地域活性化を推進します。
「協働によるまちづくり」における新たな担い手の育成	市民・各種地域団体・まちづくり団体を対象とした研修会・フォーラムなどを開催するとともに、地域との継続的な関係を持ち続けている「思民 ^{※19} 」との交流などを通じた新しい担い手の育成を図ります。

※19 思民…震災後にボランティアや視察のために陸前高田市を訪れた人や、ふるさと納税に協力いただいた人など、本市に関心と愛着を持ち続けている人。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
協働によるまちづくりの推進に満足している人の割合	%	62.1	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に65%となることを目指す
まちづくり団体活動補助金による支援件数	件	—	5	支援制度を創設し、年5件の支援件数を目指す
協働によるまちづくりに関する研修会等の開催数	回	—	2	5年後までに年2回の開催を目指す

部門別計画

なし

基本政策 22	住民活動を支援する
---------	-----------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ推進協議会を中心としたまちづくりを進めており、自主的な運営のもとに地域の特性を活かした活動への支援や、地域が抱える課題などに関する把握、関係機関との連絡調整などが必要となっています。 ・市民が主役のまちづくりを進め、地域社会の維持・存続を図っていくためには、地域づくりの活動の拠点としてだけでなく、災害時には避難所としての役割を担うなど、重要な施設であるコミュニティセンターや自治会館などの適切な整備・改修を行う必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
住民による地域活動の推進	自治会館については、地域コミュニティの最小単位である自治会などの活動拠点や災害時における地域の防災拠点としての役割を果たすことから、被災した施設の再建と併せ、改修などに要する経費の一部について支援します。
新たなコミュニティ推進体制の構築	コミュニティ推進協議会を中心とした地域の活動を支援することにより、地域コミュニティの推進体制の強化を図ります。
各地区コミュニティセンターの適切な管理運営	地域の実情などを踏まえ、各地区住民の総合的な活動拠点となるコミュニティセンターの適切な管理運営方法について検討します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
住民活動の支援に満足している人の割合	%	68.3	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に75%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
コミュニティ活動推進補助金を利用した事業数	事業	—	11	市内のコミュニティセンター全11地区における事業の実施を目指す
自治会館等の整備支援件数（累計）	件	38	62	5年後までは主に被災した自治会館の再建を目指す

部門別計画

なし

基本政策 23	地域間の交流を促進する
---------	-------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災を契機として、愛知県名古屋市や米国クレセントシティ市との友好交流に関する協定や、シンガポールとの2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンに関する覚書を締結し、産業・教育・行政など様々な分野で交流が行われています。また、震災からの復興に向けて本市への支援をいただいている個別自治体や各種団体との様々な交流やイベントの開催支援を行っています。 ・ 各交流都市との関わりを大切にし、お互いの良さの共有や、それぞれが不足している分野の補完など、効果的な交流・連携を進める必要があります。 ・ 人口減少が続く中、地域の活力を維持していくためには、交流人口を拡大していくとともに、市外からの移住・定住を促進していく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
友好都市との交流 や都市間交流の促進	都市間交流や市民同士の交流を促進していきます。
近隣市町村との連携体制の構築	広域的なイベントが開催される際などにおける近隣市町村との連携促進を図ります。
交流人口の拡大、移住・定住の促進	陸前高田に関心と愛着を持つ「陸前高田思民」の拡大と移住・定住に関する情報発信などにより、U・Iターンを促進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
地域間交流の促進に満足している人の割合	%	83.0	85.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に85%となることを目指す
友好都市等交流事業開催数	回	15	20	開催数を年1回ずつ増加することを目指す
【再掲】U・Iターン者数	人	55	100	毎年10人程度の増加を目指す

部門別計画

なし



まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

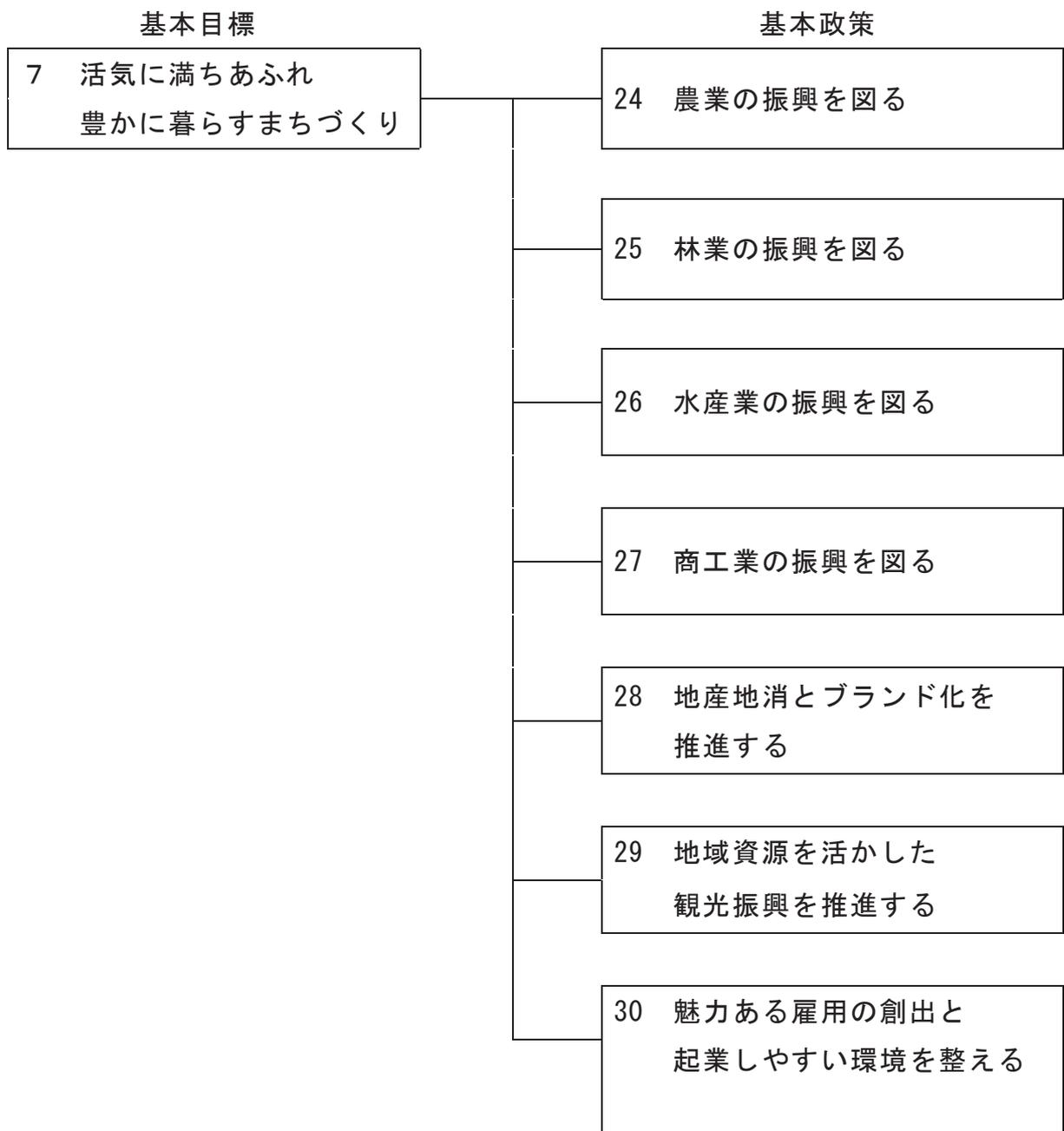
1 基本目標

7 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

地域の特性を生かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 24	農業の振興を図る
---------	----------

現 状 と 課 題

- ・ 県内で最も温暖な気象条件を活かし、単収の高い施設園芸を振興しており、水稲と収益性の高い作目を組み合わせた「陸前高田型農業」を、今後より一層推進していく必要があります。
- ・ 農業の担い手の育成については、農業者の高齢化や担い手不足により後継者数が減少傾向にあることから、総合営農指導センターを拠点として、生産技術・経営手法を指導するとともに、農地や農業用機械などの生産基盤の確保を関係機関と連携しながら進めていくことが重要です。また、U・Iターン者の受入れを推進するためには、住居の確保が一番の課題となっていることから、若年農業者の成功事例をPRしながら、住居や農地の確保に向けて、関係者とのマッチングを図る必要があります。
- ・ 地域ごとの農用地の利用実態に配慮しながら面的集積を推進するとともに、営農の実態などに応じた生産組織の育成を進めていくことが必要です。
- ・ 耕作条件が整わない中山間地域において遊休農地が数多く存在し、集落の景観が損なわれていることから、日本型直接支払制度^{※20}の積極的な導入により、農村コミュニティの維持などを図ることが必要です。
- ・ 狭小なほ場においては効率的な農作業が困難であることから、ほ場整備事業を導入して低コスト化を図る必要があります。また、農業用施設の老朽化が進んでいることから、改修工事などを行い、施設の長寿命化を図る必要があります。
- ・ 流通形態の多様化により、市場からは農業生産工程管理（GAP）^{※21}に基づき生産された農産物の需要が高まっています。

※20 日本型直接支払制度…農業の持つ多面的機能（国土保全、水源涵養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。3つの制度（多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度、中山間地域等直接支払制度）の総称。

※21 農業生産工程管理（GAP）…食品安全、環境保全、労働安全などを目的とする、栽培準備から出荷・調製まで農産物生産の各段階で農業者が守るべき管理基準とその実践のこと。

基本事業の方向	主な取組内容
農業生産体制の構築	農業用機械の導入を支援することにより、農業生産性の向上を促進します。
担い手の育成	総合営農指導センターを拠点とした農業者の育成や、経営再開マスタープランに基づく担い手の育成に努めるとともに、Iターン者の定住に向けた空き家バンク ^{※22} との調整を図ります。
農地の利用集積	効率的・持続的な営農を行うための基盤整備により農地の利用集積を図るとともに、作業の受委託を推進します。
多面的機能の維持	中山間地域などの農地を集落ぐるみで維持することにより、農村の多面的機能の維持と景観形成を図ります。
農業基盤整備の促進	老朽化した農業用施設の維持・改修により、生産の効率化や長寿命化を促進します。
農業生産工程管理（GAP）の推進	農業生産工程管理（GAP）の導入を支援することにより、競争力を強化し、持続可能な農業を推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値（H35）	目標設定の考え方
農業の振興に満足している人の割合	%	36.9	40.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に40%となることを目指す
新規就農者数（累計）	人	1	13	年2人の新規就農者の確保を目指す
たかたのゆめ ^{※23} の栽培面積	ha	56	70	本格作付開始から7年目となる平成31年度に70ヘクタールまで到達し、市場需要の300トンを満たしたうえで、それ以降は作付面積を増やさずに数量限定での販売戦略を進めるため、70ヘクタールの水準を維持することを目指す

※22 空き家バンク…空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

※23 たかたのゆめ…復興支援の一環として、日本たばこ産業株式会社から陸前高田市に寄贈された種もみから育てたオリジナルブランド米。

部門別計画

- ・ 陸前高田市農業振興地域整備計画
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想



基本政策 25	林業の振興を図る
---------	----------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林は、木材生産機能に加え、水源の涵養や災害の防止など多面的な機能を有することから、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進しています。また、地域産材の利用に積極的に取り組むとともに、木質バイオマスや木材加工品への活用など、森林資源の多様な利用を図っています。しかし、木材価格の低迷や、林業担い手の不足などにより、森林所有者が継続的な森林施業に関心を持たない状況です。 ・ 林業担い手の確保・育成については、地域おこし協力隊^{※24}が自伐型林業^{※25}による事業モデルの構築を図っていますが、就業後の住居の確保などが課題となっています。 ・ 継続的な森林施業については、木材価格に比べ多額の再造林コストが必要であることに加え、本市においてはニホンジカによる森林被害対策経費も必要となることから、森林所有者の再造林に対する意欲がさらに低下し、再造林が行われないことが課題となっています。 ・ 特用林産物^{※26}は、放射性物質の影響と生産者の高齢化により、生産が低迷しています。

基本事業の方向	主な取組内容
林業担い手の確保・育成	林業担い手として地域おこし協力隊を確保・育成するとともに、住居の確保を図ります。
自伐型林業の推進	チェーンソーや小型バックホウ等を使用した自伐型林業による事業モデルを構築するとともに、事業の推進により長期的な森づくりを図ります。
再造林の促進	機械地拵え ^{※27} や低密度植栽 ^{※28} 、コンテナ苗 ^{※29} 植栽の実施により、再造林コストの削減を推進します。
ニホンジカ有害捕獲の実施	鳥獣被害対策実施隊がニホンジカ有害捕獲を実施することにより、森林被害の拡大防止を図ります。
特用林産物の生産促進	ほだ場整備に対する補助事業や担い手対策事業の実施とともに、安全・安心な特用林産物の生産を促進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
林業の振興に満足している人の割合	%	37.3	40.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に40%となることを目指す
新規林業就業者数(累計)	人	—	12	毎年2人程度の増加を目指す
自伐型林業により整備した森林面積	ha	—	20	地域おこし協力隊の実績見込みから、3年間で約7ヘクタール整備するものと仮定して5年後の数値を設定
再造林率	%	5.0	20.0	岩手県森林資源循環利用推進ビジョンに準じ、5年間で15%の増加を目指す

部門別計画

- ・大槌・気仙川地域森林計画
- ・陸前高田市森林整備計画
- ・陸前高田市森林経営計画
- ・陸前高田市公共建築物等における木材利用促進方針

※24 地域おこし協力隊…人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることにより、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

※25 自伐型林業…森林所有者が森林組合や伐採業者に経営・管理・施業を委託する従来の林業形態から転換し、林家などが自家伐採を行うことにより採算性と環境保持の両立を図る新たな森林経営手法。

※26 特用林産物…食用のきのこ類、樹実類、山菜類等、うるし、木ろう等の伝統的工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

※27 機械地拵え…バックホウなどの機械により、伐採後に取り残された木の根や枝などを整理して、新たな苗を植栽できるように土地を整理する作業。

※28 低密度植栽…限られた財源で効率的に再造林を行えるよう、植栽本数を減らすことで造林・保育の低コスト化を図る手法。

※29 コンテナ苗…硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。通常の苗に比べ、初期成長が早い、植栽作業に熟練を要しないなどの効果がある。

基本政策 26	水産業の振興を図る
---------	-----------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の水産業を取り巻く環境は、東日本大震災や地球温暖化の影響による海況の変化、全国的に発生している磯焼けや貝毒^{※30}による漁場環境の変化、不漁や資源管理による魚価の上昇など、大変厳しい状況にあります。 ・ 震災後、一部の水産物は震災前の生産量を上回っていますが、水産資源の減少や漁業従事者の不足により、全般的な生産量は減少しています。 ・ 水産業の振興を図るため、安全・安心な水産物の安定供給、漁業の担い手確保、漁家の経営基盤の安定、所得の向上や就業環境の改善、持続可能な水産資源の維持管理、地域水産物のブランド化の推進、漁港や漁業生産施設の計画的な整備等が求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
安全・安心な食の提供、流通・加工業の振興と体制づくり	安全・安心な水産物を供給するとともに、地域水産物のブランド化と流通体制の強化による特色ある水産加工を推進することにより、水産物の消費拡大を図ります。
新規漁業就業者の確保定着と育成	新規漁業就業者に対して積極的な周知を行うとともに、受入体制の整備を促進します。
経営基盤強化の推進	漁業経営基盤の充実・強化を図ることにより、就業環境の改善と所得向上を目指します。
資源管理型漁業の推進	栽培漁業や養殖漁業の振興を図るとともに、海中林の造成などにより資源管理型漁業を推進します。
漁業生産基盤の整備	漁業生産基地となる漁港整備を計画的に実施していきます。

※30 貝毒…ホタテガイやカキなどの二枚貝が有毒プランクトンを捕食することで内臓に毒が蓄積されること。毒化した貝を人間が食べることで食中毒を起こす場合がある。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
水産業の振興に満足している人の割合	%	47.1	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に50%となることを目指す
新規漁業就業者数（累計）	件	9	20	毎年2人程度の確保を目指す
水産加工業新規就業者数（累計）	人	2	7	毎年1人程度の確保を目指す
サケ（気仙川）の水揚量	尾	36,413	38,000	年1%程度の増産を目指す
イシカゲ貝の水揚量	kg	68,127	100,000	陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる目標値の維持を目指す
アワビの水揚量	kg	7,504	7,800	年1%程度の増産を目指す
カキの水揚量	Kg	86,559	90,000	〃
	粒	4,354,201	4,500,000	
ホタテの水揚量	kg	224,947	230,000	〃
ホヤの水揚量	kg	127,531	133,000	〃
ワカメの水揚量	kg	783,624	820,000	〃

部門別計画

- ・陸前高田市水産業振興計画

基本政策 27	商工業の振興を図る
---------	-----------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型商業施設や個店の出店が続いていますが、取り扱われていない品物を購入したい場合に市外での買い物を余儀なくされている状況が見られます。 ・ 震災後のあたらしいまちの基盤が整備され、中心市街地には個人商店などの建設が進んでいますが、今後はより一層の賑わいのために、まちなかエリアへの商店や事業所のさらなる立地を進める必要があります。 ・ 中心市街地の賑わいづくりや本市の地域経済の活性化において、まちなかエリアの両側に広がる利用計画が定まっていない個人の宅地の利用促進が極めて重要です。

基本事業の方向	主な取組内容
テナント事業者本設店舗の建設支援	東日本大震災により大きな被害を受けた中小事業者が事業を再開する際の建設費用を補助することにより、市内の賑わいの創出を図ります。
店舗等ユニバーサルデザインの推進	中小事業者が店舗等のユニバーサルデザイン化を行う際に補助することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
商店街の活性化支援	イベント開催を支援することにより、中心市街地や商店街の活性化を促進します。
土地利活用の推進	土地取引に関する土地所有者・事業者間のマッチングや利用予定のない土地の利活用を推進し、持続的な賑わいを維持するための体制を構築します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
商工業の振興に満足している人の割合	%	49.4	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す
商工会会員数	事業所	535	600	5年後(H35)に震災前の8割程度までの回復を目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
かさ上げ部の土地利活用 予定の割合（面積比）	%	15.9	45.0	5年後（H35）に45%を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市まちなか再生計画
- ・ 陸前高田市都市計画マスタープラン
- ・ 陸前高田市立地適正化計画（仮称）



現 状 と 課 題

- ・「陸前高田まるごとブランド化」に向けて、生産者や事業者と連携して、地域資源を活用した商品開発や生産体制の強化などに取り組むことにより、農林漁家の所得向上につなげていく必要があります。
- ・生産者の所得向上とともに、市外の取引先に販路拡大を進める必要があることから、特産品の販売や地場産品の販路開拓を図るための各種商談会・営業活動、復興関連商品の開発に対して支援しています。
- ・地域の特色ある豊かな農産物があるものの、生産規模が小さく、消費者の需要に十分に応えられていないことから、生産基盤を構築し、本市農産物の競争力の強化を図っていくことが必要です。
- ・安心・安全な地元産食材への需要が高まっていることから、GAP認証取得に向けて、生産から流通まで関係機関が一体となって地産地消に取り組む必要があります。
- ・産直機能の充実を図ることで地元農産物を市内外にPRし、地産地消とともに地産外消を推進する必要があります。
- ・ピーカンナッツ^{※31}の国内栽培に向け、苗木育成の実証事業を行い、「国産ピーカン発祥の地」としての地位を確立する必要があります。
- ・地域木材のブランド化を推進し、住宅等への利用促進を図っていく必要があります。

※31 ピーカンナッツ…クルミ科落葉樹の種実。栄養価が高く、ナッツに含まれる抗酸化物質はアルツハイマー病予防に役立つ可能性があるとしてされている。

基本事業の方向	主な取組内容
地場産品販路開拓支援	全国各地の生産者と交流を図る店舗に本市の特産品を出荷することにより、地場産品の販路開拓を支援します。
地域の特性を活かしたブランド化推進	たかたのゆめ及び広田湾産イシカゲ貝などの生産から消費までを通じた普及拡大を図ります。
安心・安全な地元産食材の提供	関係機関と連携してのGAP認証取得に向けた産地のレベルアップに努めることにより、食の国際競争力向上を図ります。
産直機能の充実	道の駅高田松原に地域振興施設を整備することにより、地元産食材の市内外へのPRを図ります。
ピーカンナッツによる農業再生と地方創生	ピーカンナッツの苗木育成や健康効果の検証・普及を行うとともに、観光農園を開設することにより、農業の多面的機能の発揮と地方創生の先進モデルの構築を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値(H35)	目標設定の考え方
地産地消とブランド化の推進に満足している人の割合	%	62.6	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に65%となることを目指す
【再掲】たかたのゆめの栽培面積	ha	56	70	本格作付開始から7年目となる平成31年度に70ヘクタールまで到達し、市場需要の300トンを満たしたうえで、それ以降は作付面積を増やさずに数量限定での販売戦略を進めるため、70ヘクタールの水準を維持することを目指す
【再掲】イシカゲ貝の水揚量	Kg	68,127	100,000	陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる目標値の維持を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市農業振興地域整備計画
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 陸前高田市森林整備計画



基本政策 29	地域資源を活かした観光振興を推進する
---------	--------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・本市における観光は、滞在時間の短い通過型の観光が主となっており、地域における経済効果は低い状況です。また、市内の宿泊施設が不足しているため、旅行者が市外に流失していることが通過型観光地となっている要因の一つです。 ・受入体制や魅力あるコンテンツなどによる滞在型観光へのシフトや、国内の旅行者のほか外国人旅行者の受入対策が必要です。 ・人口減少が進む中、交流人口の拡大につながる観光振興はこれまで以上に重要であり、従来のイベント開催や食・地域文化を活用した観光メニューに加え、震災の経験や教訓、復興への過程を新たな観光資源とし、体験交流や地域の歴史・文化・自然などを活かした観光地づくりが求められます。

基本事業の方向	主な取組内容
新たな観光資源の活用と既存観光資源の磨き上げ	<p>震災・防災・減災教育や豊かな自然、地域固有の歴史・文化、三陸の新鮮な食など多彩な観光資源の一層の掘起しや、観光まちづくりに携わる人材の育成や活用などを推進するとともに、漁業・農業、自然などをフィールドとした体験型コンテンツを構築することにより、多様化するニーズに対応していきます。</p> <p>また、各地域にある地域資源の磨き上げにより、観光客の地域流入と地域活性化による市民の意識醸成を図ります。</p>
観光施設等の整備	<p>高齢者や障がい者、外国人など全ての旅行者が安心して観光を楽しめるよう配慮した観光施設などの整備を促進することにより、ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりを推進します。</p>
観光情報の発信	<p>市内の観光関連情報を収集し、ホームページなどを通じた最新情報を提供することにより、多様な観光ニーズへの的確な対応に努めます。</p>
宿泊施設等の整備	<p>宿泊施設の整備促進や既存宿泊施設との連携により、観光客の滞在時間の長期化を促進します。</p>
イベントの開催・誘致	<p>各種イベントの開催支援や誘致により、交流人口の拡大を図ります。</p>

基本事業の方向	主な取組内容
スポーツ施設を活用した交流人口の拡大	夢アリーナたかた（総合交流センター、B & G 海洋センター）や、新たに整備する野球場・サッカー場を活用したプロスポーツ、各種スポーツ大会、スポーツ合宿や各種イベント等の誘致により、交流人口の拡大を図ります。

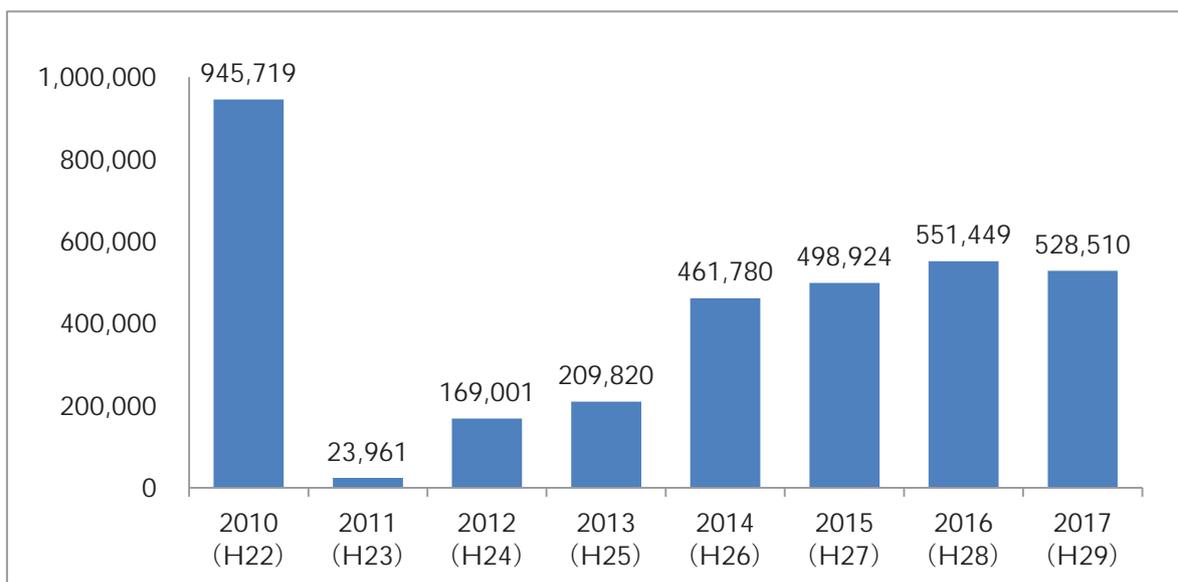
成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
地域資源を活かした観光振興の推進に満足している人の割合	%	34.4	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に50%となることを目指す
宿泊者数	人	18,944	35,000	平成21年度実績と比較して、5年後（H35）に概ね50%程度の回復を目指す
観光入込客数	千人回	528	1,000	5年後（H35）に平成22年度実績と同程度までの回復を目指す

部門別計画

- ・ 交流人口拡大戦略

■ 観光入込客数の推移

（単位：人回）



基本政策 30	魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える
---------	------------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した食産業を重点分野とする産業の集積や、本市の目指す「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまち」に合致する企業の立地を推進する必要があります。 ・ 雇用のミスマッチが見られることから、新規学卒者をはじめ多様な就労の場の確保や就業体験などの取組が求められています。 ・ 中小企業の経営基盤の強化や体質改善が図られるよう、事業活動の継続・発展を支援するとともに、地域資源を活かした産業振興に取り組む必要があります。 ・ 中心市街地をはじめとする新たなまちづくりにおいては、新たな事業者や起業しやすい環境の整備が必要です。 ・ 多様な職種を選択できる就職先が少なく、地元を離れた高校卒業者や進学を機に市外に転出して卒業した若者が戻ってこられない状況にあることから、多職種の企業誘致が必要です。 ・ 国際リニアコライダー（ILC）^{※32}の誘致実現に向けて、関係機関との連携・協力により、市民の機運醸成などを図っています。

基本事業の方向	主な取組内容
魅力ある雇用の創出	企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、関係機関との連携による高齢者や子育て世代と障がいのある方など多様な方の就業の場を確保するとともに、就職情報の提供などにより市外に住む新規学卒者のUターンや若年者の地元への就労・定住を推進します。
中小企業の支援	既存企業の支援により、事業拡大や雇用拡大を推進します。
起業しやすい環境づくり	創業支援事業計画の策定により起業時の相談窓口を創設するとともに、ビジネスプランコンテストや勉強会の開催により事業計画の作成や事業の磨き上げを支援します。
ILCの誘致が実現した場合における雇用の創出等	ILC建設等に関連する企業の誘致を促進することなどにより、雇用の創出を図ります。

※32 国際リニアコライダー（ILC）…全長 20～50km の地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速・衝突させ、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
雇用の創出と起業しやすい環境の整備に満足している人の割合	%	22.7	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に60%となることを目指す
新規雇用者数(累計)	人	56	350	年50人程度の新規雇用を目指す
市内における起業家の創出件数(累計)	件	—	5	年1件程度の起業家創出を目指す
ビジネスプランコンテスト応募件数(累計)	件	12	50	年10件程度のコンテスト応募者を目指す

部門別計画

なし



まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

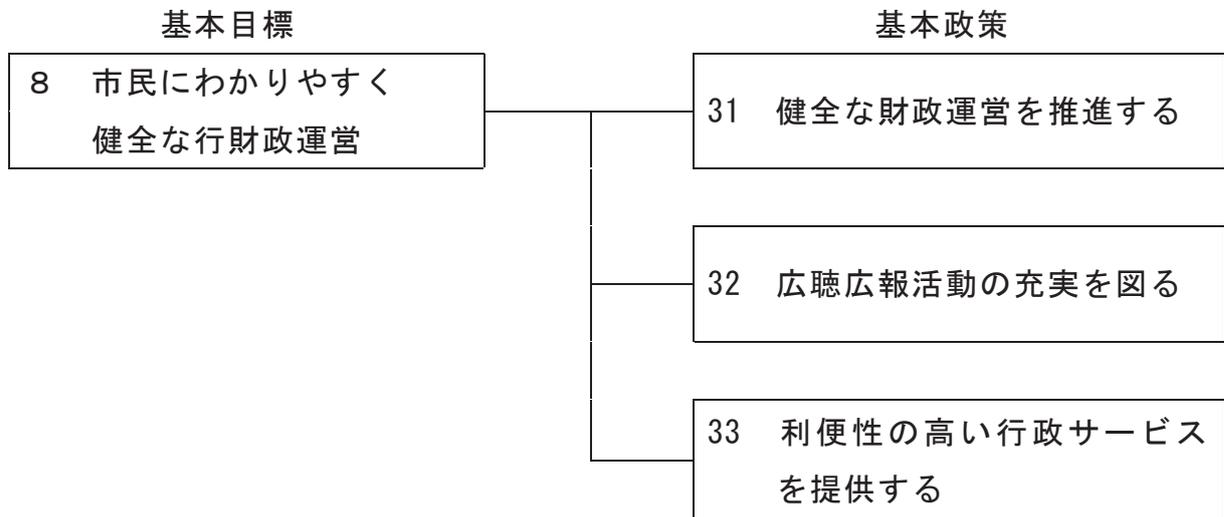
1 基本目標

8 市民にわかりやすく健全な行財政運営

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 31	健全な財政運営を推進する
---------	--------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な財政運営を図るため、中長期的な財政見通しを試算し、今後の財政運営の指針としていくことが必要です。 ・ 財政状況の分析に当たっては、統一的な基準により財務書類を整備し、団体間の比較やストック情報を「見える」化することにより、積極的に活用していくことが求められます。

基本事業の方向	主な取組内容
中長期的な財政見通しに基づく財政運営	後年度の収支見積もりや中長期的な財政見通しの試算による持続可能で安定的な財政運営を図り、未利用財産の活用や多様な手法を用いた歳入確保と市民感覚・コスト意識を持った歳出削減に努めます。
地方公会計の整備	統一的な基準による財務書類を作成し、財政の効率化・適正化を図ります。
公共施設等の総合的かつ計画的な管理	陸前高田市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設などの更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
市の健全な財政運営の推進に満足している人の割合	%	36.4	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後 (H35) に 50%となることを目指す
実質公債費比率 ^{※33}	%	13.7	17.0 以下	地方債を借り入れる際に県知事の許可を要することとなる 18%を超えない数値の維持を目指す

部門別計画

- ・ 公共施設等総合管理計画

※33 実質公債費比率…地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

基本政策 32	広聴広報活動の充実を図る
---------	--------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く市民に市政情報を届けるため、広報紙やホームページなどの内容の充実が必要です。また、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを活用した、若者や来訪者などへの情報発信の強化が必要です。 ・ 市民からの声を市政に反映させ、協働によるまちづくりを推進するため、広聴活動の充実が必要です。

基本事業の方向	主な取組内容
わかりやすい市政情報の提供	誰もが親しみやすい広報紙やホームページなどの作成により、わかりやすくかつ正確な市政情報を提供するとともに、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを通じた多様な情報発信を行っていきます。
広聴活動の充実	市長直送便や市長と語る会などの広聴事業の活用を促進するとともに、広聴事業の誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
市の広聴広報活動に満足している人の割合	%	73.2	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に75%となることを目指す
市公式ホームページの閲覧者数	千人	296	330	5年後までに毎年6,000人の増加を目指す
市公式SNS(フェイスブック等)におけるフォロワー数	千人	28	34	年ごとに1,200人の増加を目指す
市政懇談会への参加者数	人	427	500	平成29年度と比較して、5年後に概ね15%の増加を目指す

部門別計画

なし

基本政策 33	利便性の高い行政サービスを提供する
---------	-------------------

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・市を取り巻く行財政環境がますます厳しくなる中、多様な住民ニーズに的確に応えるとともに、持続可能な行政運営を図るため、民間企業やNPOなどの多様な主体と連携し、専門的な知識や経験、技術を活用して新たな仕組みを構築することが重要となります。 ・市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、行政文書の情報公開制度の適正な運用を図り、透明性の高い行政運営を進める必要があります。 ・多様化する行政ニーズに応じていくためには、経営感覚や市民目線を持ち、新たな政策や改革改善に積極的に取り組む人材を育成し、質の高い行政サービスを提供していくことが求められます。 ・既存の情報通信基盤の適切な整備や利活用とあわせ、より一層の安全・安心なまちづくりを進めていくうえで、災害発生時の情報伝達手段の確保が必要であることから、災害時においても情報を受発信できる公衆無線LAN環境などの新たな情報通信基盤の整備と、これらの情報通信ネットワークを活用した行政サービスの充実に向けた取組が必要となっています。

基本事業の方向	主な取組内容
持続可能な行政運営のための仕組みづくり	定員管理計画に基づく職員数の適正化により、持続的で効率的な行政運営の実現を目指すとともに、事務事業の総点検の実施や行政と民間との役割分担を明確化することにより、民間活力を活用した「新しい公共」の構築を図ります。
透明性の高い行政運営	広報やホームページにおいて行政運営に関する各種情報を公表することにより、市政に対する信頼の確保と開かれた行政運営を推進します。
質の高い行政サービスの提供	人材育成基本方針に基づく職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図ることにより、市政に対する市民満足度の向上を目指します。
情報通信基盤の利活用促進	行政情報や防災情報、各地域のイベントなどの情報を、インターネットを通じて発信するサイトを整備することにより、情報通信基盤の利活用を促進します。

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
市の行政サービスに満足している人の割合	%	49.1	55.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後(H35)に55%となることを目指す
公共無線LAN整備箇所数(累計)	箇所	2	25	5年後までは主に避難所等への整備を目指す
情報ポータルサイトの整備件数	件	—	1	計画期間内の早期に1件の整備を目指す

部門別計画

なし

